

# I かい ぎ 会議ほうこくの報告



だい き だいひょうしゃ  
 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ 第13期代表者 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊



がつ にち にち だい き がいこくじんしゅみんだいひょうしゃかいぎだい かいだい にち かいぎ ようす  
 6月21日（日）第13期外国人市民代表者会議第1回第1日 会議の様子

だいひょうしゃかいぎ みつ きーわーど  
 ＊ ＊ ＊ 代表者会議の3つのキーワード ＊ ＊ ＊

ようきゅう さんか  
**要求から参加へ**

ようきゅう  
 要求するだけでなく  
 せっきょくてき しせい さんか  
 積極的に市政参加・  
 しゃかい さんか  
 社会参加をしていく。

こべつ ぶん へん  
**個別と普遍**

こべつ ちが なか  
 個別の違いの中から  
 だれ なっとく  
 誰をも納得させる  
 ぶんてき さが  
 普遍的なものを探す。

そうごりかい きょうせい  
**相互理解と共生**

がいこくじん にほんじん  
 外国人も日本人も  
 だが りかい つと  
 お互いの理解に努め、  
 きょうせい はか  
 共生を図る。

がいこくじん す にほんじん す  
**「外国人の住みやすいまちは、日本人も住みやすい」**

# 1 会議開催概要

会期	開催日時 ／場所	議事概要	代表者	傍聴者
第1回	第1日 通算① 2020年 6月21日 15:30～17:30 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表者自己紹介</li> <li>正副委員長の選出</li> <li>年間日程について</li> </ul>	24人	1人
	第2日 通算② 2020年 7月5日 14:00～16:30 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>実行委員会について</li> <li>市の審議会等委員について</li> <li>イベントへの参加について</li> <li>第13期の調査審議について</li> </ul>	21人	2人
第2回	第1日 通算③ 2020年 9月13日 14:00～16:30 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表者の欠員と補充</li> <li>イベントへの参加について（かわさき市民祭り）</li> <li>グループワーク、グループワークの報告</li> <li>今後の審議計画について</li> <li>実行委員会等報告（臨時会、ニューズレター）</li> </ul>	23人	5人
	第2日 通算④ 2020年 10月18日 14:00～16:30 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年度の会議日程について</li> <li>部会の設置について</li> <li>実行委員会等報告（臨時会、ニューズレター）</li> </ul>	21人	8人

かい 期		かいび 開催日 ／ばしょ 場所	ぎ 事 概 要	だいひょうしゃ 代表者	ぼうちやうしゃ 傍聴者
第3回	だい にち 第1日 つうさん 通算⑤	ねん 2020年 がつ にち 11月15日  14:00～16:30  こくさいこうりゆう 国際交流 せんたー センター	りんじかい ・臨時会について  ぶかい せっち ・部会の設置について  ぶかいしんぎ ・部会審議  じっこういんかいほうこく に ゆーずれたー ・実行委員会報告(ニューズレター)	にん 22人	にん 4人
	だい にち 第2日 つうさん 通算⑥	ねん 2020年 がつ にち 12月13日  14:00～16:30  こくさいこうりゆう 国際交流 せんたー センター	ねんどねんじほうこくしよ ・2020年度年次報告書について  りんじかい ・臨時会について  ぶかいしんぎ ・部会審議	にん 24人	にん 5人
第4回	だい にち 第1日 つうさん 通算⑦	ねん 2021年 がつ にち 1月15日～ がついつか 2月5日  しよめんかいぎ ※書面会議	ていげん とりくみじようきよ ・提言の取組状況について  ねんどねんじほうこくしよ ・2020年度年次報告書について	にん 25人	—
	だい にち 第2日 つうさん 通算⑧	ねん 2021年 がつ にち 2月21日  13:30～16:45  おんらいん ※オンライン かいぎ 会議	ぶかいしんぎ ・部会審議	にん 24人	ひとり 1人

## 2 ちょうさしんぎ ないよう 調査審議の内容

### 【1】かいぎ うんえい 会議の運営

#### 1 だいひょうしゃ いしよく せいふくいんちょう せんしゅつ 代表者の委嘱、正副委員長の選出

2020年4月から第13期川崎市外国人市民代表者会議（以下「代表者会議」という。）が始まりました。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議会場への入室時に、検温、問診票の提出、アルコール消毒を実施し、マスクの着用や会場の換気、座席間の距離を空ける等の感染症対策を講じた上で、開催しました。

第1回第1日（6月21日）の会議では、各代表者に委嘱状が交付され、代表者が互いに自己紹介をしました。その後、条例と運営要綱で定められた正副委員長の役割を確認し、選出方法について審議・決定しました。投票により、委員長はペレーラ ラヒル サンケータ、副委員長は張 亮に決まりました。

#### 2 ちょうさしんぎ すす かた しんぎて 一ま けつてい ぶかい せつち 調査審議の進め方（審議テーマの決定と部会の設置）

第1回第2日（7月5日）の会議では、第13期の調査審議の進め方について話し合い、前期までの反省や課題を踏まえて、進め方を決めました。具体的には、第2回第1日（9月13日）の会議でグループワークを行い、代表者同士の問題意識、アイデアの共有を図りました。

その後、第2回第2日（10月18日）の会議で、審議テーマを6つに絞り、2つの部会に分かれて審議を深めていくこととしました。代表者全員が2つの部会のどちらに所属するかを本人の希望により決め、それぞれの部会で部会長・副部会長、部会の名称等を決めました。

#### こくさいこみゆにていぶかい 《国際コミュニティ部会》

ぶかいちょう まえだ きよみ  
部会長 前田 喜与美

ふくぶかいちょう ゆん じは  
副部会長：尹 智夏

しんぎて 一ま いぶんかこうりゅう  
審議テーマ：a. 異文化交流

ちいきこうけん  
b. 地域貢献

ぎょうせいしゅどう おんらいんこみゆにていこうちく  
c. 行政主導でのオンラインコミュニティの構築

あんしんせいかつぶかい  
《安心生活部会》

ぶかいちょう : こだま のんていしゃー  
部会長 : 児玉 ノンティンチャー

ふくぶかいちょう : れいばーまん けびん  
副部会長 : レイバーマン ケビン

しんぎてーま : いりょう ほけん  
審議テーマ : a. 医療・保険

b. 保育園・幼稚園

c. 防災・災害



ぜんたいかい ようす  
全体会の様子



ぐるこぶわーく ようす  
グループワークの様子

### 3 正副委員長部会長会議の開催

代表者会議の円滑な運営を図るため、事前に正副委員長部会長会議を開催し、次回会議の進行、部会の審議内容・資料等について確認しました。なお、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議会場への入室時に、検温、問診票の提出、アルコール消毒を実施し、マスクの着用や会場の換気、座席間の距離を空ける等の感染症対策を講じた上で、必要最低限の会議のみ開催しました。

#### <開催経過と主な議題>

##### ①正副委員長会議

かい 回	かいさいび 開催日	ぎ 議 だい 題
1	2020年 6月24日(水)	第1回第2日会議次第、 実行委員会について、 市の審議会等委員について、 イベントへの参加について、 第13期の調査審議について

##### ②部会長会議

かい 回	かいさいび 開催日	ぎ 議 だい 題
1	2020年 12月2日(水)	第3回第2日会議次第、 部会審議について
2	2021年 1月6日(水)	第4回第1日会議次第、 部会審議について

### 4 市内視察について

代表者自身が川崎市のことを知るために、過去の代表者会議では会議の場での調査審議のほかに、市内視察を行ってきました。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内視察を実施しませんでした。

## 【2】 調査審議で出された意見

### 1 国際コミュニティ部会

#### (1) 異文化交流について

- ① 国際交流センターで様々な取組が行われているが、外国人に情報が届いていない  
→ 情報発信方法を改善してはどうか  
→ 市政だより、チラシ、国際交流協会の SNS での広報は実施済み
- ② 交流事業は文化に関するものが多く、それ以外が少ない
- ③ 国際交流センターと区役所が連携して取組をしてはどうか
- ④ 利用・認知率が高い市民館や図書館を活用してはどうか

#### (2) 地域貢献について

- ① 外国人市民意識実態調査によると、地域活動に参加していないが参加したい人が約 50%いた。メールマガジンなどによる、発信型の情報提供をしてはどうか  
→ 参加していない理由が情報発信の問題とは限らない
- ② 外国人市民が経験を共有する場があるとよい
- ③ 既にある支援組織や活動を活用して、地域活動をしたい外国人を支援できるとよい

### 2 安心生活部会

#### (1) 医療・保険について

- ① なぜ MIC かながわの医療通訳の派遣は個人で依頼できないのか  
→ (1) 医療通訳のリソースは限られている  
(2) 外国人利用者ではなく、医療機関の支援が目的の制度
- ② MIC かながわ以外にサービスはないのか  
→ 市が把握しているのは、市と MIC かながわの取組のみ  
市立病院以外でどのようなサービスを利用しているかはわからない
- ③ 119 の多言語対応について  
→ 実際に試してみることはできない  
具体的な対応を知りたいければ担当部署に確認することはできる

#### (2) 保育園・幼稚園について

- ① 保育園を増やして欲しいといった日本人とも共有する問題もあるが、この会議としては、外国人市民に特有の課題について検討するのがよい



こくさいこみゆにていぶかい ようす  
国際コミュニティ部会の様子



あんしんせいかつぶかい ようす  
安心生活部会の様子



ぶかいほうこく ようす  
部会報告の様子

### 【3】臨時会（オープン会議）

これまでの代表者会議では、代表者以外の人の意見や専門家の話を聞き、審議の参考にするために、臨時会（オープン会議）を年に1回開催してきました。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、臨時会（オープン会議）の開催を見送りました。

その代わりに、オンラインアンケートと専門家の招致を行い、代表者以外の人の意見を聞くための機会を設けることにしました。

#### 1 オンラインアンケート

##### (1) 方法

川崎市のホームページにアンケートフォームを掲載し、6つの審議テーマについて意見等を募集し、今後の審議の参考とする。

#### 2 専門家の招致

##### (1) 方法

6つの審議テーマについて1回ずつ審議した後に専門家を招致し、審議テーマや審議で出ている主な意見についてコメントをいただく。また、質疑応答と意見交換の時間も設け、今後の審議の参考とする。





## Ⅱ かくしゅかつどうじょうきょう 各種活動状況



# 1 市長・市議会への報告

川崎市外国人市民代表者会議条例第11条第1項「委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない」及び第2項「市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする」に基づき、市長、市議会に2019年度の代表者会議の報告をしました。

## 1 市長への報告

2020年4月17日に第12期のスタントイルワン委員長、前田喜与美副委員長が福田紀彦市長を訪問して2019年度年次報告書を提出し、1年間の活動の内容について報告する予定でしたが、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が出されたことを踏まえ、今回は訪問をせず、事務局を通じて年次報告書を提出しました。

市長からは、「第12期の皆様方から、2年間にわたり熱心に調査審議を行っていただいた結果として、『乳幼児健診』、『学校における子どもへの日本語支援』、『外国人労働者の雇用・労働問題』の3つの提言をいただきました。

これまで、外国人市民代表者会議からいただいた提言に対し、川崎市はその実現に向けて取組を進めてまいりました。今回の提言につきましても、市議会や市民の皆様のご理解をいただきながら、真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

委員長をはじめ、各委員の皆様方のこれまでの活動に対しまして、心から感謝を申し上げますとともに、今後、この会議での経験を活かして、引き続き地域で御活躍されていくことを心から期待しております。」とのコメントがありました。

## 2 市議会への報告

2020年4月17日に市民文化局が市議会正副議長へ2019年度の年次報告書を提出しました。議長からは「提言が要求型から参加型で前向きなものに変わってきていて、我々としてもとても嬉しく感じています。」とのコメントがありました。

なお、例年は委員長と副委員長が市議会文教委員会に参考人として出席し、年次報告書をもとに、各年度の活動について説明をしていましたが、これについても、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が出されたことを踏まえ、今回は行われないうちになりました。

## 2 臨時会（オープン会議）の企画・運営

オープン会議は、代表者会議の臨時会議として、代表者以外の外国人市民や日本人市民の方々からのいろいろな意見や専門家の話を聴いて、審議に活かすことを目的に、過去の代表者会議で開催されてきました。しかし、今年は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、臨時会は開催せず、別の方法で代表者以外の人の意見を聞くことにしました。

### 1 実行委員

ペレーラ ラヒル サンゲータ（実行委員長）、張 亮（副実行委員長）、アディティア ワルマン、カイ イーモンタン、シン バスカ バハドール、ボソ ミゲル アンヘル、ポール ウツザル クマル、前田 喜与美、ムハマド アイマン アリフ、ユデク マルチン、李 歡歡、レイバーマン ケビン、シディアエ マリ カテリン

### 2 実行委員会の開催

開催日 2020年 9月13日（日）、10月18日（日）

各回の会議の前に行いました。新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、オープン会議開催の可否や代替案などについて話し合いました。規模を縮小したうえでオープン会議を開催するという案のほか、オンラインでの開催、アンケートの実施、代表者が個々の意見を収集する、勉強会を開催する、専門家を招致する、といった案ができました。

## 3 ニュースレターの編集

ニュースレターは、代表者会議をより広く外国人市民及び日本人市民に知ってもらうこと、代表者会議を接点とした外国人市民と日本人市民の交流の機会とすることを基本方針として、編集委員会で毎号の編集内容を話し合い、市が発行しています。

### 1 編集委員

バテネフ アルチョム（編集委員長）、金 海花、グエン テイトウチャン、児玉 ノンティシヤー、許 成龍、ステータ スリニヴァサン、池 垠伊、チョ チョ カイン、ドウマヤス アリヤン、尹 智夏、劉 愛玲、和田 恵麗奈

### 2 編集委員会の開催

開催日 2018年 9月13日（日）、10月18日（日）、11月15日（日）

各回の会議の前に行いました。9月13日（日）、10月18日（日）、11月15日（日）はNo. 70の記事とレイアウトの検討をしました。

### 3 今年度発行のニューズレターと主な内容

No.69 8月31日発行

1ページ：第13期代表者会議がスタート、  
会議日程のお知らせ

2～3ページ：第13期代表者の紹介

4ページ：川崎市外国人市民意識実態調査について、  
第12期提言と2019年度の活動内容を市長に報告、  
国勢調査のご協力をお願い

No.70 3月31日発行

1ページ：第13期委員長のあいさつ、  
会議日程のお知らせ

2ページ：部会審議の報告  
新しい代表者の紹介

3ページ：川崎市最北西の麻生区の魅力  
ふれあい子育てサポート制度を知っていますか？

4ページ：コロナ禍での家での過ごし方  
多文化共生推進課のSNSアカウントの紹介

発行部数：日本語 2,500部、韓国・朝鮮語、中国語、英語、スペイン語、ポルトガル語、  
タガログ語、ベトナム語 各550部

配布先：区役所・支所、市民館、図書館、行政サービスコーナー、国際交流センター、  
市立保育園、市立小・中・高等学校、市内県立高等学校・大学・朝鮮学校等、  
日本語教室等外国人に関わる団体、エスニックメディア、他都市の外国人市民  
施策担当部局など。なお、外国人市民代表者会議のホームページにも掲載

#### 4 まとめ

今年度のニューズレターでは、「川崎市最北西の麻生区の魅力」や「ふれあい子育てサポート制度を知っていますか？」など、代表者が住んで感じた地域の魅力や、代表者自身が利用して多くの人に伝えたいと思った市の制度を、代表者自身が積極的に調べて記事にしました。また、「コロナ禍での家での過ごし方」では、新型コロナウイルス感染症が感染拡大している中でも家で楽しめることとして、家庭菜園や代表者の母国の遊びを紹介しました。ほかには、外国人市民の方の生活に役に立つ情報などを発信する「多文化共生推進課の SNS アカウントの紹介」など、外国人市民を含む多くの方に知ってもらいたい情報も積極的に掲載しました。



#### 4 行事への参加

過去の代表者会議では、会議以外にも各種行事に参加することにより、積極的に市民との交流を深めてきました。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症感染大防止のため、例年参加しているインターナショナル・フェスティバルinカワサキ、かわさき市民祭り、多文化フェスタさいわいが中止になったため、行事には参加できませんでした。

## 5 事前説明会

第13期代表者会議のスタートにあたり、川崎市政や代表者会議についての理解を深めることで会議への参加意欲を高めるとともに、前もって会議の進め方を確認し、審議をスムーズに行うことができるようにするため、事前説明会が開催されました。

当日は、代表者会議の歴史や仕組みなどの説明がありました。

- 1 日 時 2020年6月21日（日） 13：30～15：15
- 2 場 所 川崎市国際交流センター
- 3 参加人数 24人
- 4 内 容
  - (1) 代表者自己紹介
  - (2) 川崎市と川崎市に住む外国人市民について
  - (3) 川崎市外国人市民代表者会議について
    - ①概要・仕組み ②活動 ③課題
  - (4) 質疑応答



## 6 オンライン会議のテスト

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策のひとつとして、代表者会議をオンラインで開催・運営することができるかどうか検討するため、オンライン会議のテストを行いました。これにより、オンライン会議を行う際のルールやパソコン等の操作方法を各代表者が確認するとともに、運営上の課題を把握・整理しました。

また、この結果を踏まえ、第4回第2日の会議はオンライン会議として開催しました。

- |   |      |  |
|---|------|--|
| 1 | 日時   | 2021年1月17日（日） 13：00～14：00  |
| 2 | 参加人数 | 26人  |
| 3 | 内容   | <ul style="list-style-type: none"><li>各代表者の通信環境の確認</li><li>オンライン会議のルール、パソコン等の操作方法の確認</li><li>会議運営方法の確認</li></ul> |

## 7 市内視察

過去の代表者会議では、川崎市のことをよりよく知り、審議に活かすために市内視察を実施してきました。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、視察の実施を見送りました。

## 8 代表者の活動状況

「要求から参加へ」をキーワードに、代表者は会議での調査審議のほか、代表者会議の代表という立場で行政の各種委員等の活動を行いました。

委員会等	事務局・主催者	代表者名
川崎市青少年問題協議会	子ども未来局 青少年支援室	尹 智夏
川崎市国際交流センター活用推進検討委員会	(公財)川崎市国際交流協会	バテネフ ある ちよむ アルチョム
川崎市成人式企画実施委員会	子ども未来局 青少年支援室	ちよ ちよ かいん チヨ チヨ カイン
外国人市民による日本語スピーチコンテスト 審査員	(公財)川崎市国際交流協会	ベレーラ ラヒル サンケータ

代表者としてではなく、個人として、学校や市民館等で講師をするなど、積極的に社会参加をしています。

### 地域などでの活動

代表者名	活動内容	実施団体・主催者
張 亮 ちよ ちよ かいん チヨ チヨ カイン すかーふ さら でいな ユデク マルチン れいばーまん けびん レイパーマン ケビン	災害時 多言語 支援 センター せっちゅんれん 設置訓練	(公財) 川崎市国際交流協会
グエン テイトウチャン ぐえん ていとウチャン	通訳・翻訳ボランティア	(公財) 川崎市国際交流協会
池 垠伊 ち うに ちうに	翻訳ボランティア	(公財) 川崎市国際交流協会
児玉 ノンティンジャー こだま のんていしやー ノンティンジャー	川崎区支所意見交換会	市民文化局 コミュニティ推進部 区政 推進課 / 川崎区役所まちづくり推進部 企画課
ちよ ちよ かいん チヨ チヨ カイン	寺子屋先生	みやまえしょうがっこう 宮前小学校
り かんかん 李 歓歓	日本語クラブ	なかはらしみんかん 中原市民館

\*この報告は本人の申し出により作成しました。



## せんもんちょうさいん かつどうじょうきょう 専門調査員の活動状況

かわさきしがいいこくじんしみんしきくせんもんちょうさいん だいいひょうしゃかいぎ せいふくいんちょうぶがいかいぎ しゅつせき  
川崎市外国人市民施策専門調査員として代表者会議、正副委員長部会長会議に出席し  
たほか、次のような活動を行いました。

### 1 じょうほうしゅうしゅう ちょうさ 情報収集、調査

- ① つづきたぶんか せいしやうねんこうりゅうぶらぎ よこはましこくさいこうりゅうらうんじ しきつ ねん がつ にち  
都筑多文化・青少年交流プラザ(横浜市国際交流ラウンジ)視察(2020年10月23日)

### 2 こうほう けいはつ こうしとう こうりゅうかつどう 広報・啓発・講師等・交流活動

- ① かわさきしがいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎにゅーずれたー へんしゅう  
川崎市外国人市民代表者会議ニューズレター No. 69、70 編集
- ② かわさきしがいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎほーむぺーじ にほんごばん えいごばん ずいじじょうほうこうしん  
川崎市外国人市民代表者会議ホームページ(日本語版・英語版) 随時情報更新
- ③ かわさきしほーむぺーじ がいいこくじんしみんしきくたんとく ぺーじ ずいじじょうほうこうしん  
川崎市ホームページ 外国人市民施策担当のページ 随時情報更新
- ④ やさしいにほんごけんしゅうこうし (ねん がつこのか)  
やさしい日本語研修講師(2021年3月9日)
- ⑤ さいわいしみんかんしきじぼらんてい あけんしゅうこうし ねん がつとおか  
幸市民館識字ボランティア研修講師(2021年3月10日)

### 3 しりょう ほうこくしよさくせい 資料・報告書作成

- ① かわさきしがいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎぎじろく  
川崎市外国人市民代表者会議議事録
- ② かわさきしがいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねん がつ にち  
川崎市外国人市民代表者会議について(2020年6月21日)
- ③ だい き ちょうさしんぎ ねん がついつか  
第13期の調査審議について(2020年7月5日)
- ④ だいいひょうしゃ けついん ほじゅう ねん がつ にち  
代表者の欠員と補充について(2020年9月13日)
- ⑤ ぐるーぷわーく ねん がつ にち  
グループワークについて(2020年9月13日)
- ⑥ こんご しんぎけいかく ねん がつ にち  
今後の審議計画について(2020年9月13日)
- ⑦ ぶかい せっち ねん がつ にち  
部会の設置について(2020年10月18日)
- ⑧ しんぎてーま ねん がつ にち がつ にち  
審議テーマについて(2020年10月18日、11月15日)
- ⑨ りんじかい おーぶんかいぎ ねん がつ にち がつ にち  
臨時会について(オープン会議について)(2020年11月15日、12月13日)
- ⑩ ぶかい せっち ねん がつ にち  
部会の設置について(2020年11月15日)
- ⑪ ぶかいしんぎ ねん がつ にち  
部会審議について(2020年11月15日)
- ⑫ いりょう ほけん ねん がつ にち  
医療・保険について(2020年12月13日)
- ⑬ ぎじ ていげん とりくみじょうきょう しよめんかいぎ ねん がついつか  
議事1 提言の取組状況について(書面会議)(2021年2月5日)
- ⑭ ぎじ ねんどねんじほうこくしよ しよめんかいぎ ねん がついつか  
議事2 2020年度年次報告書について(書面会議)(2021年2月5日)
- ⑮ ほいくえん ようちえん ねん がつ にち  
保育園・幼稚園について(2021年2月27日)
- ⑯ りんじかいじつこういんかいしりょう ずいじ  
臨時会実行委員会資料 随時

#### 4 庁内会議等への出席

- ① 川崎市多文化共生社会推進協議会（2020年8月4日、8月31日、11月19日、2021年3月19日）

#### 5 まとめと課題

今年度は、第13期代表者会議のスタートの年でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、大きな制約を受けるなかでの会議の開催、運営、活動となりました。4月に予定していた第1回目の会議は6月になってようやく開催することができましたが、従来、オープン会議というかたちで開催してきた臨時会議は残念ながら開催を見送ることになりました。また、書面会議やオンライン会議など、直接集まらないかたちでの会議の開催もありました。運営面でも、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保など、これまでとは大きく雰囲気異なるなかで会議を行うこととなりました。くわえて、市内視察やイベントへの参加など、会議以外の活動もほとんどできませんでした。

本来であれば、さまざまな活動をしていくなかで、次第に代表者同士の間関係も構築され、それが活発な審議を支える土台となるのですが、そうした機会がなかなか持てなかったことは致し方ないこととはいえ非常に残念でした。とはいえ、多くの制約を受けるなかでも、年に8回の定例会議を開催でき、審議も概ね計画どおりに進められたことはよかったと思います。

2021年度は、いよいよ第13期として提言をまとめる年になります。引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらの活動になると思いますが、充実した審議とよい提言がまとめられるよう専門調査員としてしっかりサポートしていきたいと思えます。

専門調査員 高橋 誠一



Ⅲ 資 料

1

がいこくじんじゅうみんじんこうとうけい  
外国人住民人口統計

かわさきし こくせき ちいきべつがいこくじんじゅうみんじんこうすいい  
川崎市の国籍・地域別外国人住民人口の推移 (各月末日現在・人)

	2010.3 (H22)	2011.3 (H23)	2012.3 (H24)	2013.3 (H25)	2014.3 (H26)	2015.3 (H27)	2016.3 (H28)	2017.3 (H29)	2018.3 (H30)	2019.3 (H31)	2020.3 (R2)	2020.12 (R2)
1	10,423 ちゅうごく (中国)	10,611 ちゅうごく (中国)	10,486 ちゅうごく (中国)	9,716 ちゅうごく (中国)	9,956 ちゅうごく (中国)	10,787 ちゅうごく (中国)	11,527 ちゅうごく (中国)	12,905 ちゅうごく (中国)	14,182 ちゅうごく (中国)	15,410 ちゅうごく (中国)	16,606 ちゅうごく (中国)	16,148 ちゅうごく (中国)
2	9,290 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	9,066 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	8,654 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	8,060 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	7,922 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	7,812 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	7,842 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	7,979 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	7,558 かんこく (韓国)	7,621 かんこく (韓国)	7,663 かんこく (韓国)	7,426 かんこく (韓国)
3	3,891 ふいりびん (フィリピン)	3,836 ふいりびん (フィリピン)	3,852 ふいりびん (フィリピン)	3,564 ふいりびん (フィリピン)	3,653 ふいりびん (フィリピン)	3,771 ふいりびん (フィリピン)	3,898 ふいりびん (フィリピン)	4,037 ふいりびん (フィリピン)	4,226 ふいりびん (フィリピン)	4,441 ふいりびん (フィリピン)	4,700 ふいりびん (フィリピン)	4,635 ふいりびん (フィリピン)
4	1,192 いんど (インド)	1,155 いんど (インド)	1,038 いんど (インド)	962 いんど (インド)	936 べとなむ (ベトナム)	1,294 べとなむ (ベトナム)	1,868 べとなむ (ベトナム)	2,309 べとなむ (ベトナム)	2,857 べとなむ (ベトナム)	3,448 べとなむ (ベトナム)	4,398 べとなむ (ベトナム)	4,447 べとなむ (ベトナム)
5	1,188 ぶらじる (ブラジル)	1,123 ぶらじる (ブラジル)	930 ぶらじる (ブラジル)	774 ぶらじる (ブラジル)	807 いんど (インド)	774 いんど (インド)	841 たいわん (台湾)	938 ねぱーる (ネパール)	1,129 ねぱーる (ネパール)	1,295 ねぱーる (ネパール)	1,541 ねぱーる (ネパール)	1,531 ねぱーる (ネパール)
6	797 べいこく (米国)	779 べいこく (米国)	746 べいこく (米国)	773 べとなむ (ベトナム)	756 ぶらじる (ブラジル)	745 たいわん (台湾)	826 いんど (インド)	937 たいわん (台湾)	1,069 いんど (インド)	1,208 いんど (インド)	1,431 いんど (インド)	1,342 いんど (インド)
7	617 べとなむ (ベトナム)	649 べとなむ (ベトナム)	695 べとなむ (ベトナム)	682 べいこく (米国)	650 べいこく (米国)	733 べいこく (米国)	779 べいこく (米国)	915 いんど (インド)	1,033 たいわん (台湾)	1,115 たいわん (台湾)	1,237 たいわん (台湾)	1,156 たいわん (台湾)
8	589 たい (タイ)	568 たい (タイ)	553 べーる (ペルー)	492 べーる (ペルー)	590 たいわん (台湾)	712 ぶらじる (ブラジル)	740 ねぱーる (ネパール)	828 べいこく (米国)	959 べいこく (米国)	1,018 べいこく (米国)	1,078 べいこく (米国)	1,045 べいこく (米国)
9	586 べーる (ペルー)	567 べーる (ペルー)	535 たい (タイ)	491 たい (タイ)	515 たい (タイ)	542 たい (タイ)	733 ぶらじる (ブラジル)	749 ぶらじる (ブラジル)	783 ぶらじる (ブラジル)	816 ぶらじる (ブラジル)	877 ぶらじる (ブラジル)	868 ぶらじる (ブラジル)
10	325 ねぱーる (ネパール)	326 ねぱーる (ネパール)	360 ねぱーる (ネパール)	429 たいわん (台湾)	487 べーる (ペルー)	531 ねぱーる (ネパール)	579 たい (タイ)	616 たい (タイ)	644 たい (タイ)	679 たい (タイ)	682 たい (タイ)	670 たい (タイ)
た その他	3,716	3,140	3,272	3,179	3,299	3,629	3,944	4,205	5,147	5,584	6,195	6,093
がいこくじんそうすう 外国人総数	32,614	32,146	31,121	29,122	29,571	31,330	33,577	36,418	39,587	42,635	46,408	45,361
がいこくじんひりつ 外国人比率	2.32%	2.25%	2.17%	2.17%	2.03%	2.13%	2.26%	2.43%	2.62%	2.80%	3.06%	2.98%

かわさきし がいこくじんじゅうみんじんこう こくせき ちいきべつ  
**川崎市の外国人住民人口 (国籍・地域別)**

ねん がつまつじつげんざい  
**2020年12月末日現在**

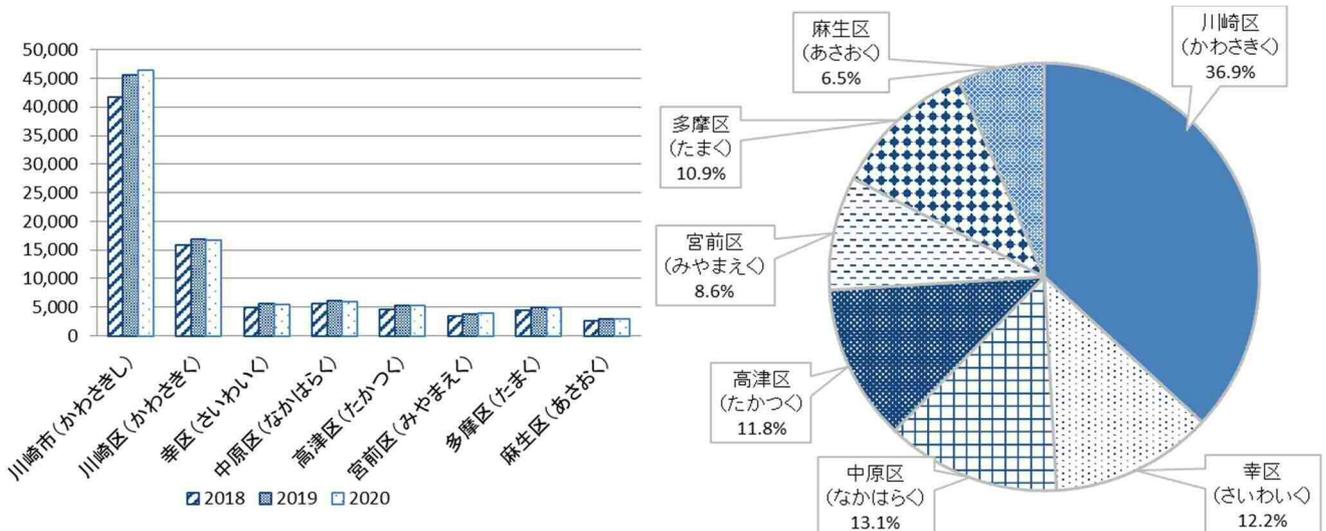
No.	こくせき ちいき 国籍/地域	にん 人	No.	こくせき ちいき 国籍/地域	にん 人	No.	こくせき ちいき 国籍/地域	にん 人
1	ちゆうこく 中国	16,148	48	せねがる セネガル	25	95	りとあにあ リトアニア	4
2	かんこく 韓国	7,426	49	みなみあふりかきょうわこく 南アフリカ共和国	22	96	まらうい マラウイ	4
3	ふいりびん フィリピン	4,635	50	すいす スイス	22	97	たんざにあ タンザニア	4
4	べとなむ ベトナム	4,447	51	もろっこ モロッコ	19	98	うがんだ ウガンダ	4
5	ねばーる ネパール	1,531	52	ばらぐあい パラグアイ	19	99	うるぐあい ウルグアイ	4
6	いんど インド	1,342	53	じゃまいか ジャマイカ	18	100	ぶるきなふあそ ブルキナファソ	3
7	たいわん 台湾	1,156	54	けにあ ケニア	17	101	かめるーん カメルーン	3
8	べいこく 米国	1,045	55	おーすとリア オーストリア	16	102	えちおびあ エチオピア	3
9	ぶらじる ブラジル	868	56	らおす ラオス	16	103	もるどば モルドバ	3
10	たい タイ	670	57	べるぎー ベルギー	15	104	ばなま パナマ	3
11	いんどねしあ インドネシア	669	58	はんがりー ハンガリー	15	105	するばきあ スロバキア	3
12	べるー ペルー	468	59	こーとじぼわーる コートジボワール	14	106	とりだーととぼご トリニダード・トバゴ	3
13	ちようせん 朝鮮	455	60	かざふずたん カザフスタン	14	107	あふがにすたん アフガニスタン	2
14	えいこく 英国	333	61	こんごみんしゆきょうわこく コンゴ民主共和国	13	108	ちゆうおうあふりか 中央アフリカ	2
15	みやんまー ミャンマー	315	62	しりあ シリア	13	109	じょーじあ ジョージア	2
16	ばんぐらでしゆ バングラデシュ	291	63	ちり チリ	12	110	ガイアナ	2
17	まれーしあ マレーシア	289	64	ぼるとがる ポルトガル	12	111	あいすらんど アイスランド	2
18	すりらんか スリランカ	265	65	さうじあらびあ サウジアラビア	12	112	みくろねしあ ミクロネシア	2
19	ふらんす フランス	260	66	あせるばいじゃん アゼルバイジャン	11	113	ばらお パラオ	2
20	かなだ カナダ	217	67	まり マリ	11	114	ばれすちな パレスチナ	2
21	もんごる モンゴル	191	68	あるじえりあ アルジェリア	10	115	じんばぶえ ジンバブエ	2
22	どいつ ドイツ	183	69	ぶるがりあ ブルガリア	10	116	あんごら アンゴラ	1
23	おーすとらりあ オーストラリア	170	70	ふいんらんど フィンランド	10	117	あるめにあ アルメニア	1
24	ろしあ ロシア	169	71	きるぎす キルギス	8	118	ばはま バハマ	1
25	ぱきすたん パキスタン	104	72	せるびあ セルビア	8	119	ばーれーん バーレーン	1
26	いたりあ イタリア	95	73	べねすえら ベネズエラ	8	120	どみにかきょうわこく ドミニカ共和国	1
27	いらん イラン	80	74	べらるーし ベラルーシ	7	121	えるきるぼどる エルサルバドル	1
28	すべいん スペイン	74	75	でんまーく デンマーク	7	122	がんびあ ガンビア	1
29	あるぜんちん アルゼンチン	71	76	ぎりしや ギリシャ	7	123	ほんじゅらす ホンジュラス	1
30	かんぼじあ カンボジア	68	77	いすらえる イスラエル	7	124	いらく イラク	1
31	しんがぽーる シンガポール	65	78	ればのん レバノン	7	125	れそと レソト	1
32	とるこ トルコ	59	79	べなん ベナン	6	126	りべりあ リベリア	1
33	ほりびあ ボリビア	56	80	こすたりか コスタリカ	6	127	もーりしやす モーリシャス	1
34	めきしこ メキシコ	51	81	きゅーば キューバ	6	128	もざんびーく モザンビーク	1
35	がーな ガーナ	50	82	ちえこ チエコ	6	129	にからぐあ ニカラグア	1
36	ごろんびあ コロンビア	46	83	ふいじー フィジー	6	130	るわんだ ルワンダ	1
37	にゅーじーらんど ニュージーランド	46	84	ぎにあ ギニア	6	131	さもあ サモア	1
38	うずべきすたん ウズベキスタン	44	85	のるうえー ノルウェー	6	132	せーしえる セーシェル	1
39	ないじえりあ ナイジェリア	41	86	えすとにあ エストニア	5	133	しえられおね シエラレオネ	1
40	るーまにあ ルーマニア	37	87	あるばにあ アルバニア	4	134	すーだん スーダン	1
41	うくらいな ウクライナ	37	88	ぶーたん ブータン	4	135	たじきすたん タジキスタン	1
42	ほーらんど ポーランド	35	89	くらあちあ クロアチア	4	136	とーご トーゴ	1
43	えじぶと エジプト	32	90	えくあどる エクアドル	4	137	ざんびあ ザンビア	1
44	おらんだ オランダ	30	91	ぐあてまら グアテマラ	4		むこくせき 無国籍	11
45	すうえーでん スウェーデン	30	92	はいち ハイチ	4		くわらん 空欄※	36
46	ちゆにじあ チュニジア	30	93	よるだん ヨルダン	4			
47	あいらんど アイルランド	25	94	らとびあ ラトビア	4			

しゅつしよ けいかたいざいしよ  
 ※出生による経過滞在者  
 ごうけい にん  
 合計 45,361人

くべつ おも こくせき ちいきべつ がいこくじんじゅうみんじんこう  
**区別・主な国籍・地域別 外国人住民人口**

ねん がつまつじつげんざい  
**2020年12月末日現在**

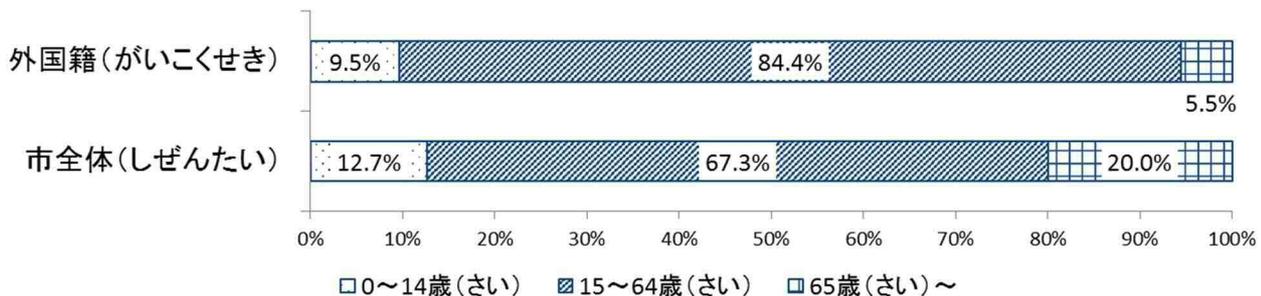
	かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
1	6,209 ちゅうごく (中国)	2,323 ちゅうごく (中国)	2,058 ちゅうごく (中国)	1,609 ちゅうごく (中国)	1,093 ちゅうごく (中国)	1,736 ちゅうごく (中国)	1,120 ちゅうごく (中国)	16,148 ちゅうごく (中国)
2	3,075 かんこく (韓国)	836 かんこく (韓国)	1,080 かんこく (韓国)	811 かんこく (韓国)	598 かんこく (韓国)	609 かんこく (韓国)	417 かんこく (韓国)	7,426 かんこく (韓国)
3	2,032 べとなむ (ベトナム)	542 ふいりびん (フィリピン)	477 ふいりびん (フィリピン)	637 ふいりびん (フィリピン)	479 ふいりびん (フィリピン)	527 べとなむ (ベトナム)	165 べとなむ (ベトナム)	4,635 ふいりびん (フィリピン)
4	1,844 ふいりびん (フィリピン)	482 べとなむ (ベトナム)	321 べとなむ (ベトナム)	544 べとなむ (ベトナム)	376 べとなむ (ベトナム)	500 ふいりびん (フィリピン)	156 ふいりびん (フィリピン)	4,447 べとなむ (ベトナム)
5	596 いんど (インド)	280 ねばーる (ネパール)	286 ねばーる (ネパール)	202 べいこく (米国)	162 べいこく (米国)	199 ねばーる (ネパール)	115 べいこく (米国)	1,531 ねばーる (ネパール)
6	534 ぶらじる (ブラジル)	174 いんど (インド)	266 たいわん (台湾)	189 ねばーる (ネパール)	121 たいわん (台湾)	168 べいこく (米国)	113 いんど (インド)	1,342 いんど (インド)
7	505 ねばーる (ネパール)	126 たいわん (台湾)	229 べいこく (米国)	176 たいわん (台湾)	114 いんどねしあ (インドネシア)	120 たいわん (台湾)	91 たいわん (台湾)	1,156 たいわん (台湾)
8	293 べるー (ペルー)	76 べるー (ペルー)	158 いんど (インド)	143 いんど (インド)	81 いんど (インド)	77 いんど (インド)	85 いんどねしあ (インドネシア)	1,045 べいこく (米国)
9	256 たいわん (台湾)	73 べいこく (米国)	96 たい (タイ)	97 いんどねしあ (インドネシア)	77 たい (タイ)	72 ふるまろ フラミンカ (ブラジル、スリランカ)	76 ぼんぐらでしゆ (バングラデシュ)	868 ぶらじる (ブラジル)
10	249 たい (タイ)	59 たい (タイ)	89 いんどねしあ (インドネシア)	88 たい (タイ)	73 えいこく (英国)	—	51 えいこく (英国)	670 たい (タイ)
た こくせき 他の国籍	1,141	564	900	850	723	867	553	6,093
ごうけい にん 合計(人)	16,734	5,535	5,960	5,346	3,897	4,947	2,942	45,361
わりあい 割合(%)	36.9	12.2	13.1	11.8	8.6	10.9	6.5	100.0



くべつ ねんれいべつ がいこくじんじゅうみんじんこう  
 区別・年齢別 外国人住民人口

ねん がつまつじつげんざい  
 2020年12月末日現在

		かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
0～4歳	にん 人	786	290	212	196	140	164	104	1,842
	%	4.7	5.2	3.6	3.7	3.6	3.3	3.5	4.2
5～9歳	にん 人	698	215	147	149	99	122	96	1,526
	%	4.2	3.9	2.5	2.5	2.5	2.5	3.3	3.4
10～14歳	にん 人	412	151	94	74	73	65	54	923
	%	2.5	2.7	1.6	1.4	1.9	1.3	1.8	2.0
15～19歳	にん 人	461	136	112	111	87	106	66	1,079
	%	2.8	2.5	1.9	2.1	2.2	2.1	2.2	2.4
20～24歳	にん 人	1,694	430	523	558	419	815	435	4,874
	%	10.1	7.8	8.8	10.4	10.8	16.5	14.8	10.7
25～29歳	にん 人	2,280	764	1,184	1,019	601	1,119	522	7,489
	%	13.6	13.8	19.9	19.1	15.4	22.6	17.7	16.5
30～34歳	にん 人	2,378	873	1,085	908	550	778	395	6,967
	%	14.2	15.8	18.2	17.0	14.1	15.7	13.4	15.4
35～39歳	にん 人	1,911	704	716	572	487	450	336	5,176
	%	11.4	12.7	12.0	10.7	12.5	9.1	11.4	11.4
40～44歳	にん 人	1,313	514	537	447	338	346	225	3,720
	%	7.8	9.3	9.0	8.4	8.7	7.0	7.6	8.2
45～49歳	にん 人	1,106	397	370	348	302	264	216	3,003
	%	6.6	7.2	6.2	6.5	7.7	5.3	7.3	6.6
50～54歳	にん 人	1,071	327	301	322	282	254	155	2,712
	%	6.4	5.9	5.1	6.0	7.2	5.1	5.3	6.0
55～59歳	にん 人	864	275	253	216	188	202	142	2,140
	%	5.2	5.0	4.2	4.0	4.8	4.1	4.8	4.7
60～64歳	にん 人	576	160	167	158	122	96	96	1,351
	%	3.4	2.9	2.8	3.0	3.1	1.9	1.9	3.0
65歳～	にん 人	1,184	299	259	268	209	166	124	2,509
	%	7.1	5.4	4.3	5.0	5.4	3.4	4.2	5.5



## 2 第13期代表者の応募状況と選考結果

### 1 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱第3条による代表者の構成

	国籍・地域	外国人住民人口 (2020.1.1現在)	構成	応募者数 A	選考者数 B	倍率 A/B
地域別	アジア	40,471人	1人以上	200人*	19人	10.5倍
	アフリカ	288人	1人以上	2人	1人	2.0倍
	東ヨーロッパ	365人	1人以上	6人	3人	2.0倍
	ラテンアメリカ ・カリブ海諸国	1,628人	1人以上	5人	1人	5.0倍
	西ヨーロッパ ・その他	2,886人	1人以上	11人	2人	5.5倍
	合計	45,638人		224人	26人	8.6倍

\* 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱第3条により、条例第4条に基づく代表者の構成は、国際連合人権理事会の委員選出の地域区分に基づく5地域から少なくとも各1人以上とし、同一の国籍・地域の委員は、4人を超えないものとする。

### [応募者の国籍・地域 内訳]

アジア	中国94、韓国37、ベトナム12、フィリピン11、台湾9、インド6、タイ5、スリランカ5、ネパール4、マレーシア4、ミャンマー3、 バングラデシュ3、パキスタン2、インドネシア2、朝鮮1、シリア 1、カザフスタン1
アフリカ	ナイジェリア1、セネガル1
東ヨーロッパ	ロシア4、ウクライナ1、ポーランド1
ラテンアメリカ・ カリブ海諸国	ブラジル2、ボリビア1、ペルー1、パラグアイ1
西ヨーロッパ・ その他	米国6、英国2、ドイツ1、カナダ1、オーストラリア1

### 3 提出資料一覧

会議で配布した資料のうち、主に調査審議に関連するものを挙げます。( )は提出日です。

#### 【1】情報・統計

##### 1 国際コミュニティ部会関係

- ① 異文化交流について (2020年12月13日)
- ② 外国人市民代表者会議 2015年度提言① (2020年12月13日)
- ③ 地域貢献について (2021年2月21日)

##### 2 安心生活部会関係

- ① 医療・保険について (2020年12月13日)
- ② 多言語医療問診票チラシ (2020年12月13日)
- ③ 保育園・幼稚園について (2021年2月21日)
- ④ 川崎市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準 (2021年2月21日)
- ⑤ 川崎市保育料金金額表 (月額) (2021年2月21日)
- ⑥ 令和2年度横浜市子ども・子育て支援新制度利用料 (保育料) (月額) (2021年2月21日)

#### 【2】話し合いのまとめ等

- ① 前回会議のまとめ (随時)
- ② 各部会の審議のまとめ (随時)

#### 【3】議事録

- ① 2020年度川崎市外国人市民代表者会議第1～4回議事録 (随時)

#### 【4】年次報告・ニュースレター等

- ① 外国人市民代表者会議 年次報告<2019年度>抜粋 (2020年7月5日)
- ② 2020年度年次報告書について (2020年12月13日、2021年1月15日)
- ③ 外国人市民代表者会議 年次報告<2020年度>(案) (2021年1月15日、2月21日)
- ④ ニュースレターNo. 68、69 (随時)

#### 【5】実行委員会

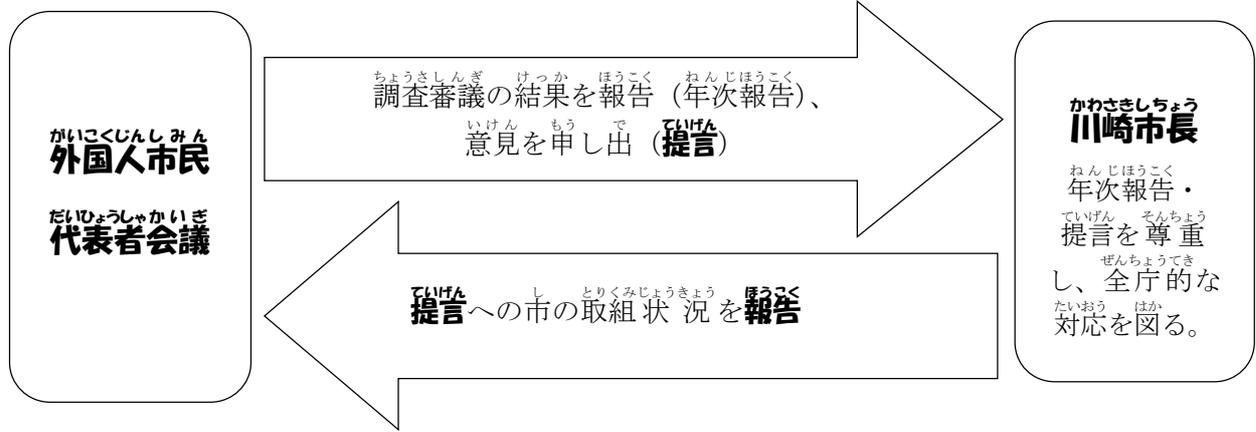
- ① 臨時会実行委員会 (2020年9月13日、10月18日)
- ② ニュースレター編集委員会 (2020年9月13日、10月18日)

#### 【6】その他

- ① 正副委員長の選出について (2020年6月21日)
- ② 第13期川崎市外国人市民代表者会議 2020年度開催日程(案) (2020年6月21日)
- ③ 実行委員会について (2020年7月5日)
- ④ 市の審議会等委員について (2020年7月5日)
- ⑤ イベントへの参加について (2020年7月5日、9月13日)
- ⑥ 第13期の調査審議について (2020年7月5日)
- ⑦ 代表者会議の欠員と補充について (2020年9月13日)
- ⑧ グループワークについて (2020年9月13日)
- ⑨ 今後の審議計画について (2020年9月13日)
- ⑩ 2021年度川崎市外国人市民代表者会議開催日程(案) (2020年10月18日)
- ⑪ 部会の設置について (2020年10月18日)
- ⑫ 審議テーマについて (2020年10月18日)
- ⑬ 臨時会について (2020年12月13日)
- ⑭ 部会A/Bについて (2020年12月13日)
- ⑮ 部会の名称について (2020年12月13日)
- ⑯ 提言の取組状況について (2021年1月15日)
- ⑰ 提言集 (2021年1月15日)

## 4 提言への市の取組状況

### 【1】提言への市の取組状況の調査及び調査結果の報告について



代表者会議は1996年の第1期から、調査審議の結果を市長に報告するとともに、意見を申し出ています(提言)。市は条例により、代表者会議からの意見の申し出を尊重することとされており、各提言について担当局を決めて取組を行っています。

提言への市の取組がどのように進んだのか、毎年10月1日時点の状況を調査し、代表者会議に報告しています。

今年度、調査し、報告をするのは、2019年度提言と、2019年度調査で取組状況が「B(=取組中・検討中)」だった提言についてです。

### 取組状況

- A** : 担当局が「一定の成果を得た」としたもの
  - その提言に対して現時点で可能な取組を実行し、提言された時点と比べて状況が改善されたなど、ある程度の成果が得られたと担当局が判断したもの
  - ※取組状況報告は、「A」となった年度で終了します。
- B** : 担当局が「取組中・検討中」としているもの
  - まだ十分に成果が得られていないので、取組が継続中のもの。また、どのように取り組むか検討中のもの
  - ※今年度の取組状況を報告するとともに、来年度も取組状況を調査し、報告します。

【2】これまでの<sup>ていげんいちらん</sup>提言一覧

ねんど 年度	ばんごう 番号	ない 内	よう 容	たんとうきょく 担当局	とりくみじょうきょく 取組状況		
1996	①～1	がいこくじん にほんじん こ	そうご りかい きょういく すいしん	きょういくいいんかい	2002年度 A		
	①～2	がいこくじんきょういくけんきゅうきょうぎかいとう	せいび	きょういくいいんかい	2004年度 A		
	①～3	①～1のための	がいどらいんさくせいとう	きょういくいいんかい	2004年度 A		
	①～4	きょういん にほんじん がいこくじんほごしや	こんだん ぼとうせっち	きょういくいいんかい	2006年度 A		
	②～1	じゅうたくじょうれい	せいてい	まちづくり局	2002年度 A		
	②～2	じゅうたくじょうれい こうか	ほうほう けんとう	まちづくり局	2002年度 A		
	③～1	がいこくじんしみん む	じょうほう こーなー	せっち	しみんきょく	2002年度 A	
	③～2	がいこくご	しりょう	りすとはいふ	しみんきょく	2003年度 A	
	③～3	がいこくご	しりょう	たい	しみんいけん	き と	しみんきょく
1997	①～1	りゅうがくせいしゅうがくしょうれいきんせいど	じゅうじつ	しみんきょく	2002年度 A		
	①～2	りゅうがくせい	じゅうたく	かくほ	しみんきょく	2005年度 A	
	①～3	りゅうがくせい	がくせいかいかん	けんせつ けんとう	しみんきょく	2005年度 A	
	②	しゅつにゆうこくかんりぎょうせい	かいぜん	ほうむだいじん	ようぼう	しみんきょく	2002年度 A
	③～1	がいこくじんしみんとう	じゅうたくにゆうきょしえん		まちづくり局	2002年度 A	
	③～2	にゆうきよさべつ	けいほつ	けんちじ	ようぼう	まちづくり局	2003年度 A
	③～3	にゆうきよ	こうてきほしょうにんきこう	せつりつ		まちづくり局	2002年度 A
	④～1	こくさいこうりゅうきょうかい	きかくうんえい	がいこくじんしみん	さんかく	そうむきょく	2002年度 A
	④～2	こくさいこうりゅうきょうかい	とうろく	ぼらんていあ	じゅうじつ	そうむきょく	2002年度 A
④～3	がいこくじんしみん む	がいど	はいふかつよう		そうむきょく	2002年度 A	
1998	①～1	あすくる	こうほう		そうむきょく	2002年度 A	
	①～2	こども	ぶんか	せんたー	しよくいん	こくさいりかいけんしゅう	そうむきょく

	①～3	がっこうしせつ かつよう じぎょう 学校施設を活用した事業	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんがっこう じゅけんしかく じょせい もんぶだいじん ようぼう 外国人学校の受験資格・助成を文部大臣に要望	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんこうれいしゃ ねんきんしきゅう くに ようぼう 外国人高齢者への年金支給を国へ要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2020年度 A
	③～2	がいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	④～1	ぼらんていあねつとわーく こうちく ボランティアネットワークの構築	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～2	ぼらんていあだんたいとう じょうほうかんり ボランティア団体等の情報管理	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～3	こくさいこうりゅうきょうかい きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
1999	①～1	がいこくじんきょういくきほんほうしん すいしん 外国人教育基本方針の推進	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	だんたい たぶんかりかい すいしん PTA団体の多文化理解の推進	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2003年度 A
	①～3	ちいきじゅうみん こくさいりかいきょういく 地域住民の国際理解教育	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんそうだんまどぐち ぼす た ーさくせい 外国人相談窓口のポスター作成	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	ししよくいんにんよう こくせきじょうこう かんぜんてつぱい 市職員任用の国籍条項の完全撤廃	そうむきかくきょく 総務企画局	B
	③～2	みんかんきぎょう しゅうろうさべつかいしょうとう けいほつ 民間企業の就労差別解消等の啓発	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	④	しゆつにゆうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん ようぼう 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2009年度 A
2000	①～1	ぼ ご じゅうようせい にんしき ふか 母語の重要性の認識を深める	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	ぼ ご おし ぼらんていあかつどう しえん 母語を教えるボランティア活動の支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～3	こうてきしせつ かつよう ぼらんていあかつどう しえんたいせいせいび 公的施設の活用などボランティア活動の支援体制整備	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	がいこくじんほ ーむ へる ぼ ー ようせいとう 外国人ホームヘルパーの養成等	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～2	かいごほけんせいど こうほう じゅうじつ 介護保険制度の広報の充実	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～3	がいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
2001	①～1	ほごしゃ じょうきょう はいりよ しえん 保護者の状況に配慮した支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	①～2	じどう がくしゅうげんご にほんごのうりよく たか しえん 児童へ学習言語としての日本語能力を高める支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	てんにゆうご ひと じょうほうていきょう 転入後まもない人への情報提供	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A
	②～2	ちいきせいかつ ひつよう じょうほうしすてむ こうちく 地域生活に必要な情報システムの構築	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A

2003	①～1	しりがっこう こくさいりかいきょういっく すいしん 市立学校における国際理解教育の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2008年度 A
	①～2	たぶんかりかいきょうしつ たぶんかりかいこーなー せっち 多文化理解教室・多文化理解コーナーなどの設置	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	②～1	がいこくじんほごしや ていきてき じょうほう そうだんきかい ていきょう 外国人保護者への定期的な情報と相談機会の提供	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	②～2	がいこくじんほごしや そうだんまどぐちたんどうしや せっちどう 外国人保護者の相談窓口担当者の設置等	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	③～1	じゅうみんとうひょうせいど がいこくじんしみん さんか 住民投票制度への外国人市民の参加	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	③～2	じぜんしんせい ひつよう とうひょうしかくせいど 事前申請を必要としない投票資格制度	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	④～1	しえいじゅうたく かん がいこくじんしみんむ こうほう じゅうじつ 市営住宅に関する外国人市民向け広報の充実	まちづくりきょく まちづくり局	ねんど 2008年度 A
	④～2	けんえいじゅうたく かん こうほう じゅうじつ けん ようぼう 県営住宅に関する広報の充実を県に要望	まちづくりきょく まちづくり局	ねんど 2005年度 A
	④～3	しえいじゅうたく おうぼそうだんまどぐち じゅうじつ 市営住宅の応募相談窓口の充実	まちづくりきょく まちづくり局	ねんど 2008年度 A
	⑤	こうてきねんきん だつたいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 公的年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2018年度 A
2005	①～1	がくしゅうげんご まな たいせい 学習言語を学べる体制づくり	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2020年度 A
	①～2	みじか ちいき おこな がくしゅうしえん 身近な地域で行う学習支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2020年度 A
	②～1	いけんひょうめい かんきょうせいび 意見表明をしやすい環境整備	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	②～2	ちほうさんせいけん くに はたら 地方参政権を国に働きかける	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	③～1	がいこくじんしみんじょうほうこーなー かいぜん 外国人市民情報コーナーの改善	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	③～2	がいこくじんしみんむ たげんごしりょう はいふ 外国人市民向け多言語資料の配布	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2015年度 A
	③～3	みちか ぼしよ たげんごそうだんまどぐち かいせつ 身近な場所での多言語相談窓口の開設	そうむきょく 総務局	ねんど 2007年度 A
2007	①～1	こうこうしんがく ひつよう きそてきがくりょく さぼーと 高校進学に必要な基礎的学力のサポート	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2020年度 A
	①～2	こうこうしんがくじょうほう しゅうち 高校進学情報の周知	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	①～3	こうこうにゆうがくご しえん 高校入学後の支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	②～1	がいこくじんしみんむ ぼうさいけいはつりょう さくせい はいふ 外国人市民向け防災啓発資料の作成・配布	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	②～2	さいがいじ じょうほうでんたつたいせい せいび 災害時の情報伝達体制の整備	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	③～1	がいこくじんしみんむ くやくしよていきょうじょうほう どういつ 外国人市民向け区役所提供情報の統一	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2015年度 A
	③～2	くやくしよちやうしやない あんないひょうじ 区役所庁舎内の案内表示	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2008年度 A

	③～3	いらすと えもじ かつよう じょうほう さくせい ていきょう イラストや絵文字を活用した情報の作成・提供	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2008年度 A
2009	①～1	こうとうがっこうにゆうし てきおう がくしゅうしえん し く 高等学校入試に適応するための学習支援の仕組みの せいび 整備	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2016年度 A
	①～2	とくべつ こうとうがっこうにゆうしせいど どうにゆう ぼしゅうていじん かくだい 特別な高等学校入試制度の導入と募集定員の拡大	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	みんぞくぶんかこうし じぎょう じっせんしゅう さくせい 民族文化講師ふれあい事業の実践集の作成	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2014年度 A
	②～2	がいこく つながる 子どもたちの文化等を多文化理解教育 と に取り入れる	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2014年度 A
	③～1	いりょうそうだん つ そ しゃはけん しえん 医療相談や付き添い者派遣などの支援	しみんぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A
	③～2	し ほーむぺーじ いりょうじょうほう りんくしゅう つく 市のホームページに医療情報のリンク集を作る	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2011年度 A
	③～3	がいこくじん じゅしん かんきょうせいび 外国人が受診しやすい環境整備	けんこうふくしきょく 健康福祉局 びょういんきょく 病院局	ねんど 2011年度 A ねんど 2012年度 A
	④～1	しよくいんどう せんもんてき けんしゅう じっし 職員等への専門的な研修の実施	そうむきかくきょく 総務企画局 しみんぶんかきょく 市民文化局	B
④～2	がいこくじんそうだんまどぐちどう せんもんてき じんざい かつよう 外国人相談窓口等での専門的な人材の活用	しみんぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A	
2011	①～1	がいこくじんしみん じつたい ほあく ちょうさき じっし 外国人市民の実態を把握する調査の実施	しみんぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A
	①～2	ちょうさ けっか こうひょう だいいひょうしゃ かいぎ ほうこく しさく 調査結果の公表、代表者会議への報告、施策での かつよう 活用	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2015年度 A
	②～1	しゃかいほししょうきょうてい かくじゅう くに ようぼう 社会保障協定の拡充を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2020年度 A
	②～2	ねんきん だつたいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2018年度 A
	②～3	ねんきんせいど わ しりょうさくせい くに ようぼう 年金制度の分かりやすい資料作成を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2020年度 A
	③～1	すべ じどうせいと ねん かいじょうたぶんかりかいきょういく すいしん 全ての児童生徒に年1回以上多文化理解教育を推進	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	③～2	たぶんかりかいきょういく たよう くに ぶんか と い 多文化理解教育に多様な国・文化を取り入れる	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2020年度 A
	④～1	いじめもんだい てび さくせい いじめ問題の手引き作成	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
④～2	ぼご そうだん かんきょうせいび こうほう 母語で相談できる環境整備とその広報	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2020年度 A	
2013	①～1 ～(1)	うえるかむせつと かしょう さくせい くやくしよまどぐち ていきょう 「ウェルカムセット(仮称)」作成、区役所窓口での提供	かくくやくしよ 各区役所	ねんど 2015年度 A

	①～1 ～(2)	「ウェルカムセット(仮称)」に英語版の情報を加える 外国人市民情報コーナーの案内	各区役所 市民文化局	2016年度 A
	①～1 ～(3)	重要な情報について中長期的に多言語化を推進する	市民文化局	2020年度 A
	①～2 ～(1)	区役所を訪れた外国人市民への窓口案内	各区役所	B
	①～2 ～(2)	市が英語で発行できる証明書の周知	市民文化局	B
	②～1	日本の学校や教育の仕組み・制度についての多言語資料の提供や説明	教育委員会	2015年度 A
	②～2	外国人保護者が地域の保護者等と交流できる場所や機会の提供	教育委員会	2015年度 A
	③	出入国管理行政の改善を国に働きかける	市民文化局	B
2015	①～1	「多文化共生ラウンジ(仮)」を市内の複数か所に設置	市民文化局	B
	①～2	ラウンジ同士の相互連携やネットワークづくり	市民文化局	B
	②～1	外国語版母子健康手帳の窓口での提供、広報・周知の促進	子ども未来局	2018年度 A
	②～2	子育てガイドブックの多言語化の推進	各区役所	B
	③～1	川崎市立高校における特別な入試制度の導入	教育委員会	B
	③～2	在県枠の拡充と改善	教育委員会	B
	③～3	受け入れ体制の整備と充実	教育委員会	B
	④～1	入居差別解消のための相談窓口の設置	まちづくり局	2019年度 A
	④～2	川崎市住宅基本条例の周知	まちづくり局	2019年度 A
	④～3	川崎市居住支援制度の利用促進	まちづくり局	2019年度 A
	⑤～1	「やさしい日本語」に関するガイドラインの作成	市民文化局	B
	⑤～2	市ホームページ内「やさしい日本語」ページの改善	市民文化局 総務企画局	B
2017	①	外国人市民向けオリエンテーションの開催	市民文化局	B

	②～1	代表者会議が作成した多言語版の「受付シート」の活用	総務企画局	2018年度 A
	②～2	CLAIR が作成した「多言語避難者登録カード」の活用	総務企画局	2018年度 A
	②～3	CLAIR が作成したツールを避難所運営マニュアルに記載	総務企画局	2018年度 A
	②～4	代表者会議が作成した多言語版の「り災証明書交付願 <記入ガイド>」の活用	総務企画局	2018年度 A
	③～1	代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」の活用	子ども未来局	2018年度 A
	③～2	多言語に対応した相談の機会を設ける	各区役所	2019年度 A
2019	①～1	問診票の「多言語記入ガイド」の活用	子ども未来局	2020年度 A
	①～2	母子保健事業に関わる情報の多言語化の推進	子ども未来局	B
	②	日本語指導が必要な子どもへの支援体制の整備	教育委員会	2020年度 A
	③～1	外国人労働者の就労について国に働きかける	経済労働局	B
	③～2	外国人を雇用する事業主等への啓発等の充実	経済労働局	B
	③～3	外国人労働者への啓発や情報提供の充実	経済労働局	B

※担当局名称について

取組状況【A】：Aとなった年度当時の名称

取組状況【B】：2020年10月1日現在の担当局の名称

【3】 提言への取組状況

これまでに出版されたすべての提言及びそれに対する市の取組状況報告を掲載しました。

取組状況が「A(=一定の成果を得た)」の提言については、Aとなった年度の取組状況

報告、取組状況が「B(=取組中・検討中)」の提言については、2020年10月1日現在

の取組状況報告を掲載しています。

\* 提言への取組状況のうち、白い枠の中に記載されているのは2020年度に調査した項目、グレーの枠の中に記載されているのは2019年度以前にAになった項目です。

# ねんど ていげん 1996年度・提言①

きょういくいいんかい がいこくじん にほんじん こ そうごりかい ふか きょういく そう  
教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深める教育を総  
ごうてき すいしん たいせい せいび  
合的に推進する体制を整備する。

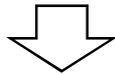
1 市内公立学校に在籍する外国人の子どもたちへの偏見と差別をなくし、その異なる文化や習慣を理解し、アイデンティティの形成と人権を尊重することは、外国人の子どもだけではなく、日本人の子どもたちの成長を豊かにするものであることを認識し、教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深める教育を総合的に推進する体制を整備する。

2 あわせて、大阪府や府下の各市にある外国人教育研究協議会(注)のような推進体制を整備する。

3 外国人教育の担当部署は、外国人保護者・子どもに対する、日本の学校教育制度についてのオリエンテーションや、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を推進するためのガイドラインの作成等を行う。そのときは、外国人保護者の意見が反映できるよう、その参加を保障する。

4 また、各学校においても、教員、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場等を開き、相互の理解と交流が深まるように努める。

(注) 外国人教育研究協議会は、教育委員会の委託研究機関として、外国人教育の研究、推進を目的としている。会員は全市の教職員が対象で、各学校に1人の外国人教育担当者を置き、教材の作成・整備、教職員研修、研究・交流集会の開催等を行っている。



ねんど  
2002年度 A

1 1997年度から教育委員会内部に関係各課の協議機関として、「外国人教育を推進するための調査研究会議」を設置し、外国人教育の総合的な推進を図ってきた。  
「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」(1998年4月28日改定)に基づく教育の推進に努めてきた。  
外国籍児童生徒の就学状況を把握するため、基本調査、進路調査を実施しており、外国人教育を総合的に推進する窓口として、1998年度に人権・共生教育担当を拡充した。  
今後も「川崎市外国人教育基本方針」のより一層の定着を図っていく。

ねんど  
2004年度 A

2,3 2 各市立学校に国際理解教育担当者を置き、海外帰国・外国人児童生徒教育について国際教育研究会等の研修や、日本語指導等協力者の研修を行う中で、市内における外国人教育の推進を図ってきている。  
また、全市の国際理解担当者を構成員とする「国際化推進地域連絡協議会」を設置した。  
3 1986年に「川崎市外国人教育基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育—」を制定し、1998年に「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」と改訂した。また、「外国人保護者向け就学ハンドブック」を6言語で作成し、学校教育制度について説明しているほか、外国人生徒・保護者への高等学校進学説明会を実施した。

ちゅうがっこうこくさいきょういくけんきゅうぶかい しゅさい こくさいきょういくぎだんかい がつ たましみんかん かいさい ぎだんかい  
 中学校国際教育研究部会の主催で国際教育座談会を7月に多摩市民館で開催した。座談会には  
 じゅうらい きょうしよくいん きこくせいと ほごしや さんか きんねん がいこくじんせいと ほごしや さんか  
 従来より教職員、帰国生徒とその保護者が参加しているが、近年は外国人生徒・保護者にも参加  
 の呼びかけをしており、参加するようになってきた。また、毎年開催している  
 すちゅーでんといんたーなしょなるふえすていぼる こんねんど ぶろぐらむ がいこくじんじどう  
 スチューデントインターナショナルフェスティバルでは、今年度はプログラムとして外国人児童の  
 ぼご すぴーち と い がいこくじん にほんじん じどうせいと、ほごしや きょういん こうりゅう ぼ  
 母語によるスピーチも取り入れるなど、外国人と日本人の児童生徒、保護者と教員との交流の場と  
 なってきている。

このようにきょういん、にほんじんほごしや がいこくじんほごしやとう こうりゅう ふか もよお ていちゃく  
 こんご きかい りよう りかい ふか とりくみ つづ  
 今後あらゆる機会を利用し、理解を深める取組を続けていく。

# ねんど ていげん 1996年度・提言②

にゆうきよさべつ きんし じょうこう も こ かしょう かわさきしじゅうたくじょうれい せいてい  
入居差別を禁止する条項を盛り込んだ「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

1 みんかんちんたいじゅうたく にゆうきよ かん がいこくじんとうだれ たい にゆうきよさべつ きんし じょうこう も こ かしょう  
1 民間賃貸住宅の入居に関して、外国人等誰に対しても入居差別を禁止する条項を盛り込んだ「仮称・  
かわさきしじゅうたくじょうれい せいてい  
川崎市住宅条例」を制定する。

2 この場合、差別をなくすための努力義務を市に負わせるだけでなく、賃貸人その他関係者に啓発指導  
おこな とう じょうれい こうか さまざま ほうほう けんとう  
を行う等、条例の効果をあげるための様々な方法を検討する。



1, 2

ねんど  
2002年度 A

1 2000（平成12）年4月に川崎市住宅基本条例を施行し、第14条第1項において、「何人も、正当な  
へいせい ねん がつ かわさきしじゅうたくきほんじょうれい しこう だい じょうだい こう なんびと せいとう  
理由なく、高齢者、障害者、外国人等であることをもって市内の民間賃貸住宅の入居機会の制約、  
りゆうなく こうれいしゃ しょうがいしゃ がいこくじんとう しな い みんかんちんたいじゅうたく にゆうきよさきかい せいやく  
居住の安定が損なわれることがあってはならない」とした。

2 同条第2項において、「市長は第1項の規定の趣旨の普及に努め、高齢者等の入居機会の制約、  
どうじょうだい こう じょうちゆう だい こう きてい しゅうし ふきゆう つと こうれいしゃとう にゆうきよさきかい せいやく  
居住の安定が損なわれることがあったときは、関係者から事情を聞き、必要な協力又は改善を求  
きょじゅう あんてい そこ かんけいしゃ じじょう き ひつよう きょうりよくまた かいぜん もと  
める」よう定めた。

2 川崎市住宅基本条例第14条第3項において、「民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸  
かわさきしじゅうたくきほんじょうれいだい じょうだい こう みんかんちんたいじゅうたく にゆうきよさきかい かくほ みんかんちんたい  
住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して必要な情報の提供、  
じゅうたく きょじゅう あんてい ほか みんかんちんたいじゅうたく にゆうきよ さい ひつよう じょうほう ていきよう  
保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を定めた。

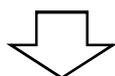
3 条例制定後は、宅地建物取引業団体に対し、条例の趣旨の周知・徹底を要請し、条例の趣旨に  
じょうれいせいていご たくちたてものとりひきぎょうだんたい たい じょうれい しゅうし しゅうち てつてい ようせい じょうれい しゅうし  
賛同する協力不動産店への登録を推進した。また、入居に際して必要な情報を提供するため、  
さんどう きょうりよくふどうさんてん とうろく すいしん にゆうきよ さい ひつよう じょうほう ていきよう  
高齢者、障害者、外国人等に対し相談業務を実施した。

4 今後も、宅地建物取引業団体の積極的な協力を得ながら、協力不動産店数の拡大を図ってい  
こんご 、たくちたてものとりひきぎょうだんたい せつきよくてき きょうりよく え きょうりよくふどうさんてんすう かくだい ほか  
く。

# ねんど ていげん 1996年度・提言③

がいこくご こうほう じゅうじつ がいこくじんしみんむ じょうほうこーなー せっち  
外国語による広報を充実し、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。

- かわさきし かわさきしこくさいこうりゅうきょうかいとう さくせい がいこくご しりょう がいこくごやく しりょうとう くやくしよ  
1 川崎市や川崎市国際交流協会等が作成した外国語による資料、外国語訳をつけた資料等を区役所  
がいこくじんとうろく まどぐち しみんかん あつ がいこくじんしみんむ じょうほうこーなー せっち  
の外国人登録の窓口や市民館に集め、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。
- がいこくご しりょうとう りすと たげんご さくせい がいこくじんしみん たい せつきよくてき はいふ  
2 外国語による資料等のリストを多言語で作成し、外国人市民に対して、積極的に配布する。
- がいこくご しりょう かん あんけーとようし まどぐち ようい しりょう たい がいこくじんしみん いけん ようぼう き  
3 外国語の資料に関するアンケート用紙を窓口を用意して、資料に対する外国人市民の意見・要望を聞  
く。



## 1 ねんど 2002年度 A

ねんど かくく くやくしよ しみんかん としょかん がいこくじんしみんじょうほうこーなー せっち がいこくご  
1998年度に各区の区役所・市民館・図書館に「外国人市民情報コーナー」を設置し、外国語によ  
りょう はいふ けいじ  
る資料を配布、掲示している。

## 2 ねんど 2003年度 A

がいこくじんしみん こうほう かた かん かんが きほんほうしん さくてい ねん がつ にちしこう  
「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」(基本方針)を策定し(1998年4月1日施行)この  
きほんほうしん もと かくきょく く たげんご しりょうとう さくせい  
基本方針に基づき、各局・区が多言語の資料等を作成している。  
かくきょく く さくせい がいこくごこうほう げんじょうちょうさ おこな ちょうさけつかにほんご るび りすとか  
各局・区が作成する外国語広報の現状調査を行い、調査結果を日本語(ルビつき)でリスト化  
し、今年度、配布する予定である。

## 3 ねんど 2007年度 A

ねんど ひ つづ かわさきし たげんごこうほうしりょういちらん ねんどばん あんけーとらん ついか  
2006年度に引き続き、「川崎市の多言語広報資料一覧」の2007年度版に、アンケート欄を追加し、  
がいこくじんしみんじょうほうこーなーとう はいふ ほーむぺーじじょう けいさい がいこくじんしみん たげんご  
外国人市民情報コーナー等で配布した。また、ホームページ上にも掲載し、外国人市民が多言語  
しりょう いけん ようぼう だ  
資料について意見・要望を出しやすようにした。

なお、しせいいつぱん といあわ いげん う つ そうごうこんたくとせんたー  
「サンキューコールかわさき」では、英語でも意見を出すことができる。

こんご がいこくじんしみん つか しりょう さくせい いけんちょうしゅ つと  
今後も、外国人市民にとって使いやすい資料の作成のため、意見聴取に努めていく。

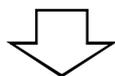
ねんど ていげん  
1997年度・提言①

留学生の生活実態に即し、留学生修学奨励金制度を見直す等、生活支援の方法を充実する。

1 川崎市留学生修学奨励金制度については、対象者の範囲を拡大し、他の奨学金の受給の有無や学業成績、ボランティア活動の有無等を審査基準に加味して選考し、生活実態に応じた金額を支給する。

2 留学生にとっては、住宅の確保と家賃負担が大きな問題となっているので、財団法人留学生支援企業協力推進協会と協力し、民間の企業等の空いている社宅や寮の提供を呼びかける。併せて公共施設の有効活用を検討する。

3 留学生の生活相談、情報提供の機能を持ち、あわせて、日本人の学生と「ともに学びあい、生活できる施設」として、既存の施設の有効活用を図る。将来的には、学生会館の建設を検討する。



ねんど  
2002年度 A

1 国際交流協会内に検討委員会を設置し、制度改正について検討を行った。その結果、支給対象者を市内にある大学に在籍する市内居住の留学生に加え、2001（平成13）年度から市内にある高等専門学校及び専修学校の専門課程に在籍する市内居住の留学生にまで拡大した。

ねんど  
2005年度 A

2,3 2 留学生の住宅に関わる支援策については、前年度、市内企業に留学生への住宅貸与についてアンケートを実施し、学校に情報を提供した。今年度、経過調査を行ったところ、学校から問合せを受けた企業1件、実際の入居は0件であった。

3 川崎市国際交流協会において、留学生の生活相談・住宅相談業務を行っているが、今後もより一層の充実を図っていく。

ねんど ていげん  
1997年度・提言②

がいこくじんしみん しみん ちいきしやかい さんか こうけん あんてい  
外国人市民が市民として地域社会に参加し、貢献できるためには安定し  
ざいりゅうしかく ひつよう しゅつにゅうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむ  
た在留資格が必要であり、そのために出入国管理行政の改善を法務  
だいじん はたら  
大臣に働きかける。

たげんご こうほう じゅうじつ  
1 多言語による広報の充実

(1) ざいりゅうしかく こうしん ざいりゅうしかく へんこう がいこくじんとうろく さいにゅうこくきよかとう がいこくじん かんけい しょうてつづ  
在留資格の更新、在留資格の変更、外国人登録、再入国許可等の外国人に関係ある諸手続きにつ  
いて、ばんぷれつ等を多言語で作成し、ちほうにゅうこくかんりぎょうおよ じきよく じちたい はいふ じょうほうていきょう  
パンフレット等を多言語で作成し、地方入国管理局及び支局や自治体にも配布して、情報提供  
せつきよくてき おこな  
を積極的にを行う。

きじゆん かんわ  
2 基準の緩和

(1) しゅつにゅうこくかんり かん さまざま てつづ しんせい かぞく だいらしんせい きよじゅうちがい しんせい  
出入国管理に関する様々な手続きや申請について、家族による代理申請や居住地以外での申請を  
みとめ、あわせて しんさきかん たんしゆく ほか  
認め、あわせて、審査期間の短縮を図る。

(2) しゅうろう よてい ざいりゅうしかく とうしう けいえい ほうりつ かいけいぎょうむ ざいりゅうしかく さいちよう ねん  
就労を予定する在留資格については、「投資・経営」・「法律・会計業務」の在留資格が最長3年であ  
り、ほか ねん  
他は1年となっているので、これを一律に最長3年とする。

(3) かぞくたいざい ざいりゅうしかく ひと ふよう う ひと げんそくてき しゅうろう よてい  
「家族滞在」の在留資格の人は、扶養を受ける人として原則的に就労することが予定されていない  
とされているが、かぞく あんてい せいかつ おく しゅうろう にほんしやかい し けいざい  
家族が安定した生活を送るために、また、就労することによって日本社会を知り、経済  
かつどう とお しやかい こうけん こうりよ しかくがいしゅうろう きよか きじゆん かんわ  
活動を通して社会に貢献できることを考慮し、資格外就労の許可の基準を緩和する。

(4) こくれん じんけん かん しよじょうやく とく こ けんりじょうやく だい じょう かぞくさいかい しゅつにゅうこく  
国連の人権に関する諸条約、特に、子どもの権利条約の第10条（家族再会のための出入国）の  
しゅし そんちよう にほん おやおよ こ とう かぞくさいけつごう けんり ほししよう にゅうこく たいざい じょうけん かんわ  
趣旨を尊重し、日本での親及び子ども等の家族再結合の権利を保障し、入国と滞の条件を緩和す  
る。

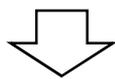
(5) さいにゅうこくきよかせいど はいし ざいりゅうきかんない いつ しゅつこく さいにゅうこく  
再入国許可制度を廃止し、在留期間内においては、何時でも出国し、再入国できるようにする。

にゅうかんぎょうせい とうめいか  
3 入管行政の透明化

(1) ざいりゅうきかん こうしん ざいりゅうしかく へんこう しかくがいしゅうろうきよかとう ふきよか ばあい りゅう ふそく  
在留期間の更新や在留資格の変更、資格外就労許可等について、不許可の場合、その理由、不足  
の要件等を明示する。

(2) てきほう ちようきかんたいざい がいこくじん ていじゅうしや えいじゅうしや ざいりゅうしかくしゅとく きじゆん めいかく きじゆん  
適法に長期間滞在する外国人には、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準を明確にし、基準  
をみたす人には、しんせいしやぜんいん ふよ  
申請者全員に付与する。

(3) また、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準に、「留学生」としての在留期間を加算する。



1, 2, 3

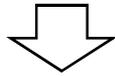
ねんど  
2002年度 A

まいとし がいこくじんとうろくせいど かいぜん かん ほうむだいじん せいれいしていと しょうぼう おこな こんご  
毎年、外国人登録制度の改善に関する法務大臣への政令指定都市要望を行ってきた。今後も、  
がいこくじんしみん あんしん せいかつ おく しゅつにゅうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん しょうぼう  
外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に要望していく。

# ねんど ていげん 1997年度・提言③

かしょう か わさきしじゅうたくじょうれい せいてい じょうれい こうか あ  
「仮称・川崎市住宅条例」の制定において、条例の効果を上げるための  
さまざま ほうほう けんとう ねんどていげん ほそくいけん  
様々な方法を検討する。(1996年度提言の補足意見)

- 1 がいこくじん こうれいしゃ しょうがいしゃ ほし たしかていなど じゅうきょ ちんたい ふどうさんぎょうしゃ おおや しょうれい しえん  
外国人や高齢者、障害者、母子・多子家庭等にも住居を賃貸する不動産業者や大家さんを奨励・支援  
するほうほう けんとう がいこくじん た にゅうきょきほうしゃ さが じゅうたくすとっく かくほ  
方法を検討し、外国人その他の入居希望者がすみやかに探せるように、住宅ストックを確保する。
- 2 ふどうさんぎょうしゃ しんきとうろくおよ こうしん さい にゅうきょさべつ けいはつ きょうか けんち じ はたら  
不動産業者の新規登録及び更新の際に、入居差別をなくすための啓発を強化することを県知事に働  
きかける。
- 3 がいこくじん にゅうきょさべつ う ひと じゅうたくさが さい いちばん ねっく ほしょうにんもんだい  
外国人をはじめ入居差別を受けている人が住宅探しの際に、一番のネックになっている保証人問題を  
かいけつ じちたい ふどうさんぎょうしゃ だいがく せんもんがっこう しみんだんたいとう こうせい こうてき ほしょうにんきこう  
解決するために、自治体、不動産業者、大学、専門学校、市民団体等で構成される公的な保証人機構  
のせつりつ けんとう  
設立を検討する。



ねんど  
2002年度 A

1 ねんど こくさいこうりゅうきょうかい にゅうきょご がいこくじんきょじゅうけいぞくしえん つうやくぼらんていあ  
2000年度に国際交流協会において、入居後の外国人居住継続支援のため、通訳ボランティアの  
とうろくせいど かいし  
登録制度を開始した。

ねんど せつりつ がいこくじん さぽーとせんたー きょうりょく れんけい そうだんたいせい  
2001年度に設立された「かながわ外国人すまいサポートセンター」と協力・連携し、相談体制を  
きょうか  
強化している。

また、ざい じちたいこくさいかきょうかい がいこくじん じゅうたくまにゅある さくせいきょうりょくおよ ざい にほん  
ちんたいじゅうたくかんりきょうかい がいこくじん きょじゅうあんてい がいどらいん さくせいきょうりょく おこな  
賃貸住宅管理協会の「外国人の居住安定のためのガイドライン」の作成協力を行っている。

ねんど  
2003年度 A

2 かながわけん たい ねんど ねんどていげん ないよう けん じゅうたくせいさく ほんえい いらい  
神奈川県に対し、1996年度、1997年度提言の内容について県の住宅政策に反映するよう、依頼し  
た。

がいこくせき りゅう にゅうきょ きよひ じれい しなひ たくちたてものとりひきぎょうだんたい  
また、外国籍を理由に入居を拒否する事例があり、市内の宅地建物取引業団体に、このようなこ  
とがないよう かめいふどうさんてん たい しどう いらい  
加盟不動産店に対する指導を依頼した。

あわ たくちたてものとりひきぎょうだんたい たい しどうかんたくけんげん かながわけん たい こんご  
併せて、宅地建物取引業団体に対する指導監督権限のある神奈川県に対し、今後このようなこと  
がないよう だんたい けいはつ きょうか はたら  
団体への啓発を強化するよう働きかけた。

ねんど  
2002年度 A

3 ねん がつ か わさきしじゅうたくきほんじょうれい しこう だい じょうだい こう こうれいしゃとう みんかんちんたい  
2000年4月に「川崎市住宅基本条例」を施行し、第14条第3項において、「高齢者等の民間賃貸  
じゅうたく にゅうきょきかい かくほ みんかんちんたいじゅうたく きょじゅう あんてい ほか みんかんちんたいじゅうたく  
住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への  
にゅうきょ さい ひつよう じょうほう ていきょう ほしょうせいど せいび にゅうきょご あんていてき きょじゅうけいぞくせいど せいびとう  
入居に際して、必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」  
をかか じょうれい しこう どうじ じっし か わさきしきょじゅうしえんせいど そうせつ  
を掲げ、条例の施行と同時に、これらを実施するため「川崎市居住支援制度」を創設した。

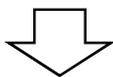
ねんど ていげん  
1997年度・提言④

かわさきし こくさいこうりゅうじぎょう すいしん がいこくじんしみん さんかく  
川崎市の国際交流事業を推進するために、外国人市民の参画をすすめる。

1 がいこくじんしみん ちいきしゃかい さんかく こくさいこうりゅう すいしん こくさいこうりゅうきょうかい きかく うんえい  
外国人市民が地域社会に参加し、国際交流をより推進するために、国際交流協会の企画・運営の  
しく がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ぼらんていあだんたい めんばー い  
仕組みに、外国人市民代表者会議とボランティア団体のメンバーを入れる。

2 こくさいこうりゅうきょうかい とうろくぼらんていあせいど ないよう ひろし かつどう はんい ひろ ぼらんていあ  
国際交流協会の登録ボランティア制度と内容を広く知らせ、活動の範囲を広げる。また、ボランティア  
ねっとわーく こうちく  
のネットワークを構築する。

なお、がいこくじんしみんむ がいど だいじえずどばん あたら とうろく かたおよ てんにゅう  
外国人市民向けガイドのダイジェスト版として、「新しく登録された方及び転入された  
がいこくじん みな つうしょう ちえつくりすと さくせい たげんご ほんやく がいこくじんとうろくまどぐち  
外国人の皆さんへ」(通称;チェックリスト)を作成、多言語に翻訳しました。外国人登録窓口  
はいふ かつよう きぼう  
で配付するなど、活用を希望します。  
(→※提言④の3として扱う)



1, 2, 3

ねんど  
2002年度 A

1 こくさいこうりゅうきょうかい きかく うんえい しく はい ほうほう こくさいこうりゅうきょうかい りじおよ ひょう  
国際交流協会の企画・運営の仕組みに入るための方法としては、国際交流協会の理事及び評  
ぎいん しゅうにん こくさいこうりゅうきょうかいとうろく みんかんこうりゅうだんたい こうせい みんかんこうりゅうだんたいれんらくきょうぎかい  
議員への就任と、国際交流協会登録の民間交流団体で構成する「民間交流団体連絡協議会」の  
うんえいいいん  
運営委員になることがある。

りじ がいこくじんしみん しゅうにん ひょうぎいん ねん がつ  
理事については、これまでも外国人市民が就任しており、評議委員については、2001年6月から  
がいこくじんしみん しゅうにん  
外国人市民が就任している。

「みんかんこうりゅうだんたいれんらくきょうぎかい きぼう うんえいいいん ねんど きぼうしや  
民間交流団体連絡協議会」については、希望すれば運営委員になれるが、2002年度は、希望者  
がいなかつた。

2 こくさいこうりゅうきょうかい ほーむぺーじこうしん ともな ぼらんていあせいど きょうか はか こくさいこうりゅうきょうかい  
国際交流協会のホームページ更新に伴い、ボランティア制度のPR強化を図り、国際交流協会  
いべんと ば ぼらんていあ おこな  
のイベントの場においてもボランティアのPRを行っている。

こじんとうろくぼらんていあ こくさいこうりゅうきょうかい かく ねっとわーくか はか みんかんこうりゅう  
個人登録ボランティアは、国際交流協会が核となり、ネットワーク化が図られており、民間交流  
だんたい みんかんこうりゅうだんたいれんらくきょうぎかい ねっとわーくか  
団体は、民間交流団体連絡協議会により、ネットワーク化されている。

3 あたら とうろく かたおよ てんにゅう がいこくじん みな そうだんまどぐち ごあんない げんご  
「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」(「相談窓口の御案内」)を 11言語で  
さくせい げんご いろわ いんさつ かくやくしよ ししよとう まどぐち はいふ  
作成し、言語ごとに色分けして印刷し、各区役所・支所等の窓口に配布した。

また、がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ かくやくしよ ししよ ほうもん たんとうしや そうだんまどぐち  
外国人市民代表者会議の代表者とともに、各区役所・支所を訪問し、担当者に「相談窓口  
ごあんない ひつようせい せつめい せつきよくてき はいふ いらい  
の御案内」の必要性を説明し、積極的な配布を依頼した。

# 1998年度・提言①

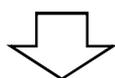
外国人の子どもたちを含む、すべての子どもたちが、安心して豊かな放課後を過ごせる場を保障する。

1 「アスクル」を、特に外国人に広く知らせるために、多言語でパンフレットを作り広報を充実すること。

2 外国人の親を持つ子どもたちの文化や言語の違いを認めながら、多くの異年齢の子どもたちと共に、楽しく遊び、安全に過ごせるように、こども文化センター職員の、国際理解研修を充実すること。

3 子どもたちにとって、安全でより身近な場所の一つとして学校があります。最近の少子化に伴う余裕教室の現状も踏まえながら、今後の課題として、学校施設を活用した事業について検討していくこと。

そのため、私達外国人市民代表者会議のメンバーは、パンフレットの多言語翻訳やこども文化センターの地域ボランティアなど、できることは積極的に協力します。



1, 2, 3

2002年度 A

1 2000年度に多言語によるパンフレットを配布し、その後も、各こども文化センターで必要に応じて対応している。

2 2000年度は「子どもの人権」について、2001年度は「子どもの権利に関する条例」についての研修を実施した。2002年度は「子どもの権利に関する条例」について内容を掘り下げ、具体的な対応事例の研修を実施した。

今後、職員の意識の向上を図るとともに、子どもたちの健全な育成のための研修を充実させていく。

3 2000年10月から、小学校施設を活用した児童の健全育成モデル事業「わくわくプラザ」を各区1校実施し、2003年4月から市内の全市立小学校で「わくわくプラザ」事業を開始する。

今後は、外国籍の児童にも利用しやすいよう、印刷物にルビをふるなど、環境整備に努めるとともに、外国籍の児童を含め、障害のある児童や私立小学校の児童などが利用できるよう、配慮し、関係機関との調整を図っていく。

# ねんど ていげん 1998年度・提言②

がいこくじんがっこうそつぎょうせい こくりつだいがくじゅけんしかく みと がいこくじんがっこう  
外国人学校卒業生の国立大学受験資格を認めることと、外国人学校へ  
じよせい もんぶだいじん はたら  
の助成について、文部大臣に働きかける。

- 1 がいこくじんがっこうそつぎょうせい たい にほん こくりつだいがく じゅけんしかく みと  
外国人学校卒業生に対し、日本の国立大学の受験資格を認めること。
- 2 がいこくじんがっこう たい にほん しりつがっこう どうとうていど ほじよきん こうふ  
外国人学校に対し、日本の私立学校と同等程度の補助金を交付すること。

## けいかほうこく (経過報告)

この提言項目については、すでに、市長から総理大臣と文部大臣に宛てて要望書が提出されています。

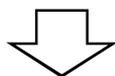
だいひょうしゃかいぎ がつ ろんぎ けいか きんきゅう ようぼう ねん がつ  
代表者会議では10月までに論議していた経過があり、緊急の要望として1998年12月、  
しちやう ていしゆつ を、せいふくいいんちやうぶがいちやうかいぎ けつてい ぶんあん かくにん  
市長に提出することを、正副委員長部会長会議で決定し文案を確認しました。その後市長  
に提出しましたが、予算に関わることも含めて加筆修正したものです。

ようぼうしよ ないよう だい かいかいぎ だいひょうしゃかいぎ ついにん え  
要望書の内容については、第5回会議の代表者会議で追認を得ました。(1999年1月)

## さんこう [参考]

(1) かわさきみんぞくきやういくすいしんきやうぎかい しぎかい たい ちやうせんこうきやうがっこうそつぎょうせい こくりつだいがくじゅけん にやうがく  
川崎民族教育推進協議会から、市議会に対し「朝鮮高級学校卒業生の国立大学受験(入学)  
資格と朝鮮学校への助成金に関する陳情」が提出され、川崎市にも同じ趣旨の要望書が提出されまし  
た。(1998年6月)

(2) しぎかい しんぎ けつた がつぎかい ぜんかいいっち ちんじやう さいたく くに いけんしよ ていしゆつ  
市議会で審議の結果、12月議会において全会一致で陳情が採択され、国に意見書が提出されまし  
た。同時に、市長から、総理大臣と文部大臣に宛てて、要望書が提出されました。(1998年12月)



1, 2

ねんど  
2002年度 A

ねん がつ しちやう そくりだいじん もんぶだいじん ようぼうしよ ていしゆつ  
1998年12月に市長より、総理大臣と文部大臣へ要望書を提出した。

それと同時に市議会からも国に対し、意見書が出されている。

くに だいがくにやうがくじゅけんけんていおよ ちやうがっこうそつぎょうていどにていしけん じゅけんしかく だんりよくか きてい  
国は、大学入学受験検定及び中学校卒業程度認定試験の受験資格の弾力化について、規定を  
かいせい しこう ねん がつみつ か  
改正し施行した。(1999年9月3日)

# 1998年度・提言③

外国人高齢者への年金支給を国に働きかけ、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。

1 外国人高齢者に老齢福祉年金と同じような制度をつくることを国に働きかける。

2 川崎市は、国の法改正までの間、老齢福祉年金額を目標に、外国人高齢者福祉手当の支給額を増額すること。



## 1 2020年度 A

在日外国人市民の無年金者に対する救済・改善措置の早期実現について、例年と同様、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に「国民年金に関する要望書」を提出している。今後予定されている年金制度改正について、国の動向を注視しつつ、引き続き、要望実現に向けて厚生労働省に働きかけを行う。

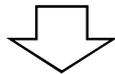
## 2 2020年度 A

川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で、1994年10月に創設した。制度開始時の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行い、2002年度は月額21,500円となっている。今後とも、他都市の実施状況などを勘案しながら、努力していく。

# ねんど ていげん 1998年度・提言④

がいこくじんしみん しえん ちいき こくさいこうりゆう じゆうじつ うち こくさいか  
外国人市民の支援と地域における国際交流を充実し、「内なる国際化」  
すいしん ねんどていげん ほそくいけん  
を推進する。(1997年度提言の補足意見)

- 1 協会きょうかいは、地域社会ちいきしゃかいにおける国際交流こくさいこうりゆう、外国人市民がいこくじんしみんなどに対する相談たいや支援そうだんのための活動しえんの中心かつどう的な役割ちゆうしんてきを果たすため、ボランティアやくわりや市民団体はをつなぎ合わせた「ボランティアネットワークぼらんていあ しみんだんたい あ ぼらんていあ ネットワーク」をいち早く構築はや こうちくする。
- 2 上記じょうきの目的もくてきを達成たっせいするため、ボランティアぼらんていあや市民団体しみんだんたいのデータベース化でーたべーすかをしたり、協会きょうかいのスタッフすたっふと関係機関かんけいきかんやボランティアぼらんていあの共同研修きょうどうけんしゅうを実施じっしするなど、情報じょうほうや知識ちしきの共有化きょうゆうかを図る。はか
- 3 協会きょうかいの企画きかく・運営うんえいに外国人市民がいこくじんしみんや市民団体しみんだんたいの意見いけんを反映はんえいするため、「仮称かしょう:企画運営委員会きかくうんえいいんかい」を発足ほっそくさせる、または、今ある「評議員会ひょうぎいんかい」に外国人市民がいこくじんしみんを入れる仕組みいをつくる。しく



1, 2, 3

ねんど  
2002年度 A

- 1 個人登録こじんとうろくボランティアぼらんていあは、国際交流協会こくさいこうりゆうきょうかいを核かくとしてネットワーク化ねっとわーくかが図られており、民間交流みんかんこうりゆう団体だんたいは、「民間交流団体連絡協議会みんかんこうりゆうだんたいれんらくきょうぎかい」により、ネットワーク化ねっとわーくかされている。  
2001年3月ねん がつには、国際交流協会こくさいこうりゆうきょうかいのホームページほーむぺーじを更新こうしんし、民間交流団体みんかんこうりゆうだんたいの紹介しょうかいを行うととも  
に、各団体かくだんたいのホームページほーむぺーじへリンクりんくできるようにした。  
また、「川崎市関係ボランティア・市民活動推進機関ネットワーク会議かわさきしんかんけいぼらんていあ しみんかつどうすいしんきかん ネットワークかいぎ」が2000年2月ねん がつに発足ほっそくし、  
国際交流協会こくさいこうりゆうきょうかいも構成員こうせいいんとなり、市内しんないのボランティア活動ぼらんていあかつどうや市民活動団体しみんかつどうだんたいの育成いくせい、支援しえん及び関係機関かんけいきかん  
との情報交換じょうほうこうかんを行っている。おこな
- 2 国際交流協会こくさいこうりゆうきょうかいでは、ボランティアぼらんていあは個人登録こじんとうろく、市民団体しみんだんたいは民間交流団体みんかんこうりゆうだんたいとして登録とうろくされており、  
データベース化でーたべーすかが図られており。  
また、ボランティアぼらんていあについては、各種かくしゅの研修けんしゅうを実施じっしし、情報じょうほうや知識ちしきの共有きょうゆう及び資質ししつの向上こうじょうを図  
っている。  
国際交流協会職員こくさいこうりゆうきょうかいしよくいんについては、知識ちしきの向上こうじょうを図り、複雑ふくざつ・専門化せんもんかする相談業務そうだんぎょうむに対応たいおうするため、  
定期的な研修ていきてき けんしゅうを行っている。おこな
- 3 国際交流協会こくさいこうりゆうきょうかいの事業運営じぎょううんえいは、理事会りじかいで決議けつぎし、重要事項じゅうようじこうは評議員会ひょうぎいんかいで調査ちようさ・審議しんぎすることにな  
っている。理事りじについては、これまでがいこくじんしみんが就任しゅうにんしているが、評議員ひょうぎいんについても、2001年  
6月がつから外国人市民がいこくじんしみんが就任しゅうにんしている。ねん

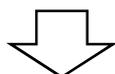
# ねんど ていげん 1999年度・提言①

がっこう ほごしゃ ちいきじゆうみん なら しみん たぶんかりかい すいしん  
学校や保護者、地域住民、並びに市民の多文化理解を推進する。

1 かわさきしがいこくじんきょういくきほんほうしん たぶんかきょうせい しゃかい がっこうない ひろ しぜんたい  
「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」を学校内のみならず広く市全体で  
すいしん ほごしゃ ちいき にほんじんしみんなら がいこくじんしみん とも きょうぎ ば もう  
推進していくため、保護者や地域の日本人市民並びに外国人市民が共に協議する場を設けること。

2 かく だんたい たぶんかきょうせいしゃかい じつげん してん と い かつどう きたい  
各PTA団体が、多文化共生社会の実現をめざす視点を取り入れて活動することを期待する。

3 かくがっこう おこな こくさいりかいきょういく ほごしゃ ちいきじゆうみん さんか よ ちいき しみんかん  
各学校が行う国際理解教育に、保護者や地域住民の参加を呼びかけていくとともに、地域の市民館  
とう がいこくじんしみん にほんじんしみん そうごりかい はか がくしゅうじぎょう いっそうじゅうじつ  
等でも外国人市民と日本人市民の相互理解を図るような学習事業を、より一層充実していくこと。



## 1 ねんど 2005年度 A

かわさきしがいこくじんきょういくきほんほうしん ぐたいでき てんかい はか がいこくじんきょういく たずさ しみん しょくいん  
「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るために、外国人教育に携わる市民と職員  
による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置した。協議会では、学校教育、社会教育  
がいこくじんきょういくすいしんれんらくきょうぎかい ねんど せっち きょうぎかい がっこうきょういく しゃかいきょういく  
等の幅広い分野で多文化共生の社会をめざして継続的な取組を行っており、就学事務手続きに関  
とう はばひろ ぶんや たぶんかきょうせい しゃかい けいぞくてき とりくみ おこな しゅうがくじむ てつづ かん  
する内容の見直しや外国人児童生徒の学習支援についても協議を行っている。なお、「外国人教育  
ないよう みなお がいこくじんじどうせいと がくしゅうしえん きょうぎ おこな がいこくじんきょういく  
基本方針」に関しては、教員研修や全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進  
きほんほうしん かん きょういんけんしゅう ぜんこう こくさいりかいきょういくたんとしや こうせいいん こくさいかすいしん  
連絡協議会」などで周知に努めている。  
れんらくきょうぎかい しゅうち つと

## 2 ねんど 2003年度 A

きょういくいいんかい いたく じっし かていきょういくがつきゅう たぶんかきょうせい こくさいりかい  
教育委員会がPTAに委託して実施しているPTA家庭教育学級において、多文化共生や国際理解  
かか がくしゅう じっし ねんど いぶんかこみゆにけーしょん がいこくじん まね しょく とお  
に関わる学習を実施している。2002年度は「異文化コミュニケーション・外国人を招いて食を通し  
こうりゅう がくしゅうかい おこな  
た交流」などの学習会を行った。

## 3 ねんど 2002年度 A

きょういくぶんかかいかん しみんかんぜんかん へいわ じんけんそんちやうがつきゅう じっし たぶんかふえすた さまざまくにごに  
教育文化会館・市民館全館で「平和・人権尊重学級」を実施し、「多文化フェスタ」や様々な国々  
おやこ こうりゅうかつどうとう おこな  
の親子の交流活動等も行われている。

しきじがつきゅう がいこくじん にほんじんほらんていあ こうりゅう にほんごおよ せいかつ かん がくしゅう  
「識字学級」では、外国人と日本人ボランティアによる交流と日本語及び生活に関する学習を  
じっし  
実施した。

また、ふれあい館においても「人権尊重学級」「ふれあい成人学級」などを実施している。  
かん じんけんそんちやうがつきゅう せいじんがつきゅう じっし

ねんど ていげん  
1999年度・提言②

ちいき す がいこくじん ふく おお ひと がいこくじん かん そうだんまどぐち  
地域に住む外国人を含む多くの人に、外国人に関する相談窓口がある  
ことを広く広報する。

1 たげんご がいこくじん かん しみんせいかつ きょういく そうだんまどぐち しょうかい ぼすたー さくせい ひろ きまざま ばしょ  
多言語で、外国人に関する、市民生活と教育の相談窓口を紹介するポスターを作成し広く様々な場所  
(がいこくじんしみんじょうほうこーなーせつちかしよ はじ がっこう こうきょうしせつ し ちやうない こうほうけいじばん どう けいじ  
外国人市民情報コーナー設置箇所を始め、学校や公共施設、市や町内の広報掲示板、等)に掲示し、  
おお ひと こうほう  
多くの人に広報すること。



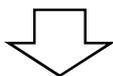
1 ねんど  
2002年度 A

しみんせいかつかんけい こくさいこうりゅうきょうかい きょういくかんけい きょういくいいんかい がいこくじん かん  
市民生活関係については国際交流協会に、教育関係については教育委員会に外国人に関する  
相談窓口があることを広報するために、6言語(にほんご かんこく ちょうせんご ちゅうごくご えいご ぼるとがるご  
そうだんまどぐち こうほう げんご) (日本語、韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル語、  
すべいんご ひやうじ ぼすたー さくせい こうきょうしせつ こうほうけいじばん けいじ  
スペイン語) で表示したポスターを作成し、公共施設や広報掲示板などに掲示している。

ねんど ていげん  
1999年度・提言③

こくせき しゅうしょくもんだい ちゅうしん さべつ かいしやう はか  
国籍による就職問題を中心とした差別の解消を図る。

- かわさきし しよくいんにんやう かか こくせきじやうこう かんぜんてつぱい む さぎやう ちやくしゆ  
1 川崎市の職員任用に係わる国籍条項の完全撤廃に向けた作業に着手すること。
- みんかんきぎやう しゆうろう さべつかいしやう ろうどうじやうけんどう てきせい か けいはつ すいしん  
2 民間企業の就労における差別解消や労働条件等の適正化について、啓発を推進すること。



1 ねんど 2020年度 B

たとし こくせきやうけん にんやう かん うんやうじやうきやう ひ つづ かくにんさぎやう じっし がいこくせき  
他都市の国籍要件や任用に関する運用状況について、引き続き確認作業を実施した。「外国籍  
しよくいん にんやう かん うんやうきてい だい しやうべつびやう こんごひつやう おう しやう かいせい おこな よてい  
職員の任用に関する運用規程」第2章別表については、今後必要に応じて所要の改正を行う予定  
であり、その際は庁内でその職務内容に係る調査を行うとともに、引き続き他都市の国籍要件等を  
さい ちやうない しよくむないやう かか ちやうさ おこな ひ つづ たとし こくせきやうけんどう  
確認していく。

2 ねんど 2002年度 A

がいこくじん さいやうせんこう あ にゆうかんほうどう ていしよく ほんい こくせき さべつ  
外国人の採用選考に当たっては、入管法等に抵触しない範囲で、国籍などにより差別されること  
なく、本人の適性と能力に応じて採用選考が行われるよう、啓発に努めている。  
ほんにん てきせい のりよく おう さいやうせんこう おこな けいはつ つと  
また、賃金・労働時間等の労働条件の均等待遇が遵守されるよう、市内の事業所に情報誌や  
ちんぎん ろうどうじかんとう ろうどうじやうけん きんとうたいぐう じゆんしゆ しなひ じぎやうしよ じやうほうし  
パンフレットを配布するとともに、ホームページにより啓発に努めている。  
ばんふれつと はいふ ほむぺーじ けいはつ つと  
啓発の一環として、街頭労働相談会等の機会をとらえ、外国人求職者や就労者への差別解消に  
けいはつ いっかん がいどうろうどうそうだんかいとう きかい がいこくじんきぎゆうしよくしや しゆうろうしや さべつかいしやう  
む ろうどうてちやう ばんふれつと はいふ  
向けて、労働手帳やパンフレットを配布した。

ねん ど ていげん  
1999年度・提言④

がいこくじんしみん あんしん せいかつ おく しゅつにゆうこくか んりぎょうせい かいぜん  
外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を  
ほうむだいじん はたら ねん ど ていげん ほそくいけん  
法務大臣に働きかける。(1997年度提言の補足意見)

1997年度提言を受けて、川崎市長は法務大臣に出入国管理行政の改善について要望書を提出しました。

1999年8月に出入国管理及び難民認定法と外国人登録法の改定案が可決され、在留期間、在留資格、登録の代理申請並びに指紋押なつ全廃等の改善が見られました。しかし、なお不十分な点があることから、1997年度提言の補足意見として次のことを再度、法務大臣に働きかけるよう市長に提言します。

- 1 登録や在留等外国人に関係ある諸手続について、多言語の広報・情報提供を積極的に行うとともに、窓口において外国人市民に接する担当者等の国際理解教育・人権尊重意識の浸透に努めること。
- 2 国際人権規約並びに子どもの権利条約に基づき、家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和すること。
- 3 再入国許可制度を廃止し、在留期間内の出国及び再入国を保障すること。
- 4 外国人市民も日本人市民も人権において同等の立場から、外国人登録法の罰則を、住民基本台帳法並とすること。
- 5 外国人登録証の常時携帯義務を廃止すること。



1, 2, 3, 4, 5

ねん ど  
2009年度 A

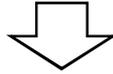
外国人登録窓口において、外国人市民向けのリーフレットを活用したり、手続案内にルビを付けるなどの配慮をしている。また、自動交付機の画面表示にも英語表示を取り入れている。

これまで、外国人登録制度の改善について法務大臣に政令指定都市連名で要望を行ってきたが、住民基本台帳法、入管法が大幅に改正された。外国人登録制度が廃止となり、外国人住民も住民基本台帳の登録対象となるなど、外国人住民に係わる届出等の簡素化、記録の統一化が図られ、利便性が増した。また、在留期間の上限が延長されたり、再入国許可制度が緩和されている。さらに特別永住者に関しては、外国人登録証明書に変わる発行され、常時携帯が不要となるなどの改善がされることとなった。今後は新制度のもとでの窓口体制等を整備し、引き続き外国人市民の人権尊重、負担の軽減及び住民サービスの充実を図っていく。

## ねんど ていげん 2000年度・提言①

がいこくじん ほごしゃ も こ ぼご まな きかい ほしろう  
外国人の保護者を持つ子どもなどが母語を学ぶ機会を保障する。

- 1 ぼご じゅうようせい にんしき ふか こくさいりかいきょういく すいしん  
母語の重要性の認識を深めることを、国際理解教育のなかで推進していくこと。
- 2 がいこくじん ほごしゃ も こ ぼご おし ぼらん てい あかつどう しえん  
外国人の保護者を持つ子どもなどに母語を教えるボランティア活動を支援すること。
- 3 ぼご まな きかい ほしろう かた ぼらん てい あかつどう どうじしゃ いこう そんちよう こうてき  
母語を学ぶ機会の保障のあり方については、ボランティア活動をする当事者の意向を尊重し、公的施設の活用など、支援体制の整備に努めること。



1, 2, 3

ねんど  
2005年度 A

1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」についての教職員の研修のなかで、母語・母文化の重要性の認識を高めており、学級指導や総合的な学習の時間の取組を通して、外国人の児童生徒の母語・母文化を紹介しながら、相互理解や交流を図った学校もある。

また、日本語指導等協力者連絡会の研修や、全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」でも母語の重要性についての周知を図った。

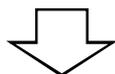
2, 3 ポルトガル語学習グループについて、2001年度より高津市民館で、2004年度からは子ども夢パークで活動の場の提供等の支援を行っている。

また、ふれあい館への委託事業として2001年度から母語学習事業を実施しているほか、2004年度からは教育文化会館の市民自主企画事業で子どもを対象とした母語教室（中国語、韓国・朝鮮語）が実施されているが、今年度は約120名の参加があった。この事業を核に保護者同士のネットワークも広がってきている。

## ねんど ていげん 2000年度・提言②

かいごほけんせいど がいこくじんこうれいしゃふくし じゅうじつ はか  
介護保険制度と外国人高齢者福祉の充実を図る。

- 1 がいこくじん ほーむ へる ぱー ようせい かんきょう とどの いっぱん へる ぱー ようせい じ たぶんか  
外国人のホームヘルパーを養成しやすい環境を整える。また、一般のヘルパー養成時にも、多文化  
りかい きょういく じっし  
理解の教育を実施する。
- 2 かいごほけんせいど こうほうおよ づうち たげんご おこな じゅうじつ  
介護保険制度の広報及び通知を多言語で行うことをさらに充実する。
- 3 かいごほけんせいどじっし がいこくじんこうれいしゃ せいかつ はいりよ かわさきしがいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく はか  
介護保険制度実施による外国人高齢者の生活に配慮し、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図  
る。



1, 2, 3

ねんど  
2002年度 A

- 1 ねん かわさきしざいたくふくしこうしゃ つう しゃかいふくしほうじんせいきゅうしゃ きゅう ほーむ へる ぱー ようせいけんしゅう  
1999年から川崎市在宅福祉公社を通じて、社会福祉法人青丘社に3級ホームヘルパー養成研修  
いたく がいこくじんこうれいしゃ たい かいごさーびす にな て にんちか かた ようせい ねん  
を委託し、外国人高齢者に対する介護サービスの担い手として、60人近い方を養成した。2001年に  
きゅう ほーむ へる ぱー けんしゅう かいさい にん かた ようせい  
は、2級ホームヘルパー研修を開催し、40人の方を養成した。  
こんご がいこくじん こうれいか すす なか がいこくじん たいおう かいごじんざい ひ つづ ようせい  
今後も、外国人の高齢化が進む中で、外国人への対応ができる介護人材を引き続き養成していく。
- 2 かいごほけん せいど がいこくじんしみん りかい ねん がつ げんご ちゅうごくご かんこく ちょうせんご  
介護保険の制度を外国人市民に理解してもらえるよう、2001年3月に5言語（中国語、韓国・朝鮮語、  
えいご ぼるとがるご すべいんご ぼんふれっと さくせい ねん がつ かいいていばん さくせい  
英語、ポルトガル語、スペイン語）によるパンフレットを作成し、2002年3月に改訂版を作成した。
- 3 かわさきしがいこくじんこうれいしゃふくしてあて がいこくじんこうれいしゃ ふくし こうじょう はか もくてき ねん がつ そうせつ  
川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で1994年10月に創設した  
ものである。  
せいど かいし しきゅうがく げつがく えん じゅんじ ひ あ おこな ねんど げつがく  
制度開始の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行っており、2001年度に月額  
えん ひ あ じっし げんざい しきゅうがく げつがく えん  
1,500円の引き上げを実施し、現在の支給額は月額21,500円となっている。

ねんど ていげん  
**2001年度・提言①**

がっこう がいこくじん ほごしゃ じどうせいと たい しえん じゅうじつ  
**学校における外国人保護者と児童生徒に対する支援を充実させる。**

**1 保護者への支援**

IT等を活用した多言語による情報発信、入学・進路相談の充実等、外国人保護者の状況に配慮したきめ細かなコミュニケーションや交流が図れるよう支援する。

**2 児童生徒への支援**

日本語指導等協力者派遣事業の拡充や集中的に日本語指導を実施する等、日本語能力が不十分な児童生徒に、学習言語としての日本語能力を高める支援をする。

言葉や文化等一人一人の背景に違いがあることを尊重した教育を推進するために外国人教職員等の積極的な活用や、直接児童生徒の指導に携わる教職員の研修の充実を図る。



ねんど  
**2006年度 A**

1 従来より外国人の子どものいる家庭用に就学案内・就学時健康診断の案内・外国人保護者用就学ハンドブックを6言語で作成し、配布している。これまで中学校の就学案内は市立小学校に通っている外国籍児童へ配布していたが、対象年齢の外国籍児童のいる全家庭へ配布するようにした。また入学の際に、必要な場合は総合教育センターで教育相談を行っている。そのときには、就学に関するものだけでなく、各種の生活支援ガイドや識字学級の案内など、外国人保護者に必要な情報をできる限り配布している。

進路に関する情報としては、「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」を、10月に開催し、外国人保護者が進学について理解する機会を作っている。この中で外国人高校生の話を聞く機会を設定するなど、進学についての理解が深まるよう配慮している。また、海外で中学を卒業した人への進学説明会の情報も個別に配布した。

一方で学校に対しては、連絡対訳集の活用やお知らせへのルビふりを行うよう働きかけており、保護者に対して、一定の情報提供は行われるようになってきているが、保護者の状況に配慮したコミュニケーション・交流の機会の設定については、2003年度に改めてより具体的な提言が出ているので（提言②）、それに対する取組として、継続的に進めていく。

ねんど  
**2005年度 A**

2 日本語指導等協力者への研修を充実させ、また、巡回相談員を学校に派遣して、協力者によるきめ細やかな相談活動の実施と、効果的な指導のための支援を行った。

2002年度より、外国人児童生徒の学力保障のための巡回非常勤講師配置事業を実施しているが、今年度よりNPO法人教育活動総合サポートセンターに委託して、日本語指導を含む学習活動支援等を行う「教育活動サポーター配置事業」を開始した。今後も、学習言語の獲得支援に向け、教員と市民ボランティアの連携づくりを図っていく。

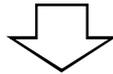
1997年から「民族文化講師ふれあい事業」を実施し、また、外国語指導助手（Assistant Language Teacher）を市立中学校・高等学校及び小学校に派遣しているほか、人権や国際理解教育に関する教職員向け研修をさらに充実させ、総合的な学習の時間を活用した国際理解教育の推進を図っている。

ねんど ていげん  
2001年度・提言②

がいこくじん ひつよう とき ひつよう じょうほう え たいせい すいしん ほか  
外国人が必要な時に必要な情報を得られるような体制づくりの推進を図る。

1 かわさきし てんにゆう ま ひとつ こうてききかん ばしょ ほうてきぎ むとう さいていげんひつよう じょうほう え  
川崎市に転入して間もない人等が、公的機関の場所や法的義務等、最低限必要な情報を得られるよ  
かなきよう  
うな環境をつくる。

2 がいこくじん ちいき せいかつ とき ひつよう じょうほう え がいこくじん そうだん たげんご たいおう  
外国人が地域で生活する時に、必要な情報が得られ、外国人の相談に多言語で対応できるような  
じょうほうしすてむ こうちく  
情報システムを構築する。



1, 2

ねんど  
2005年度 A

1 がいこくじんし むんたいひょうしやかいぎ へんしゅう ほんやく まどぐち といあわ さき りす と かわさきし す がいこくじん みな  
外国人市民代表者会議が編集・翻訳した、窓口や問合せ先のリスト「川崎市に住む外国人の皆さんへ」について、  
たげんご そうだん まどぐち ほーむ ペーじ あどれす とう じょうほう ついか かいていばん さくせい  
多言語相談の窓口やホームページアドレス等の情報を追加した改訂版を作成し、  
かくやくしよ ししよ がいこくじんとうろくまどぐち かくじつ はいふ  
各区役所・支所の外国人登録窓口で確実に配布することとした。

2 こくさいこうりゅうせんたー たげんご じょうほうしゅうしゅう ていきょうおよ がいこくじん そうだん たげんご たいおう  
国際交流センターにおいて、多言語の情報収集・提供及び外国人の相談に多言語で対応でき  
たいせい  
る体制をとっている。また、11月から業務を開始する総合コンタクトセンターでは、英語での問合せ  
う つ ほーむ ペーじ しつもん えいやくじょうほう ていきょう  
も受け付けるほか、ホームページの「よくある質問」でも英訳情報を提供する。

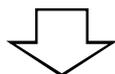
がいこくじんし むんしきたくんとう ほーむ ペーじ かわさきし たげんごこうほうしりょういちらん かわさきし す がいこくじん  
外国人市民施策担当のホームページに、「川崎市の多言語広報資料一覧」や「川崎市に住む外国人  
みな  
の皆さんへ」を掲載するなど、外国人市民向けの多言語情報ページの改善を行った。

ねんど ていげん  
**2003年度・提言①**

しりつしょうがっこう ちゅうがっこう こうこうとう こ きょうしゅくいん こくさいりかい ふか  
**市立小学校・中学校・高校等で、子どもと教職員の国際理解を深めると**  
こと ぶんか みと あ かんきょうせいびせいび はか  
**ともに異なる文化を認め合える環境整備を図る。**

1 各校に国際理解教育の担当者を置き、多文化共生を目指す国際理解教育を継続的・定期的・全校的に推進する。

2 子どもたちや教職員が異なる文化とふれあい、学ぶ場として、多文化理解教室や多文化理解コーナーなどの設置に努める。



ねんど  
**2008年度 A**

2004年度から市立学校全校に国際理解教育の担当者を置いて、研修などを行っている。今後も、全校で取り組む国際理解教育の在り方を、各校の国際理解教育担当を通して、各学校に発信していく。

2007年度、文部科学省「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の委嘱研究を受け、今井小学校、京町小学校、富士見中学校を研究モデル校にして、外国人児童生徒への教育支援と多文化共生を軸にした国際理解教育を推進している。

また、稗原小学校が市の国際理解教育委嘱研究校として実践を進めている。さらに、10年研修、人権尊重教育研修に加え、夏の希望研修に多文化共生を目指した国際理解教育研修等を行った。

ねんど  
**2006年度 A**

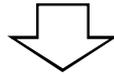
在籍している児童生徒の出身国等の文化紹介、姉妹都市交流コーナーの設置、職員室、保健室などの特別教室の多言語表示など、各学校の状況に応じた取組がひろがってきている。また、図書館に多文化コーナーを設置したり、世界の国々についての本を充実させる学校が多くなった。引き続き、多文化理解のための環境整備を進めていく。

ねんど ていげん  
2003年度・提言②

がいこくじん ほごしや にほん きょういく りかい ふか ほごしや じりつ  
外国人保護者が日本の教育について理解を深め、保護者として自立で  
きるよう支援する。

1 外国人保護者が日本の教育制度や学校生活について理解できるよう、定期的に情報提供や相談を行う機会を設ける。

2 各学校に外国人保護者の相談窓口になる担当者を置き、外国人保護者が「外国人保護者の会」を作  
る際には、PTAなどと協力して支援する。



1, 2

ねんど  
2018年度 A

1 総合教育センターでの編入相談では、日本の学校生活についての説明をできる限り丁寧に実施した。中学校へ編入する保護者・本人には「多文化共生ネットワークかながわ」が作成している「公立高校入学のためのガイドブック(10言語)」にそって特別枠受験、費用などについて説明を行っている。毎年11月実施の「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」では、個別相談に時間をかけられるように母語通訳を昨年度同様充実させた。また、学習支援員の研修も開催し、進路担当による説明や質疑応答を行った。今後も、引き続き取組の継続と充実を図っていく。

2 小・中・特別支援学校の帰国・外国人児童生徒教育担当者に対する研修会を開催した。川崎市  
の現状や受入れ・適応について研修するとともに、大学から講師を招き、帰国・外国人児童生徒の日本語指導や学習支援、受入れで配慮することなどについて研修を行った。

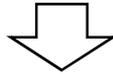
今後も、引き続き取組の継続と充実を図っていく。

外国人保護者が「外国人保護者の会」を作る際には、支援する。

ねんど ていげん  
2003年度・提言③

がいこくじんしみん ちいきしゃかい こうせいいん しせいさんか かわさきし  
外国人市民が地域社会の構成員として市政参加できるよう、川崎市が  
じゅうみんとうひょうせいど そうせつ さい がいこくじんしみん さんか  
住民投票制度を創設する際に外国人市民も参加できるようにする。

- 1 じゅうみんとうひょうせいど どうひょうしかくしゃ ねんいじょうしない がいこくじんとろうく がいこくじんしみん い  
住民投票制度の投票資格者に、1年以上市内に外国人登録をしている外国人市民を入れる。
- 2 どうひょうしかく じぜん しんせい どうひょう  
投票資格は事前に申請しないでも投票できるようにする。



1, 2

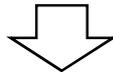
ねんど  
2008年度 A

せいどそあん たい ばぶりっく コメントとてつぎけっか ふ じょうれいあん さくせい へいせい ねん がつ  
制度素案に対するパブリックコメント手続結果を踏まえて条例案を作成し、2008(平成20)年6月、  
しぎかい ねんだい かいていれいかい じゅうみんとうひょうじょうれい かけつ せいりつ  
市議会(2008年第2回定例会)において住民投票条例が可決・成立した。  
どうじょうれい がいこくじん どうひょうしかく まん さいいじょう えいじゅうしやおよ とくべつえいじゅうしやなら にほん  
同条例では、外国人の投票資格について、満18歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に  
ざいりゅうしかく ねん こ ざいりゅう ひ つづ ほんし げつじょうざいりゅう もの  
在留資格をもって3年を超えて在留し、引き続き本市に3か月以上在留としている者としている。  
また、がいこくじん どうひょうしかくしゃめいぼ さくせい あ がいこくじんとろうくげんびょう じょうほう りょう じどうてき  
外国人の投票資格者名簿の作成に当たっては、外国人登録原票の情報を利用し、自動的  
に投票資格者名簿へ登録する方法としている。  
げんざい しこうきそく さくせい どうひょうしかくしゃめいぼ かん しすてむかいはつとう さぎょう すず ねん がつ  
現在、施行規則の作成や投票資格者名簿に関するシステム開発等の作業を進めており、2009年4月  
1日に同条例を施行する。

ねんど ていげん  
**2003年度・提言④**

がいこくじんし じん りょうしつ じゅうたく きょうきゅう きょじゅう あんてい  
**外国人市民にとって、良質な住宅の供給がなされ、居住の安定**  
はか こうきょうじゅうたく にゅうきょ かんきょう せいび  
**が図られるよう、公共住宅に入居しやすい環境を整備する。**

- 1 市営住宅の入居や募集の情報を外国人市民に積極的に広報するとともに、募集の案内にルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいようにする。
- 2 県営住宅についても市営住宅と同様の対応を図るよう、県に働きかける。
- 3 市営住宅の応募方法について、外国人市民が気軽に相談できるよう、窓口の充実を図る。



ねんど  
**1 2008年度 A**

2005年度から、市営住宅の募集案内ポスターにルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいものに改めた。区役所・行政サービスコーナーだけでなく、国際交流センターにも募集案内ポスターを掲示し、外国人市民への広報に努めた。また「募集のしおり」の理解できない部分については窓口等で説明し、十分に理解できるよう対応した。これらの取組の結果、2006年度から2008年度までの3年間で、外国人市民の入居者数は20か国604人から23か国635人に増加した。

ねんど  
**2 2005年度 A**

全国公営住宅管理協議会関東ブロック会議等、県が出席する会議で提言内容についての説明を行った。

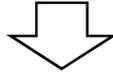
ねんど  
**3 2008年度 A**

2006年度から、募集の窓口が住宅業務に精通した川崎市住宅供給公社に一元化されたため、外国人市民に対して的確かつ迅速な対応が可能となり、特に適切な相談業務を実施したことが、外国人市民の入居者数の増加につながっている。これからも相談窓口の指導を継続し、公社相談業務のより一層の向上を図っていく。

ねんど ていげん  
2003年度・提言⑤

ねんきん だったいいちじきん せいど かいぜん くに はたら  
年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。

- だったいいちじきん しきゅうがく のうふきかん み あ がく かいぜん  
1 脱退一時金の支給額を納付期間に見合った額に改善する。
- だったいいちじきん しきゅうりつ  
2 脱退一時金の支給率をあげる。



1, 2

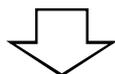
ねんど  
2018年度 A

たん きざいりゅうがいこくじん だったいいちじきん しきゅうかにゆうきかん せつていおよ しきゅうがく みなお せいゆいしていとし  
短期在留外国人の脱退一時金の支給加入期間の設定及び支給額の見直しについて、政令指定都市  
こうせいろうどうしょう ようぼう ねんど かいとう くに だったいいちじきん とくれい  
から厚生労働省に要望してきたが、2017年度の回答によると、国としては脱退一時金は特例であり、  
ほんらいしゃかいほししょうきょうてい ていけつ かいけつ かんが しょうらいはいし ほうこう しゅくしょう けんとう  
本来社会保障協定の締結によって解決すべきと考えており、将来廃止の方向で縮小を検討して  
かくじゅう こんなん ひ つづ だったいいちじきん たい くに かんが かつ ちゅうし  
いるため拡充は困難であるということであった。引き続き脱退一時金に対する国の考え方を注視  
していく。

# ねんど ていげん 2005年度・提言①

にほんご ぼご こ はいけい ねんれい のうりよく おう がくしゅうしえん  
日本語を母語としない子どもが、その背景、年齢、能力に応じ学習支援  
う しすてむ じゅうじつ  
を受けることができるよう、システムをさらに充実させる。

- 1 せいかつげんご にちじょうせいかつ ひつよう にほんご がくしゅうげんご がくしゅう ひつよう にほんご まな たいせい  
生活言語(日常生活に必要な日本語)だけでなく、学習言語(学習に必要な日本語)が学べる体制づく  
りや教材開発を行う。  
きょうざいかいはつ おこな
- 2 がくしゅうしえん こ かよ がっこう みちか ちいき おこな  
学習支援は、その子どもが通う学校や身近な地域で行うことができるようにする。



1, 2

ねんど  
2020年度 A

1 にほんごしじょう たいせいみなお おこな ねんど こくさいきょうしつ せっちきじゅん み にほんごしじょう  
日本語指導の体制見直しを行い、2020年度から、国際教室の設置基準を満たす、日本語指導が  
ひつよう じどうせいと めいじじょう すべ がっこう こう こくさいきょうしつ せっち めい み  
必要な児童生徒が5名以上いる全ての学校(37校)に国際教室を設置している。また、5名に満たな  
い学校においても、きょういんめんきよ ゆう ひじょうきんこうし じゅんかゐしじょう じっし じどうせいと  
がっこう 教員免許を有する非常勤講師による巡回指導を実施し、すべての児童生徒が、  
ざいせき がっこう とくべつ きょういんめんきよ もと しじょう う たいせい せいび あら てんにゆう  
在籍する学校で特別な教育課程に基づく指導が受けられる体制も整備した。さらに、新たな転入  
どう にほんご がっこうせいかつ ふあん じどうせいと たい ぼごしえん しゅ にほんごしよきしえんいん  
等で、日本語での学校生活に不安のある児童生徒に対しては、母語支援を主とした日本語初期支援員  
を、ぎょうむいたく じんそく かくじつ はいち  
業務委託により迅速かつ確実に配置している。

こくさいきょうしつたんどうしや ひじょうきんこうし たい にほんごしじょうじっし けんしゅうかい かいさい せんもんせい  
国際教室担当者や非常勤講師に対しては、日本語指導実施にあたっての研修会を開催し、専門性  
こうじょう ほか しじょうりよく ほうか こうじょう ほか  
の向上を図りながら、指導力のさらなる向上を図っている。

2 にほんごしじょうたいせい みなお おこな ねんど こくさいきょうしつ せっちきじゅん み にほんごしじょう  
日本語指導体制の見直しを行い、2020年度から、国際教室の設置基準を満たす、日本語指導が  
ひつよう じどうせいと めいじじょう こうすべ こくさいきょうしつ せっち めい み がっこう  
必要な児童生徒が5名以上いる37校全てに国際教室を設置している。また、5名に満たない学校に  
おいても、きょういんめんきよ ゆう ひじょうきんこうし じゅんかゐしじょう おこな じどうせいと ざいせき  
がっこう 教員免許を有する非常勤講師による巡回指導を行うことで、すべての児童生徒が、在籍  
する学校で特別な教育課程にもとづく指導が継続的に受けられる体制を整備した。

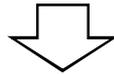
また、これらの教員による指導とともに、ぼご しえん しゅ にほんごしじょうしよきしえんいん はいち  
母語での支援を主とした日本語指導初期支援員の配置  
を、ぎょうむいたく じんそく かくじつ じっし ちゅうがっこう だんかい しえん せいと  
業務委託により迅速かつ確実に実施している。中学校の段階で支援をはじめた生徒については、  
じったい おう じかんすう えんちやうたいおう おこな  
実態に応じて時間数の延長対応も行っている。

さらに、たんどうか がいく じどうせいと ぼごしや しえんじぎょういちらん さくせい  
担当課では「外国につながるのがある児童生徒・保護者のための支援事業一覧」を作成して  
きょういん じょうほうていきょう おこな ちいき がくしゅうしえんだんたい れんけい すず  
教員に情報提供を行い、地域の学習支援団体との連携も進めている。

ねんど ていげん  
2005年度・提言②

がいこくじんしみん にほんじんしみん す かわさきし  
外国人市民と日本人市民がともに住みやすい川崎市をつくっていくため  
がいこくじんしみん しせいさんか いっそうすいしん  
に、外国人市民の市政参加をより一層推進する。

- がいこくじんしみん はばひろ ぶんや いけん ひょうめい こうけん し かくしゅしんぎかいとう さんか  
1 外国人市民が幅広い分野で意見を表明・貢献することができるよう、市の各種審議会等に参加しやす  
くするなど、かんきょうせいび つと  
環境整備に努める。
- がいこくじんしみん ちほうさんせいけんじつげん む くに はたら つと  
2 外国人市民の地方参政権実現に向けて、国に働きかけるよう努める。



1, 2

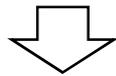
ねんど  
2020年度 B

- いらい し こくさいこうりゅうきょうかい しんぎかいとう いいん がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ すいせん  
1 依頼にもとづき市や国際交流協会の審議会等の委員に外国人市民代表者会議の代表者を推薦  
した。そのほか、「こうほうこうちょうしゅかんかいぎ がいこくじんしみん たい こうほう こうちょう じゅうようせい よ  
広報広聴主管会議」で外国人市民に対する広報・広聴の重要性を呼びかけた。  
こんご よ けいぞく  
今後も呼びかけを継続していく。
- がいこくじんしみん ちほうさんせいけん こっかい どうこうとう ちゅうし  
2 外国人市民の地方参政権について、国会の動向等を注視していく。

# 2005年度・提言③

外国人市民にとって必要な情報がより広く周知されるよう、情報の提供方法について見直しを行う。

- 1 各区の区役所、市民館、図書館等に設置された外国人市民情報コーナーを改善する。
- 2 外国人登録窓口に来たすべての外国人に、多言語情報資料『川崎市に住む外国人の皆さんへ』を渡すようにする。
- 3 国際交流センター以外に、区役所など身近な場所にも外国人市民のための多言語相談窓口を設けるよう検討する。



1 2020年度 B

各区役所、市民館、図書館、情報プラザ、国際交流センターの外国人市民情報コーナーを視察し、配架されている資料の現状確認を行った。その際、不足している情報の補充を担当職員に依頼するとともに、外国人市民からのニーズや日頃の管理方法等についてヒアリングを行った。その後、ヒアリング結果を参考に外国人市民情報コーナーに配架すべき資料のリストを作成し、外国人市民にとってニーズの高い多言語情報が、確実に配架されるよう働きかけた。

2 2015年度 A

「川崎市に住む外国人の皆さんへ」の内容を改訂し、各区役所と市民館や図書館等に2015年度版として配布する。

また、各区役所入窓口において、外国人市民に必要で基本的な情報（ウェルカムセット）を、統一的に配布を開始した。

3 2007年度 A

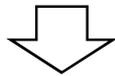
2006年10月から川崎区役所と麻生区役所において、3言語（英語・中国語・タガログ語）による外国人相談窓口を開設している（一月に2回・1回当たり半日）。

市民への広報としては、市政日よりお知らせしたり、多言語の相談窓口案内ポスターを作成し、市の施設や市全域にある広報掲示板（545か所）などで掲示した。利用者は少しずつ増えているが、まだ相談窓口が増えたことを知らない市民もいるので、今後も、より多くの外国人市民に利用されるように、広報していく。

# ねんど ていげん 2007年度・提言①

にほんご ぼご こ にほん しゃかい じりつ せいかつ  
日本語を母語としない子どもが日本の社会で自立して生活していけるよ  
うに、ぎむ きょういくしゅうりょうご しんがく きぼう こ しえんたいせい ととの  
うに、義務教育修了後に進学を希望する子どもへの支援体制を整える。

- 1 中学校卒業までに高等学校進学に必要な基礎的学力が身につくようサポートする。
  - (1) 日本語指導等協力者派遣制度を充実させ、子どもの日本語習得状況に応じて、派遣期間や派遣回数<sup>かいすう</sup>を工夫<sup>くふう</sup>する。
  - (2) 学習支援<sup>がくしゅうしえん</sup>における母語<sup>ぼご</sup>の活用<sup>かつよう</sup>について検討<sup>けんとう</sup>する。
- 2 日本語を母語としない子どもと保護者<sup>ほごしゃ</sup>のための高等学校進学説明会<sup>こうとうがっこうしんがくせつめいかい</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>や、ハンドブック<sup>はんどぶっく</sup>の作成<sup>さくせい</sup>など、進学<sup>しんがく</sup>に関する情報<sup>かん</sup>の周知<sup>じょうち</sup>に努め<sup>つと</sup>る。
- 3 高等学校入学<sup>こうとうがっこうにゅうがく</sup>後も、日本語支援<sup>にほんごしえん</sup>や精神的なサポート<sup>せいしんてき さぽーと</sup>など、安定<sup>あんてい</sup>して学校生活<sup>がっこうせいかつ</sup>を送<sup>おく</sup>っていくための様々<sup>さまさま</sup>な支援<sup>しえん</sup>を行<sup>おこな</sup>う。



ねんど  
2020年度 A

1 日本語指導体制を見直し、2020年度から日本語指導等協力者の派遣を廃止し、国際教室の設置基準に満たない、日本語指導が必要な児童生徒在籍数1～4名の学校においても、教員免許を有する非常勤講師が巡回することで、すべての児童生徒が、年間を通じて特別な教育課程に位置づいた指導が受けられる体制を整えた。

また、これらの教員とともに、母語での支援を主とした日本語初期支援を行う支援員を、業務委託により配置した。支援員は、中学生に対しては支援の時間を延長できる仕組みとしている。さらに、希望する学校に通訳機器を配置し、日常のコミュニケーションや学習支援に役立てている。

ねんど  
2018年度 A

2, 3 総合教育センターでの編入相談では、すべての中学校へ編入する保護者・本人に「多文化共生教育ネットワークかながわ」で作成している多言語の「公立高校入学のためのガイドブック」にそって特別枠受験、費用などについて時間をかけて説明の充実を図っている。11月実施の「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」は母語通訳の派遣を行った。

こうした取組を継続して実施するとともに、一層の周知にも努めていきたい。

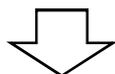
3 定時制高校3校で非常勤講師派遣を行い、日本語指導、学校生活のサポートを行っている。高等学校定時制に入学する外国につながる生徒は年々増加傾向にあり、日本語指導及び学校適応などに対する支援ニーズは強くなっている。現在は各高等学校が独自に情報を集め、支援を各関係機関に依頼している形であるが、その方法を検討していく必要がある。

## ねんど ていげん 2007年度・提言②

にほんご にほん しゅうかんとく ふな がいこくじんしみん きんきゅうじ こま  
日本語や日本の習慣等に不慣れな外国人市民が緊急時に困らないよ  
うな体制づくりをすすめる。

1 地震などの経験のない外国人市民も災害への心構えができるように、危険から身を守る方法、事前に準備しておくこと、避難の方法などが書いてある防災啓発資料を作成し、広く配布する。

2 災害がおこったとき、どの避難所でも災害用多言語ツールを使えるようにしたり、「やさしい日本語」やイラスト・絵文字(ピクトグラム)を使った表示をするなど、外国人市民にも十分に情報を伝えられる体制を整える。



1, 2

ねんど  
2008年度 A

1 「地震に自信を(緊急時の対応ガイド)」(英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ラオス語、カンボジア語版)を各区役所やイベント時に配布している。また、これまでも多言語版ぼうさいマップ作成を対象としたパワーアップモデル事業補助金による支援、「ぼうさい出前講座」の開催、職員による防災講話等を実施している。

さらに2008(平成20)年度作成の「備える。かわさき」の防災マップを英訳した。日本語版の裏面に英語版を印刷し、外国人転入者や日本語学級などで配布した。

今後は、多言語の防災マップを作成するに当たって、外国人市民がどのような情報を必要としているのかを調査し、可能なかぎり反映させていくことを検討している。

2 現在の情報提供体制として、避難所標識に英語併記を行っており、マークを緑十字からピクトグラムへ変更している。また、今年度は、災害時に避難所等で必要な案内、注意、呼びかけなどを多言語で表示できるよう、災害時多言語ツールを各区防災担当者に紹介し操作方法を説明することで、普及を図った。

今後は、避難所運営会議などで、より一層の周知を図るとともに、災害時、速やかに各避難所で地域の特性にあった言語の表示ができるよう、掲示物を常備していくことの重要性を啓発していく。

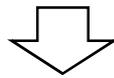
## ねんど ていげん 2007年度・提言③

しみん もっと みちか ぎょうせいまどぐち くやくしょ にほんご じゅうぶん  
市民にとって最も身近な行政窓口である区役所で、日本語が十分でな  
がいこくじんしみん たい じょうほうていきょう てきせつ おこな  
い外国人市民に対する情報提供が適切に行われるようにする。

1 ちいき す さいていげんひつよう せいかつじょうほう て い かくくやくしょ がい  
どの地域に住むことになっても、最低限必要な生活情報を手に入れることができるよう、各区役所で外  
こくじんしみんむ ていきょう じょうほう とういつてき きじゆん すたんだーど せつてい  
国人市民向けに提供する情報についての統一的な基準(スタンダード)を設定する。

2 ちやしやない あんないひょうじ たげんご るびふ がいこくじんしみん りよう くやくしょ  
庁舎内の案内表示を多言語にしたリルビを振るなど、外国人市民にも利用しやすい区役所となるよう  
はいりよ  
配慮する。

3 たげんごいがい いらすと えもじ びくとぐらむ とう かつよう だれ じょうほう さくせい  
多言語以外にもイラストや絵文字(ピクトグラム)等を活用して、誰にでもわかりやすい情報を作成、  
ていきょう  
提供する。



### 1 ねんど 2015年度 A

かくくやくしよてんにゆうまどぐち がいこくじん みな ぶんべつ ぼうさい かん たげんごぼん  
各区役所転入口において、「外国人の皆さんへ」をはじめ、ごみの分別や防災に関する多言語版  
しりょう がいこくじんしみん ひつよう きほんてき じょうほう とういつ うえるかむせつと はいふ かいし  
の資料などを、外国人市民に必要な基本的な情報を統一し、「ウエルカムセット」として配布を開始  
した。

### 2, 3 ねんど 2008年度 A

げんご ようご で たしゅうおよ あんないぶんしゅう がいこくじんしみんじょうほう こーなー げんごひょうき およ  
6言語による用語データ集及び案内文集、「外国人市民情報コーナー(6言語表記+「i」)及び  
そうごうあんない うけつけ げんごひょうき あんないひょうじばん ばん さくせい かくくやくしょ ししよ はいふ  
「総合案内・受付(6言語表記+「?」)の案内表示板(A3判)を作成し、各区役所・支所に配布した。  
ひ つづ だれ ひょうじ しょう はたら  
引き続き、誰にでもわかりやすい表示の使用を働きかけていく。

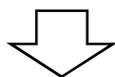
ねんど ていげん  
2009年度・提言①

がいこく こ こうとうがっこうしんがく しえん じゅうじつ  
外国につながる子どもたち[※]に高等学校進学のための支援を充実させる。

がいこく こ がっこう じゅぎょう こうとうがっこうにゆうし てきおう がくしゅうしえん う  
1 外国につながる子どもたちが学校の授業や高等学校入試に適應するため、学習支援を受けられる  
しきく せいび  
仕組みを整備する。

こうとうがっこうにゆうし しりつこうとうがっこう がいこく こ はいりよ とくべつ にゆうし  
2 高等学校入試について、市立高等学校において外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試  
せいど どうにゆう けんとう かながわけん たい ざいけんがいこくじんとうとくべつほしゅう かわさきしない けんりつこうとうがっこう  
制度の導入を検討する。そして、神奈川県に対し、在県外国人等特別募集を川崎市内の県立高等学校  
じっし ほしゅうていいん かくたい はたら  
において実施することと、募集定員を拡大することを働きかける。

[※] がいこくせき こ おと こくけいけこんかてい こ がいこく せいちゆう こ とう がいこく はいりい も こ  
外国籍の子ども及び国際結婚家庭の子どもや外国で成長した子ども等、外国に背景を持つ子どもたちのこと。



1 ねんど  
2016年度 A

こんねんど じどうせいと しょき にほんごしどう かい じかん しゅう かいけい かい げつ おこな  
今年度も、児童生徒に初期の日本語指導を1回2時間、週2回計72回(9か月)行った。  
ちゅうがく ねんせい がくしゅうしえん ていきしけん ほ ごつうやく ていきでき がくしゅうしえん しんろこじんめんだん ほご  
また、中学3年生の学習支援(定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語  
つうやく にほんごしどうとうきょうりよくしゃはけんじぎょう なか じっし こう ちゅうがっこう がくしゅうしえんいん はけん  
通訳など)を日本語指導等協力者派遣事業の中で実施し、21校の中学校へ学習支援員を派遣した。  
にほんごしどうとうきょうりよくしゃはけんじぎょう がくしゅうしえんいん けんしゅう ふく たいせい せいび おこな  
日本語指導等協力者派遣事業について、学習支援員の研修を含めて、体制の整備を行うこと  
こんご せいび たいせい かつせいか がくしゅうしえん がくしゅうしえんいん けんしゅう  
ができた。今後は、整備した体制を活性化させ、よりよい学習支援をめざして学習支援員の研修  
じゅうじつ  
を充実させていく。

2 ねんど  
2020年度 B

しない こう けんりつこうこう ざいけんがいこくじんとうとくべつほしゅう ねんど じっし ねんどうがくしやせんぱつ  
市内2校の県立高校で在県外国人特別募集が2017年度から実施されており、2020年度入学者選抜  
ほしゅうていいんごうけい めい めい じゅけんしゃ しないちゅうがっこう そつぎょうよていしゃすうどう  
においては、募集定員合計145名のところ165名の受検者があった。市内中学校の卒業予定者数等  
じょうきょう ふ がいこく こ しんろじつげん む かわさきしいき けんりつこうこう  
の状況を踏まえながら、外国につながる子どもたちの進路実現に向け川崎市域における県立高校  
ざいけんがいこくじんとうとくべつほしゅう ていじんぞう けんきょういくいんかい きょうぎ おこな  
における在県外国人特別募集の定員増について県教育委員会と協議を行った。  
かわさきしりつこうこう せいどどうにゆう ひ つづ じょうほうしゅうしゅう おこな  
川崎市立高校への制度導入については、引き続き情報収集を行った。

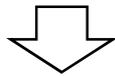
# ねんど ていげん 2009年度・提言②

## しょう ちゅうがっこう たぶんかりかいきょういく じゅうじつ 小・中学校における多文化理解教育の充実

1 しょう ちゅうがっこう たぶんかりかいきょういく ちゅうしん みんぞくぶんかこうし じぎょう こんご さんこう  
小・中学校での多文化理解教育の中心である民族文化講師ふれあい事業[※]の今後の参考となる  
じっせんしゅう さくせい たぶんかりかいきょういく すいしん  
実践集を作成し、多文化理解教育を推進する。

2 たぶんかりかいきょういく こ ちどもたち あいでんていていけいせい じここうてい じゅうよう きかい がいこく  
多文化理解教育は、子どもたちのアイデンティティ形成や自己肯定の重要な機会になる。外国につな  
がる子どもたちの文化や言葉を多文化理解教育に取り入れる。

[※] がいこくじんしんみん がっこう じゅぎょうとう みづか ぶんか くにとう こうぎ じつせん にほんじん  
外国人市民に、学校の授業等において自らの文化や国等のことについて講義や実演をしてもらうことで、日本人  
じどうせいと がいこくじんじどうせいと そうほう たが ぶんか さんちよう あ とも い じっせん がっこう おお こ いしき たいど  
児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度  
を ぶく でいくことをねらいとする。1997年度から講師派遣を行っている。



1, 2

ねんど  
2014年度 A

1 こんねんど じんけんそんちようきょういくじっせんしゅうろく けいさい みんぞくぶんかこうし じぎょう とりくみ  
今年度は、これまで「人権尊重教育実践集録」に掲載してきた民族文化講師ふれあい事業の取組  
が つ かいさい ぶんか ことば あそ とう と い じっせん がっこう おお こ いしき たいど  
や、2月に開催している交流会の内容などをまとめ、今後の民族文化講師ふれあい事業の参考となる  
みんぞくぶんかこうし じぎょうじっせんしゅう さくせい ねんどまつ かくがっこう はいふ よてい  
「民族文化講師ふれあい事業実践集」を作成し、年度末に各学校に配布する予定である。

2 こんねんど みんぞくぶんかこうし じぎょう けいぞく じっし とりくみ なか がいこく  
今年度も、民族文化講師ふれあい事業を継続して実施している。これまでの取組の中で、外国につ  
ながる子どもたちの文化や言葉、遊び等を取り入れて実践している学校も多くあり、子どもたちの  
こ ぶんか ことば あそ とう と い じっせん がっこう おお こ いしき たいど  
アイデンティティ形成や自己肯定の向上及び多文化理解の推進につながっている。多文化共生に  
あいでんていていけいせい じここうてい こうじょうおよ たぶんかりかい すいしん たぶんかきょうせい  
向けた取組がより充実した内容で行われた実践例が数多く報告されていることから、一定の成果  
む とりくみ じゅうじつ ないよう おこな じっせんれい かずおお ほうこく いっぺい せいこく  
を得たものと考ええる。

こんご こうしはけんだんたい れんけい ほか みんぞくぶんかこうし じぎょう けいぞく じゅうじつ たぶんかきょうせいきょういく  
今後も、講師派遣団体と連携を図り、民族文化講師ふれあい事業の継続と充実、多文化共生教育  
りかい しゅうち すす  
の理解、周知を進めていく。

## ねん ど ていげん 2009年度・提言③

がいこくじんしみん あんしん ちいき いりょう う たいせい つく  
外国人市民が安心して地域で医療が受けられる体制を作る。

1 国際交流協会や市民活動団体など関係機関が連携を図り、医療についての相談や病院への付き添い者派遣などの支援ができるようにする。

2 外国語で対応できる病院や、多言語医療問診票などの医療情報をまとめたリンク集を市のホームページ上に作る。

3 市内の医療機関で多言語医療問診票の利用や院内表示の多言語化をすすめるとともに、医療通訳者や付き添い者の利用ができるようにするなど、医療機関において外国人が受診しやすい環境整備を働きかける。



### 1 2020年度 A

2020年度の上半年期（4月から9月）の川崎市国際交流センターの外国人窓口相談における医療相談の件数は76件で、今年度は上半期だけですでに昨年度1年間（87件）とほぼ同数の相談を受けた。専門性の高い医療についての相談や、特別なスキルが求められる病院への付き添い者の派遣については、AMDA国際医療情報センターやMIC かながわ等の専門機関と連携し、相談者を紹介することが定着している。

### 2 2011年度 A

医療情報をまとめたリンク集を市の外国人市民施策担当のページに作成している。今後も情報が古くならないよう注意し、新しい情報を随時収集し、更新していく。

### 3 2011、2012年度 A

【健康福祉局において担当】2011年度 A  
神奈川県が主体となった医療通訳派遣システム事業に協調し、市町村負担金を支出するとともに、かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会に参加し、医療通訳派遣システムの充実・強化を図り、今年度からは市立多摩病院、市立井田病院、川崎協同病院の3病院を協定医療機関に追加することができた。

今後も、神奈川県や県内他市町村と連携しながら、医療関連団体等への働きかけを行っていくことにより、引き続き外国人市民が受診しやすい環境の整備に努めていく。

【病院局において担当】2012年度 A  
市立病院においては、受付窓口で神奈川県作成のガイドブックを設置する等、病院ごとに工夫し、外国人市民への円滑な対応に努めた。また、神奈川県医療通訳派遣システム事業に、市立3病院全て参加し、外国人市民が受診しやすい環境を整備した。

さらに、市立井田病院の再編整備に伴い、部分的に院内表記に英語を併記した。

ねんど ていげん  
2009年度・提言④

がいこくじんしみん たようか そうだんに ーず たいおう せんもんてき ちしき も  
外国人市民の多様化する相談ニーズに対応できる専門的な知識を持つ  
じんざい ようせい もんだいかいけつ しえん  
た人材を養成し、問題解決の支援ができるようにする。

- 1 国際交流協会や市民活動団体等の職員と区役所職員などを対象に専門的な研修を実施し、外国人市民の複雑で多様化した問題に連携して対応できるようにする。
- 2 専門的な知識を持った人材を区役所や外国人相談窓口などで活用できるようにする。



1,

ねんど  
2020年度 B

【総務企画局において担当】

かくかいそうべつけんしゅう じんけん かか こうぎ じっし こんご かんけいぶしょ じゅうぶん きょうぎ ひ つづ  
各階層別研修において人権に係る講義を実施した。今後も、関係部署と十分に協議し、引き続き  
かくかいそうべつけんしゅうどう じんけん かか こうぎ じっし しょくいん じんけんいしき こうじょう ほか  
各階層別研修等において人権に係る講義を実施し、職員の人権意識の向上を図る。

【市民文化局において担当】

かわさきしこくさいこうりゅうせんたー そうだんいん ちしきこうじょう きほんてき けんしゅう ぜんねんどどうよう  
川崎市国際交流センターの相談員の知識向上のため、基本的な研修については前年度同様、  
せんもんか せんもんちしき も かたがた けんしゅう ねん かいじっし さいしん しゃかいどうこう たいおう  
専門家や専門知識を持つ方々による研修を年3回実施した。また、最新の社会動向に対応するための  
けんしゅう じゅこう さいしん さいてき じょうほう ていきょう つと じんざい いくせい すきる あっぶ  
研修を受講し、最新・最適な情報を提供できるように努めた。さらに、人材の育成・スキルアップ  
をおこな じっこうせい そうだん しゅつにゆうこくかんりほう かいせい あたら かいだい かん  
を行うとともに実効性のある相談にするため、出入国管理法の改正など、新しい課題に関する  
けんしゅう すす  
研修を進めた。

しんがたころ なかんせんしやう しゃかいもんだい じんそく たいおう ため こんご せんもんちしき しゅうとく  
新型コロナウイルスのような社会問題にも迅速に対応する為、今後も専門知識の習得や  
かうんせりんぐすきる こうじょう ため けんしゅう けいかくてき じっし  
カウンセリングスキルを向上させる為の研修を、計画的に実施していく。

2

ねんど  
2020年度 A

ねん がつ たぶんかきょうせいそうごうそうだんわんす とつぷせんたー どうせんたーない せっち ともな  
2019年7月に多文化共生総合相談ワンストップセンターが同センター内に設置されたことに伴  
い、げんご べとなむご たいご いんどねしあご ねぼーるご ついか げんご そうだんいん  
4言語（ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語）を追加し、11言語の相談員による  
まどぐちそうだんじぎょう かいし  
窓口相談事業が開始された。また、10月 がつ かくくやくしよ ちいましんこうかそうだんじょうほうたんどう  
に 各區役所の地域振興課相談情報担当に  
わんす とつぷせんたー とつながる タブレットを配布し、相談員への相談ができるようになった。

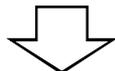
たとし とりくみじれいとう さんこう わんす とつぷせんたー かんけいぶしょ れんけい  
他都市の取組事例等を参考にしつつ、ワンストップセンターと関係部署との連携について検討し  
ていく。

# 2011年度・提言①

外国人市民に関する調査を、5年に1度実施する。

1 外国人市民が困っていることや生活に必要な情報が届いているか等の外国人市民の実態を把握するために、5年に1度調査を行う。

2 調査結果は、市民に公表するとともに、外国人市民代表者会議に報告する。また、市の施策で活用するものとする。



## 1 2020年度 A

提言を受けて2014年度に外国人市民意識実態調査（アンケート調査）を、2015年度に外国人市民意識実態調査（インタビュー調査）を実施した。2019年度にも外国人市民意識実態調査（アンケート調査）を実施したことから、5年に1度の調査が実施できている。引き続き、定期的な調査が実施できるよう努めていく。

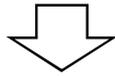
## 2 2015年度 A

外国人市民意識実態調査（アンケート調査）の調査結果を外国人市民代表者会議に報告し、調査審議の検討材料として活用した。また、作成した報告書については、庁内全局（区）及び関係団体等へ配布するとともに、市ホームページで公開し、市の様々な施策に活用した。

## ねんど ていげん 2011年度・提言②

だれ はい ねんきんせいど くに はたら  
誰にでも入りやすい年金制度を国に働きかける。

- 1 しゃかいほしょうきょうてい ていけつこく ふ 社会保障協定の締結国を増やし、できるだけ早く締結するよう国に働きかける。
- 2 ねんきん だつたいいちじきん せいど かいぜん くに はたら 年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。(2003年度提言の再提言)
- 3 ねんきんせいど かん わ しりょう さくせい くに はたら 年金制度に関する分かりやすい資料の作成を国に働きかける。



ねんど  
2020年度 A

1  
れいねん どうよう せいれいしていと しこくほ ねんきんしゅかんぶ かちょうかいぎ つう こうせいろうどうしょう こくみんねんきん かん  
例年と同様、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に「国民年金に関する要望書」を提出した。

ねん がつついたちげんざい しゃかいほしょうきょうていほつこうこく こく どういつ えいこく  
なお、2020年10月1日現在における社会保障協定発効国は20か国となっている。(ドイツ、英国、  
かんこく べいこく べるぎー ふらんす かなだ おーすとらりあ おらんだ ちえこ すべいん あいるらんど  
韓国、米国、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、  
ぶらじる すいす はんがりー いんど るくせんぶるぐ ふいりびん すろばきあ ちゅうごく  
ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルグ、フィリピン、スロバキア、中国)  
ひ つづ しゃかいほしょうきょうていけつこく かくじゅう こうせいろうどうしょう はたら  
引き続き、社会保障協定締結国の拡充について、厚生労働省に働きかけていく。

ねんど  
2018年度 A

2  
たんきざいりゅうがいこくじん だつたいいちじきん しきゅうかにゆうきかん せつていおよ しきゅうがく みなお せいれいしていと し  
短期在留外国人の脱退一時金の支給加入期間の設定及び支給額の見直しについて、政令指定都市  
から厚生労働省に要望してきたが、2017年度の回答によると、国としては脱退一時金は特例であり、  
ほんらいしゃかいほしょうきょうてい ていけつ かんが しょうらいはいし ほうこう しゅくしょう けんどう  
本来社会保障協定の締結によって解決すべきと考へており、将来廃止の方向で縮小を検討して  
いるため拡充は困難であるとのことであった。この回答を踏まえ、政令指定都市国保・年金主管部課  
ちょうかいぎ つう しゃかいほしょうきょうていけつこく かくじゅう こうせいろうどうしょう こくみんねんきん かん ようぼうしよ  
長会議を通じて、社会保障協定締結国の拡充について厚生労働省に「国民年金に関する要望書」  
ていしゅつ こんごよてい ねんきんせいどかいせい くに どうこう ちゅうし しみんさーびす  
を提出している。今後予定されている年金制度改正について、国の動向を注視し、市民サービスの  
こうじょう ほか  
向上を図っていく。

ねんど  
2020年度 A

3  
たげんご じょうほうていきょう じゅうじつ ようぼう も こ せいれいしていと しこくほ ねんきんしゅかんぶ かちょう  
多言語による情報提供の充実についての要望を盛り込み、政令指定都市国保・年金主管部課長  
かいぎ つう こうせいろうどうしょう ようぼうしよ ていしゅつ ねん がつついたち かくくやくしよ ししよ まどぐち  
会議を通じて、厚生労働省に要望書を提出した。また、2020年10月1日から、各区役所・支所の窓口  
ねんきんきこう けいやく でんわ たげんごつうやくさーびす りょう かいし ひ つづ わ  
で年金機構が契約している電話による多言語通訳サービスの利用が開始された。引き続き、分かりや  
しりょう さくせい ねんきんじむしょ がいこくごそうだんいはいち たげんごでんわつうやく どうにゆう こうせい  
すい資料の作成や年金事務所への外国語相談員配置や多言語電話通訳の導入について、厚生  
ろうどうしょう にほんねんきんきこう はたら  
労働省や日本年金機構に働きかけていく。

## ねんど ていげん 2011年度・提言③

たぶんかりかいきょういく う きかい かくじゅう ないよう じゅうじつ はか  
多文化理解教育を受ける機会を拡充し、内容の充実を図る。  
ねんど ていげん ほそくいけん  
(2009年度提言の補足意見)

- 1 しょう ちゅうがっこう じどうせいと たい すく ねん かいじょう たぶんかりかいきょういく おこな  
小・中学校において、すべての児童生徒に対し、少なくとも1年に1回以上、多文化理解教育を行える  
よう推進する。
- 2 たぶんかりかいきょういく たよう くに ぶんか と い すいしん  
多文化理解教育において、より多様な国や文化を取り入れることを推進する。



### ねんど 1 2020年度 B

各学校において、多文化共生教育を含む国際理解に関する取組を学習指導要領のねらいに則して行っている。また、今年度は民族文化講師ふれあい事業を78校で実施する予定である。この事業を実施した学校の児童は、「異文化体験の学習で異文化をよく知ることができ、日本とのちがいも見つけられた」という感想をもった。また担当教員からは、「異文化について子どもたちの理解が深まった」といった声が多く寄せられた。

今後も、学習指導要領のねらいに則し、各教科等の関係を図りながら、多文化共生教育がめざす資質・能力を育むために民族文化講師ふれあい事業をはじめとする取組を継続していきたい。

### ねんど 2 2020年度 A

各学校において、多文化共生教育を含む国際理解に関する取組を学習指導要領のねらいに則して行っている。今年度の民族文化講師ふれあい事業においては、78校で多様な国々を取り上げて実施する予定である。また、学校独自の予算を活用して、民族文化体験の実施を予定している学校もある。

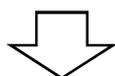
民族講師ふれあい事業も含めた多文化理解教育においては、児童生徒の国籍の多様化なども踏まえ、合同校長会議や人権尊重教育推進担当者研修などを通じて多様な国や文化に触れる機会を積極的に取り入れるよう周知している。

## ねんど ていげん 2011年度・提言④

がっこう もんだいかいけつ とりくみ すいしん ほごしゃ  
学校におけるいじめ問題解決のための取組を推進し、保護者への  
さぽーと じゅうじつ  
サポートを充実させる。

1 たいおうじれい ふく もんだい かん そうごうてき てび さくせい きょういっかんけいしゃとう はいふ  
1 対応事例を含めたいじめ問題に関する総合的な手引きを作成し、教育関係者等に配布して、いじめの  
みぜんぼうし そうきかいかつ  
未然防止や早期解決ができるようにする。

ほごしゃ じどうせいと がっこう なや ほご そうだん かんきょう せいび たげんごそうだん こうほう  
2 保護者・児童生徒が学校でのいじめや悩みを母語で相談できる環境を整備し、多言語相談の広報に  
つと  
努める。



### ねんど 1 2018年度 A

ねん がつ かわさきし ぼうしきほんほうしん かいてい かいてい ないよう ぜんしりつがっこう しゅうち  
2018年3月に「川崎市いじめ防止基本方針」を改訂し、改訂した内容について全市立学校へ周知し  
た。学校では、改訂した基本方針に基づき「学校いじめ防止基本方針」を作成し、保護者や地域に周知  
するとともに、いじめ問題の未然防止や早期発見・早期対応、組織的な対応について取組を進めてい  
る。また、2018年2月に教職員向けの冊子「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして〔10〕  
～いじめ問題の理解と対応～」を作成し、全教職員に配布して校内研修等を行った。さらに、  
ねんど ひ つづ きょういっかんけい かんりしよく けんしゅう じどうせいとしどうたんとうしやおよ しょにんしやけんしゅうとう  
2018年度も引き続き、教育委員会では、管理職の研修、児童生徒指導担当者及び初任者研修等に  
おいて、いじめ問題に関する研修や研究協議を実施した。いじめ問題への対応力の向上に向けた  
とりくみ こんご つづ  
取組を今後も続けていく。

### ねんど 2 2020年度 A

こくさいきょうしつたんとうしやれんらくきょうぎかい どう たんとうきょういん たい きこく がいこくじんじどうせいとうけい あ  
「国際教室担当者連絡協議会」等で担当教員に対し、帰国・外国人児童生徒受入れに当たって  
の心構えや留意点について研修を行い、理解を深めた。また、母語支援を主とした日本語初期支援  
のこころま りゅういてん けんしゅう おこな りかい ふか ほごしえん しゅ にほんごしょきしえん  
を行う支援員を業務委託により配置し、児童生徒の学校生活及び日常生活への適応支援を行って  
いる。さらに、こみゅにけーしょん しえん きぼう がっこう つうやくきき はいち おこな  
コミュニケーションの支援として、希望する学校には通訳機器の配置を行っている。  
あわ にほんご ふな じどうせいとおよ ほごしゃとう そうだんとう さい きょうむいたく つうやくしや はけん  
併せて、日本語に不慣れな児童生徒及び保護者等との相談等の際に、業務委託により通訳者を派遣で  
きるようにした。  
こんご きこく がいこくじんじどうせいとうけい あ こころま りゅういてん けんしゅう つう こくさい  
今後も、帰国・外国人児童生徒受入れに当たっての心構えや留意点について、研修を通じて国際  
きょうしつ たんとうしや じどうしえん こーでいねーたーとう りかい ふか たよう しえんつーる  
教室の担当者や児童支援コーディネーター等の理解を深めていくとともに、多様な支援ツールや  
だんたいとう れんけい しゅうち じどうせいとおよ ほごしや よ そ しえん つと  
団体等との連携について周知することで、児童生徒および保護者に寄り添った支援ができるよう努  
めていく。

# ねんど ていげん 2013年度・提言①

くやくしょ がいこくじんしみん たいしやう さーびす じゆうじつ  
区役所における外国人市民を対象としたサービスを充実させる。

## 1 情報提供について(2001年度、2005年度、2007年度提言の再提言)

(1) 転入者に対して住民登録窓口で渡す情報について市内で共通の内容を定めた「ウェルカムセット(仮称)」を作成し、各区の窓口で最低限必要な情報が得られるようにする。

(2) 外国人市民に対しては、外国人市民に必要な基本的な情報(特に、生活・防災・医療など)の英語版を「ウェルカムセット(仮称)」に加えるとともに、外国人市民情報コーナーがあることを多言語資料で案内する。

また、すでに多言語で作成されている資料を有効に活用するために各担当窓口だけではなく、外国人市民情報コーナーにもそれらの資料を揃えるなど情報の集約と充実を図る。

(3) 外国人市民にとって重要と思われる情報については、中長期的に多言語化を推進し情報提供の充実を図る。

## 2 窓口サービスについて

(1) 区役所を訪れた外国人市民が目的に即した窓口にとどりつくことができるよう、担当窓口へ案内を行える体制を整備し窓口を明示する。

また、各窓口においては、外国人市民への対応に必要な業務知識の共有や説明能力の向上等のための人材育成を行うとともに組織的に対応できるようにする。

(2) 市が英語(ローマ字)で発行することができる証明書が一部あることを広く周知し、利用を促進する。



1(1)

ねんど  
2015年度 A

### 【各区役所において担当】

各区役所にて、区民課で転入者に対し、生活に必要な最低限の情報を「ウェルカムセット」として、市内共通の資料を窓口で配布している。今後も配布を継続していくとともに、各区で情報交換しながら、内容の充実や更新等、継続的にサービスの向上に取り組んでいく。

1(2)

ねんど  
2016年度 A

### 【各区役所、市民文化局において担当】

外国人市民向けの多言語資料(「川崎市に住む外国人の皆さんへ」「川崎市資源物とごみの分け方・出し方」等)について、各区役所で転入者向け資料のセットと合わせて統一的に配布を行っている。

外国人市民情報コーナーについて、初めて区役所を訪れた外国人市民にも情報収集しやすいようにレイアウトを工夫をした上で、生活の中で必要と考えられる情報が得られるよう資料を揃えて配布している。また、外国人市民情報コーナーを案内する多言語資料を継続して配布している。

今後も、外国人情報コーナーの配布物の定期的なチェックを行い、最新の情報を提供していくとともに、外国人市民が窓口を訪れた際には外国人情報コーナーに情報が集約されていることを積極的に案内していく。

1(3)

ねんど  
2020年度 A

## 【市民文化局において担当】

れいねん こうほうこうちようしゅかんかいぎ とう がいこくじんしみん こうほう かた かん かんが かた せつめい おこな  
 例年、「広報広聴主管会議」等で「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の説明を行い、  
 し たげんごさいと こんてんつけいさい ふく たげんご こうほう すいしん いらい  
 市HPの多言語サイトへのコンテンツ掲載を含めた多言語での広報の推進について依頼している。

まいとし がついついたげんざい しなひ たげんごこうほうしりよう じょうほう  
 毎年10月1日現在の市内の多言語広報資料の情報をとりまとめた「多言語広報資料一覧」による  
 ねんど たげんごしりよう さくねん ぞうか てん たいおうげんごすう げんご たつ  
 と、2020年度の多言語資料は昨年より増加し118点であり、対応言語数は18言語に達した。

がいこくじんしみん こうほう かた かん かんが かた ひょう たげんごこうほう ゆうせんじゆんい きじゆん かか  
 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の表1「多言語広報の優先順位の基準」に掲げ  
 じょうほう ひととお たげんごか じっし じょうほうていきょう たげんごか すいしん ちやくじつ  
 る情報については一通り多言語化が実施されており、情報提供における多言語化の推進は着実  
 すす ひ つづ たげんごか すいしん はたら  
 に進んだ。引き続き、多言語化を推進するよう働きかけていく。

2(1)

ねんど  
2020年度 B

## 【各区役所において担当】

かくくやくしょ たんとう  
 かくくにおいて、多言語を併記したフロア案内表示を行っている。また、各区独自で、外国人市民用  
 まどぐちが い ど さくせい たげんご たいおう そうごうあんないけいじ あんないさいん せっち たぶれつ とたんまつ もち  
 窓口ガイドの作成、多言語に対応した総合案内掲示や案内サインの設置、タブレット端末を用いた  
 ほんやく つうやくたいおう えいごばんおうたいまに ゆある さくせい にほんご もち まどぐちぎょうむ かん しょくいんむ  
 翻訳・通訳対応、英語版対応マニュアルの作成、「やさしい日本語」を用いた窓口業務に関する職員向  
 こうざ じっしとう とりくみ おこな  
 け講座の実施等の取組を行っている。

がいこくじんらいちようしゃ たい せつごう こうじょう つと げんじょう がいこくじん らいちよう さい あんない  
 外国人来庁者に対する接遇の向上に努めているが、現状では外国人が来庁した際の案内に  
 くりよ けーす おお がいこくじんしみん らいちよう さい えんかつ たいおう む こんご じんざいいくせい そしきてき  
 苦慮するケースも多い。外国人市民が来庁した際の円滑な対応に向けて、今後も人材育成や組織的  
 たいおう つと  
 な対応に努めていく。

2(2)

ねんど  
2020年度 B

## 【市民文化局において担当】

のうぜいかんけいしょうめいしょ えいご ろーまじ はっこう かくにん じょうほうしゅうしゅう おこな  
 納税関係証明書が英語（ローマ字）で発行できることを確認するなど、情報収集を行った。

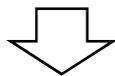
## ねんど ていげん 2013年度・提言②

がいこくじん ほごしゃ あんしん にほん こ かていきょういく おこな にほん  
外国人保護者が安心して日本で子どもの家庭教育を行えるよう、日本  
がっこう きょういく しゅく せいど りかい ふか とりくみ  
の学校や教育の仕組み・制度についての理解を深めるための取組を  
せつきよくてき すいしん  
積極的に推進する。

ねんど ねんど ねんど ねんどていげん ほそくいけん  
(1996年度、2001年度、2003年度、2011年度提言の補足意見)

1 にほん がっこう きょういく しゅく せいど し たげんごしりょう ていきょう せつめい きかい もう  
日本の学校や教育の仕組み・制度について知るための多言語資料の提供や説明のための機会を設  
ける。

2 こそだ ちゅう がいこくじん ほごしゃ ちいき ほごしゃ こそだ けいけんしゃ こうりゅう ばしょ きかい ていきょう  
子育て中の外国人保護者が地域の保護者や子育て経験者と交流できる場所や機会を提供する。



### 1 ねんど 2015年度 A

にほん がっこう きょういく しゅく きょういくせいど たげんご きさい もんぶかがくしやうさくせい  
日本の学校や教育の仕組み・教育制度等について、多言語で記載されている文部科学省作成の  
しゅがくがいがいどぶつ きこく がいこくじんじどうせいとう い こんだん さい てわた せつめい  
就学ガイドブックを帰国・外国人児童生徒の受け入れ懇談の際に手渡して説明している。また、  
かくしやう ちゅうがっこう めい せつち きこく がいこくじんじどうせいときょういくたんとしや あつ けんしゅう なか  
各小・中学校に1名ずつ設置している帰国・外国人児童生徒教育担当者を集める研修の中でもこ  
さつし しやうかい かくがっこう がいこくじんほごしゃ せつめい たんとしや しゅうち  
の冊子を紹介し、各学校においても外国人保護者に説明してもらえるよう担当者に周知した。

さらに、しりつしやうがっこう にゅうがく がいこくせき かくかてい しりつがっこう しみんかん くやくしよ くみんか じどうかていか  
国際交流センター、ふれあい館に入学する外国籍の各家庭、市立学校、市民館、区役所(区民課・児童家庭課)、  
こくさいこうりゅうせんたー かん しゅうがく かが てつづ じゅんび たんとしや せつめい けいさい がいこくじん  
国際交流センター、ふれあい館に就学に関わる手続きや準備などの説明を掲載した「外国人  
ほごしゃしやうしゅうがくはん どぶつ げんご そうふ こんねんど さつし なかみ かいいてい にほんご  
保護者用就学ハンドブック」(7言語)を送付しているが、今年度から冊子の中身を改訂し、日本語  
がっこう きょういく しゅく きょういくせいど せつめい ページ くわ はいふ  
学校や教育の仕組み・教育制度等を説明するページを加えて配布した。

### 2 ねんど 2015年度 A

きょういくぶんかかやかん しみんかん じつし しやかききょういくしんこうじぎやう こそだ  
教育文化会館・市民館で実施する社会教育振興事業において、「子育てひろば」や  
ふりーすぺーす どう めいしやう ちいき ほごしやどうし こそだ けいけんしゃ こうりゅう きかい ていきょう おこな  
「フリースペース」等の名称で、地域の保護者同士や子育て経験者と交流できる機会の提供を行  
っている。たましみんかん がいこくじんほごしゃ たいしやう しぼ こそだ かいせつ がつ  
多摩市民館においては外国人保護者に対象を絞った子育てひろばも開設している。(4月  
~3月、全11回予定)

つうじやう きかいていきょう くわ さんか きかい がいこくじんこそだ ていちゃく いつてい  
通常の機会提供に加え、より参加しやすい機会としての「外国人子育てひろば」も定着し、一定  
の参加者があつた。こんご たげんごこうほう つうやくほじよ がいこくじんほごしゃ あんしん さんか たいせい  
整備に努める。

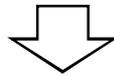
ねんど ていげん  
2013年度・提言③

がいこくじんしみん あんてい かていせいかつ のうりょく ろうどうりょく はつき  
外国人市民が安定した家庭生活のもと、その能力や労働力を発揮し  
にほん しゃかい けいざい こうけん しゅつにゆうこくかん りぎょうせい かいぜん ほうむ  
日本の社会・経済に貢献できるよう、出入国管理行政の改善を法務  
だいじん はたら  
大臣に働きかける。

ざいりゅうしかく かぞくたいざい かぞく はんい ざいりゅうがいこくじんおよ はいぐうしゃ おや ふく くに はたら  
1 在留資格「家族滞在」の「家族」の範囲に在留外国人及びその配偶者の親を含めることを国に働きか  
ける。

ざいりゅうしかく えいじゅうしゃ にほんじん はいぐうしゃ えいじゅうしゃ はいぐうしゃ ていじゅうしゃ も ざいりゅうがいこくじん どうがいしかく  
2 在留資格「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」「定住者」を持つ在留外国人が当該資格を  
ゆう きかん かぎ おや にほん たいざい くに はたら  
有する期間に限り、その親が日本に滞在できるようにすることを国に働きかける。

ばあい おや ざいりゅうきかんこうしんてつづ ひつよう とき にほんこくない おこな くに  
3 1、2 の場合において、親の在留期間更新手続きが必要な時は、日本国内で行えるようにすることを国  
に働きかける。



1, 2, 3

ねんど  
2020年度 B

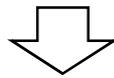
しゅつにゆうこくかん りぎょうせい くに どうこう かくじちたい とりくみとう じょうほうしゅうしゅう つと ひ つづ  
出入国管理行政について、国の動向や各自治体の取組等の情報収集に努めた。引き続き  
じょうほうしゅうしゅう おこな  
情報収集を行っていく。

ねんど ていげん  
**2015年度・提言①**

がいこくじんしえん じょうほうていきょう じょうほうはっしん そうだんまどぐち たぶんかきょうせい すいしん  
**外国人支援（情報提供・情報発信、相談窓口）と多文化共生の推進**  
 いぶんかこうりゅう こくさいりかい そくしん いばしょ ネットわーく もくてき  
**（異文化交流、国際理解の促進、居場所やネットワークづくり）を目的と**  
 しみん ぎょうせい しみんどうし ちゅうかんしえんそしき やくわり  
**し、市民と行政、また市民同士をつなぐ中間支援組織の役割をはたす**  
 ちいき きよてん すいしん  
**地域の拠点づくりを推進する。**

1 たぶんかきょうせいらうんじかり しな い ふくすう しょ せっち  
**1 「多文化共生ラウンジ（仮）」を市内の複数か所に設置する。**

かわさきこくさいこうりゅうきょうかい ぎょうせい きょうりよく かきよてんどうし そうごれんけい ネットわーく  
**2 川崎市国際交流協会は、行政とも協力しながら各拠点同士の相互連携やネットワークづくりにおいて**  
 しゅどうてき やくわり にな つと  
**主導的な役割を担うよう努める。**



1

ねんど  
**2020年度 B**

せっちばしょ きのう うんえいほうほう たぶんかきょうせいらうんじかり せっち む けんどう さんこう  
**設置場所、機能、運営方法など、「多文化共生ラウンジ（仮）」の設置に向けた検討の参考とする**  
 たとし こくさいこうりゅうらうんじどう しきつ かわさきしなんぶちいき がいこくじんしみん じょうきょう  
**ため、他都市の国際交流ラウンジ等を視察した。また、川崎市南部地域における外国人市民の状況**  
 に ーず はあく どうじつ ぶる ぼ の たら い ある きかく じっし けんどう すす  
**やニーズを把握するため、トライアル企画の実施の検討を進めた。**

2

ねんど  
**2020年度 B**

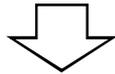
こうえきざいだんほうじんかわさきこくさいこうりゅうきょうかい ねん がつにじゅうよっか ぜんねんど ひ つづ かんこう  
**公益財団法人川崎市国際交流協会が2020年10月24日に、前年度に引き続き、おもてなし観光**  
 ぼらんてい あつやくせみなー しみん かいさい かわさきし く がいこくじん たいおう じんざいいくせい けんしゅう  
**ボランティア通訳セミナーを市民に開催し、川崎市に来る外国人に対応できる人材育成の研修を**  
 おこな どうじつ ぶる ぼ の たぶんかきょうせいしやかいすいしんじぎょう がいこく こ  
**行った。また、同日にプロボノによる多文化共生社会推進事業として、外国につながる子どもたち**  
 きょういくかだい かんが ふおーらむ たぶんかかつどうれんらくきょうぎかい きょうりよく かいさい しみん たぶんか  
**の教育課題を考えるフォーラムを多文化活動連絡協議会と協力して開催し、市民の多文化**  
 きょうせいしやかい りかい きょうりよく じんざい いくせい ほか  
**共生社会への理解や協力できる人材の育成を図った。**

ねん がつ にほんご まな きかい そうごぶんか りかい ふか せいかつ  
**また、2020年10～11月には、日本語を学ぶ機会や相互文化について理解を深めるための生活にほ**  
 さろん さほーたー ーようせいけんしゅう えいご ちゅうごくご かんこくご こくさいりかいこうぎ かいさい こくさいりかい  
**んごサロンのサポーター養成研修や、英語・中国語・韓国語による国際理解講座を開催し、国際理解**  
 そくしん ほか  
**の促進を図った。**

## ねんど ていげん 2015年度・提言②

がいこくじんしみん あんしん にほんこそだ しゅっさんこそだかん  
外国人市民が安心して日本で子育てができるよう、出産・子育てに関する  
たげんごじょうほう ていきょう そくしん  
多言語情報の提供を促進する。

- 1 外国語版母子健康手帳の窓口での提供および広報・周知を促進する。
- 2 各区が作成している子育てガイドブックの多言語化を推進するとともに、それが有効に活用されるよう外国人市民への提供に努める。



ねんど  
2018年度 A

1  
げんご がいこくごばん ぼ しけんこうてちょう まどぐち ていきょう こんご ひつよう ひと ひつよう とど  
9言語の外国語版母子健康手帳を窓口で提供している。今後も必要な人に必要なものを届けるよう事業を継続して実施する。

2  
かわさきく たんとう ねんど  
【川崎区にて担当】2016年度 A  
げんごばんこそだ がいどぶつく たげんごしりょう まどぐち じょうほうこーなー ちいきこそだ しえん  
6言語版子育てガイドブックや多言語資料を窓口や情報コーナーだけでなく、地域子育て支援  
せんたー やこどもぶんかせんたー ほいくえんとう くないこそだ しえんきかん はいか くやくしよない  
センターやこども文化センター、保育園等の区内子育て支援機関でも配架している。また、区役所内  
こそだ しえんかんけいきかん はいか がいこくごばん けいぞく ぞうさつ  
だけでなく、子育て支援関係機関に配架するために、外国語版を継続して増刷している。

さいわいく たんとう ねんど  
【幸区にて担当】2016年度 A  
がいこくじん かた ペーじもろ かわさきし かながわけん ほーむペーじ たげんごばん こーど  
「外国人の方へ」のページを設け、川崎市と神奈川県ホームページ（多言語版）のQRコードを  
けいさい みちか じょうほう かんじすべ るび つ けいさい にんぶ かた そうだんじ  
掲載するとともに、身近な情報について漢字全てにルビを付けて掲載している。妊婦の方へ相談時  
がいこくごばん ぼ しけんこうてちょう いっしょ あんない かつよう  
に外国語版母子健康手帳と一緒に案内し、活用している。

なかはらく たんとう ねんど  
【中原区にて担当】2020年度 B  
ねんれい おう まどぐちあんない たげんご さくせい あわ こくさいこうりゅうさいだん さくせい がいこくじん  
年齢に応じた窓口案内を多言語で作成し、併せて、かながわ国際交流財団が作成した外国人  
じゅうみんむ こそだ しえんぼん ふれつと かつよう そうだんまどぐち てきかく たげんごじょうほう  
住民向けの子育て支援パンフレットを活用して、相談窓口にて的確につながるよう多言語情報の  
ていきょう すす  
提供を進めた。

たかつく たんとう ねんど  
【高津区にて担当】2020年度 A  
こそだ じょうほうが いど ほつ がいこくじん かた いくじしえん にほんごきょうしつ  
子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」に、外国人の方への育児支援として、日本語教室、  
がいこくご そうだんまどぐち にんしん しゅっさん かん てつづ けんこうしんさ わくちんせつしゅ じよせいきん いりようきかん  
外国語による相談窓口、妊娠・出産に関する手続き、健康診査とワクチン接種、助成金、医療機関  
およぼい けいぞく  
及び保育の申込方法などの、外国人市民にとってもっとも重要と思われる情報を英語と日本語  
るび付きにて記載した。同ガイドは、妊娠届提出時に、母子健康手帳と同時に交付しているほか、  
ほけんねんきんか じどうかていか はいふ ねん しけんてき くやくしよ かいりぐちふきん  
保険年金課、児童家庭課でも配布している。また、2020年から試験的に区役所1階入口付近にて  
らいちようしや たいしやう さつし こうふ いっそうおお がいこくじんしみん こうふ  
来庁者を対象に冊子を交付することにした。このことにより、より一層多くの外国人市民に交付す  
かのう  
ることが可能になった。

【宮前区にて担当】2017年度 A

「みやまえ子育てガイドブックとことこ」の改訂に当たり、「外国人の方への支援」のページを追加し、生活に必要な情報を掲載するホームページや、相談窓口の連絡先等を掲載した。

【多摩区にて担当】2016年度 A

関係部署と連携を図り、「多摩区地域子育て情報ブック」に『外国籍の親子のページ（全6ページ）』を設け、日本語と英語の併記又は日本語にはルビを付ける等の工夫をした。出生から就学前までにおける手続き等の情報を中心に掲載している。

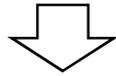
【麻生区にて担当】2020年度 A

子育てガイドブック内の「外国人の方に向けて」ページにて、必要と思われる手続き、案内等を英語表記で掲載している。子育てガイドブック改訂に際して、QRコードでのリンク貼り付けを増やした。川崎市ホームページ内の外国人向けページへのリンクや、その他団体へのページリンクを掲載することで、紙面で提供できる限られた情報だけでなく、他の情報収集を行うツールにつながるよう配慮を行った。

ねんど ていげん  
**2015年度・提言③**

がいこく つながる 子どもたちが、言語の壁によって高等学校への進学を諦めることがないよう、入試制度および入学後の支援を充実させる。  
(2009年度提言の再提言)

- 1 川崎市立の高等学校において、外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試制度を導入する。
- 2 神奈川県立の高等学校において現在実施されている在県外国人等特別募集枠(在県枠)について、学校数と定員数を増やすとともに、3年以内という条件を緩和するよう働きかける。また、とくに川崎市内の県立高校において在県枠が設置されるよう働きかける。
- 3 受験時における配慮だけではなく、学校生活にスムーズに適応できるよう日本語指導をはじめとする入学後の受け入れ体制についても整備、充実させる。



ねんど  
**2020年度 B**

1 川崎市立高校への特別な入試制度の導入について、在県外国人等特別募集制度がすでに行われている学校での形態や募集状況等について、引き続き情報収集を行った。

ねんど  
**2020年度 B**

2 神奈川県公立高等学校入学者選抜については、神奈川県公立高等学校協議会において、入学定員計画、選抜日程等を協議している。2020年度入学者選抜においては、在県外国人等特別募集として県内公立高校で実施され、募集定員合計145名のところ165名の受検者で倍率は1.14であった。今後も、県立高校における在県外国人特別募集枠について、今後の県内及び本市域での配置状況を把握するとともに、各校の志願状況を踏まえて、募集枠について県教育委員会と引き続き協議していく。

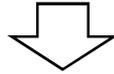
ねんど  
**2020年度 B**

3 幸 高校全日制、川崎高校定時制、川崎総合科学高校定時制、橘高校定時制および高津高校定時制に、日本語の専門的な指導を行える非常勤講師を配置している。とくに日本語指導が必要な生徒が多く在籍している川崎高校定時制については、4名の非常勤講師を配置している。また、「市立高等学校改革推進計画」第2次計画においても、これらの取り組みの充実を図るよう示し、検討を進めている。

## ねんど ていげん 2015年度・提言④

にゆうきよさべつ かいしやう とりくみ すいしん ねんどていげん  
入居差別を解消するための取組を推進する。(1996、1997年度提言の  
さいていげん  
再提言)

- 1 にゆうきよさべつかいしやう む とりくみ すす そうだんまどぐち せっち  
入居差別解消に向けた取組を進めるための相談窓口を設置する。
- 2 か わ さ き し じゆうたきほんじやうれい ふどうさんがいしや やぬし がいこくじんしみん しゆうち  
川崎市住宅基本条例を不動産会社や家主だけでなく、外国人市民へも周知する。
- 3 か わ さ き し きよじゆうしえんせいど りようそくしん とりくみ おこな  
川崎市居住支援制度の利用促進のための取組を行う。



ねんど  
2019年度 A

1  
がいくじん ふく じゆうたかくほようはいりよしや す さが そうだん たいおう そうだんまどぐち  
外国人を含めた住宅確保要配慮者からの住まい探しの相談に対応する「すまいの相談窓口」につ  
いて『周知チラシ』と『多言語（10言語）対応のホームページ』を作成し、その中で差別解消の相談  
窓口についても案内を行った。引き続き、同チラシ等による周知を行っていく。

ねんど  
2019年度 A

2  
がいくじん ふく じゆうたかくほようはいりよしや す さが そうだん たいおう そうだんまどぐち  
外国人を含めた住宅確保要配慮者からの住まい探しの相談に対応する「すまいの相談窓口」につ  
いて『周知チラシ』と『多言語（10言語）対応のホームページ』を作成し、その中で住宅基本条例  
についても案内を行った。引き続き、同チラシ等による周知を行っていく。

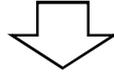
ねんど  
2019年度 A

3  
しゆうちやうばんふれっと げんご かかくやくしよ がいくじんしみんじやうほうこーなー はいか  
周知用パンフレット（6言語）を各区役所の外国人市民情報コーナーへ配架した。

ねんど ていげん  
2015年度・提言⑤

にほんご じょうほうていきょう じゅうじつ  
「やさしい日本語」による情報提供を充実させる。

- 1 「やさしい日本語」に関するガイドラインを作成する。
- 2 市ホームページにおける「やさしい日本語」による情報を増やすとともに、それらを集約し、外国人市民が利用しやすいものとなるようホームページを改善する。



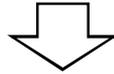
1 2020年度 B  
ねん がつ しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちょう ぶんかちょう さくてい こうひょう ざいりゅうしえん にほんご  
2020年8月に出入国在留管理庁と文化庁が策定、公表した「在留支援のためのやさしい日本語  
ガイドライン」を参考に、本市の「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を発展させ、ま  
た、地域の実情に応じた内容を反映させた「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン(仮称)」を2020  
ねんどちゅう さくてい よてい  
年度中に策定する予定である。

2 2020年度 B  
かんけいぶしょ はたら しんがたころなういるすかんせんしやうかんれんじやうほう す そうだんまどぐち  
関係部署に働きかけ、新型コロナウイルス感染症関連情報や、住まいの相談窓口についての  
じょうほうとう しほーむぺーじ にほんご けいさい しほーむぺーじ  
情報等を市ホームページに「やさしい日本語」で掲載するなど、市ホームページにおけるやさしい  
にほんご か じょうほう じゅうじつ つと  
日本語で書かれた情報の充実に努めた。

ねんど ていげん  
2017年度・提言①

がいこくじんしみん じりつ しみん あんしん せいかつ おく しえん  
外国人市民が自立した市民として、安心して生活が送れるよう支援する。

あら てんにゆう がいこくじんしみん おも たいしやう ぎやうせい せいど じやうほう せいかつ おく うえ る ーる  
1 新たに転入してきた外国人市民を主な対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールや  
まな ー かわさきし みりよく せつめい おりえん てーしょん かいさい  
マナー、川崎市の魅力などを説明するオリエンテーションを開催する。



1

ねんど  
2020年度 B

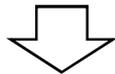
こうえきざいだんほうじんかわさきしこくさいこうりゆうきやうかい がいこくじんしみん せみなー しえいじゆうたくもうしこみしょ  
公益財団法人川崎市国際交流協会では、外国人市民のためのセミナーとして、市営住宅申込書  
か かた こうこうしんがく しょうがっこうにゆうがく かん せつめいかい こべつ じっし  
の書き方、高校進学、小学校入学に関する説明会などを個別に実施した。

しみんぶんかきよくたぶんかきやうせいすいしんか かわさきえきしゅうへんちいき おりえん てーしょん らいねんどいこう  
市民文化局多文化共生推進課では、川崎駅周辺地域でのオリエンテーションの来年度以降の  
かいさい む じゅんび すす  
開催に向け、準備を進めた。

## ねんど ていげん 2017年度・提言②

さいがいじ ひなんじょ たぶん かきょうせい がいこくじんしえん しゅく  
災害時における避難所での多文化共生と外国人支援のための仕組み  
づくりを推進する。

- 1 がいこくじんしみん にほんじんしみん きょうりやく ひなんじょ うんえい かか だいひょうしゃかいぎ さくせい  
外国人市民が日本人市民と協力して避難所の運営に関わることができるように、代表者会議が作成し  
た多言語版の「受付シート」を活用する。
- 2 ひなんじょ き がいこくじんしみん じょうほう じょうきょう じょうたい せいかく はあく いっぱんざいだんほうじんじちたい  
避難所に来た外国人市民の情報や状況・状態などを正確に把握するために、一般財団法人自治体  
国際化協会(以下CLAIRという)が作成した「多言語避難者登録カード」を活用する。
- 3 さいがいじ がいこくじんしえん さまざま つーる かくじつ かつよう さくせい つーる  
災害時の外国人支援のための様々なツールが確実に活用されるよう、CLAIR が作成したツールの  
存在を各区の避難所運営マニュアルに記載する。(2007年度提言の補足意見)
- 4 にほんご ふじゆう がいこくじんしみん だいひょうしゃかいぎ さくせい たげんごぼん さいしょうめいしょこうふねがい  
日本語が不自由な外国人市民のために、代表者会議が作成した多言語版の「り災証明書交付願 <<  
記入ガイド>>」を活用する。



1, 2, 3, 4

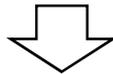
ねんど  
2018年度 A

- 1 がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ さくせい うけつけしーと げんご えいご ちゅうごくご かんこく ちょうせんご ぼるとがるご  
外国人市民代表者会議が作成した「受付シート」7言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、  
スペイン語、タガログ語、ロシア語)を、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」の様式集  
に掲載した。今後も、避難所運営訓練等を通じて、活用等の周知を図る。
- 2 じちたいこくさいかきょうかい さくせい ひなんしやとうろくかーど げんご えいご ちゅうごくご かんこく ちょうせんご  
自治体国際化協会(CLAIR)が作成した「避難者登録カード」7言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、  
ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ロシア語)を、2018年8月に改定した「避難所運営マニ  
ュアル」の様式集に掲載した。
- 3 じちたいこくさいかきょうかい ほーむぺーじじょう けいさい さいがいじ たげんごひょうじしーと さんこう  
自治体国際化協会(CLAIR)のホームページ上に掲載された「災害時多言語表示シート」を参考に  
する旨を、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」上に掲載した。
- 4 くたんとうしゃかいぎ せつめい うえ りさいしょうめい しんせい ほっこう たんとう かくく たい たげんごぼん さい  
区担当者会議で説明した上で、罹災証明の申請・発行を担当する各区に対し、多言語版の「り災  
証明書交付願 <<記入ガイド>>」を送付し、災害時の活用を促した。

## ねんど ていげん 2017年度・提言③

がいこくじんしみん こそだ しゅうろうしえん ほいく りようしんせい さぼーと  
外国人市民の子育ておよび就労支援として、保育の利用申請をサポート  
するのための多言語による支援の充実を図る。

- 1 だいいょうしゃかいぎ さくせい たげんごぼん ほいくあんない がいよう ほいくしんせいち えっくりすと かつよう  
代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を活用する。
- 2 にほんご にがて がいこくじんしみん たげんご たいおう そうだん きかい もう  
日本語が苦手な外国人市民のために、多言語に対応した相談の機会を設ける。



### ねんど 1 2018年度 A

かくくやくしよじどうかていか かくちくけんこうふくしす てーしょん だいいょうしゃかいぎ さくせい たげんごぼん えいご  
各区役所児童家庭課・各地区健康福祉ステーションにて、代表者会議が作成した多言語版（英語、  
ちゅうごくご かんこく ちようせんご たがろぐご ほいくあんない がいよう ほいくしんせいち えっくりすと がいこく しゅうち  
中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語）の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を周知・  
はいふ がいこくじんしみん まどぐちそうだんじ かつよう  
配布し、外国人市民の窓口相談時に活用した。  
また、ろしあご すべいんご ぼるとがるご こんごたいおうよてい  
また、ロシア語・スペイン語・ポルトガル語については、今後対応予定。

### ねんど 2 2019年度 A

#### 【川崎区にて担当】2018年度 A

たいしょうしゃ きぼう おう ほいく りようそうだん ひつよう でんわ つうやくさーびす がいこくご  
対象者それぞれの希望に応じた保育の利用相談が必要であるため、電話の通訳サービスや外国語  
か がいようしりょう ちず ほいくさーびす はやみひょう だいいょうしゃかいぎ さくせい たげんごぼん ほいく  
で書かれた概要資料、地図、保育サービスの早見表、また、代表者会議が作成した多言語版の「保育  
あんない がいよう ほいくしんせいち えっくりすと かつよう こべつそうだん たいおう  
案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を活用し、個別相談に対応している。

#### 【幸区にて担当】2019年度 A

たげんごぼん ほいくあんない がいよう ほいくしんせいち えっくりすと しめ こべつ にゅうしよしんせい ひつよう  
多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を示しながら個別に入所申請の必要  
しよるい あんない じどうかていか せっち たぶれっと くやくしよつうやくさーびす りよう  
書類を案内したり、児童家庭課に設置しているタブレットの区役所通訳サービスを利用した。

#### 【中原区にて担当】2019年度 A

ねん がついついち げんご たいおう たぶれっとしきたんまつ かつよう たげんごつうやくさーびす どうにゅう  
2019年4月1日に13言語に対応したタブレット式端末を活用した多言語通訳サービスを導入し  
にほんご にがて がいこくじんしみん らいちよう さい ほいくじよ りようしんせい そうだんじ たぶれっとしきたんまつ  
た。日本語が苦手な外国人市民が来庁した際に、保育所の利用申請や相談時に、タブレット式端末  
もち てれびつうわ でんわつうやく かつよう たげんご しえん じゅうじつ はか  
を用いたテレビ通話や電話通訳を活用し、多言語による支援の充実を図った。

#### 【高津区にて担当】2019年度 A

たかづく たんとう ねんど  
たぶれっとたんまつ つうやくおよ でんわつうやく ねん がつ どうにゅう かつよう  
タブレット端末によるTV通訳及び電話通訳を2019年4月から導入した。それらを活用すること  
がいこくじんしみん こみゆにけーしょん ほいくじよあんないぎょうむ ほいくじよにゅうしよとう かくてつづ じ  
で、外国人市民とのコミュニケーションが向上し、保育所案内業務や保育所入所等の各手続き時に  
たげんご たいおう しえん そうだんぎょうむ おこな  
おいて、多言語に対応した支援・相談業務を行うことができた。

【宮前区にて担当】2019年度 A

英語のできる職員が対応又は片言の英語で対応するか、「保育案内【概要】」を使用し簡易的な案内をすることに加え、今年度からは児童家庭課に設置しているテレビ通訳タブレット端末を用いて、多言語による保育利用申請等の相談に対応している。

【多摩区にて担当】2019年度 A

外国人市民から相談を受ける際に、職員が窓口備え付けのタブレットを用いた多言語通訳サービスツールを活用し、保育利用申請等について多言語で説明を行った。

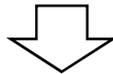
【麻生区にて担当】2018年度 A

日本語が苦手な外国人市民からの相談について、他部署が所有するタブレット端末を活用し、TV通訳を通し相談内容を把握し、回答することで対応した。

# ねんど ていげん 2019年度・提言①

がいこくじんしみん こそだ にゅうようじけんこうしんさ たげんご  
外国人市民の子育て支援として、乳幼児健康診査のための多言語によ  
る支援の充実を図る。

- 1 だいひょうしゃかいぎ さくせい もんしんひょう たげんごきにゅうが いど かつよう  
代表者会議が作成した問診票の「多言語記入ガイド」を活用する。
- 2 にゅうようじけんこうしんさ ぼしほけんじぎょう かか じょうほう たげんごか すいしん  
乳幼児健康診査やそのほかの母子保健事業に関わる情報の多言語化を推進する。



## ねんど 1 2020年度 A

しほーむぺーじない こ けんしん たげんごきにゅうが いど ほん けいさい もんしんひょう じゆう  
市ホームページ内「子どもの健診」にて多言語記入ガイドPDF版を掲載し、問診票として自由に  
ダウンロードできるようにした。また、毎月発送する乳幼児健診の対象者宛て案内通知の封筒に  
多言語記入ガイドの紹介及びホームページのQRコードを印刷して全対象者へ周知をした。今後、  
多言語記入ガイドをより一層活用してもらえよう、掲載先のホームページの構成を工夫する。

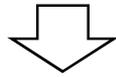
## ねんど 2 2020年度 B

にゅうようじけんしん ぼしほけんじぎょう たき ちよくせつしみん かか かくくちいき しえん  
乳幼児健診をはじめ母子保健事業は多岐にわたるため、直接市民と関わる各区地域みまもり支援  
センター地域支援課の意見を取り入れ、多言語化が必要な帳票や配布物を選定した。今後、専門  
業者へ翻訳作業を委託し、年度内に成果物を納品させる予定である。

## ねんど ていげん 2019年度・提言②

にほんごしどう ひつよう じどうせいと あんしん がっこうせいかつ おく にほんご  
日本語指導が必要な児童生徒が安心して学校生活を送れるよう日本語  
しえん じゅうじつ はか  
支援の充実を図る。

1 にほんごしどう ひつよう こ たい そうごうてき しえん たいせい せいび  
日本語指導が必要な子どもに対して総合的に支援ができるような体制を整備する。



1

ねんど  
2020年度 A

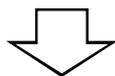
これまで教育委員会において、多文化共生教育の推進全般に関しては総務部が、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援については総合教育センターカリキュラムセンターがそれぞれ所管していたが、今年度の組織改編により、すべて教育政策室人権・多文化共生教育担当の所管となった。これにより、日本語指導が必要な子どもに対し総合的に支援ができるようになった。併せて、予算の拡充などにより、日本語指導の体制を抜本的に見直したことで、日本語指導が必要なすべての児童生徒に対し支援の手が行き届くようになった。

今後も、日本語指導が必要な児童生徒への支援について、研修等を通じて職員や学校の支援力の向上に努めていく。また、今年度から実施した新たな施策を検証するとともに、児童生徒への適切な支援のあり方について、社会情勢や他都市の状況等を踏まえながら、引き続き検討を続けていく。

## ねんど ていげん 2019年度・提言③

がいこくじんろうどうしゃ てきせい しゅうろう む とりくみ すいしん  
外国人労働者の適正な就労に向けた取組を推進する。

- 1 労働関連法が遵守され、公正な待遇が確保されるよう事業主等への啓発と適切な監督指導を徹底するとともに、外国人労働者への啓発と情報提供の充実を図るよう国に働きかける。
- 2 外国人を雇用する事業主等に対して、外国人の雇用ルールに関する啓発と情報提供を充実させる。
- 3 外国人労働者に対して、適正な労働条件や相談窓口に関する啓発と情報提供の充実を図る。



### ねんど 1 2020年度 B

事業主等への啓発について、従来と同様に、広報誌やガイドブック、ホームページ等を通じて実施した。国への働きかけについては、新型コロナウイルス感染拡大の状況等もあり、十分な機会をもう設けられなかった。  
今後の取組については検討を進める。

### ねんど 2 2020年度 B

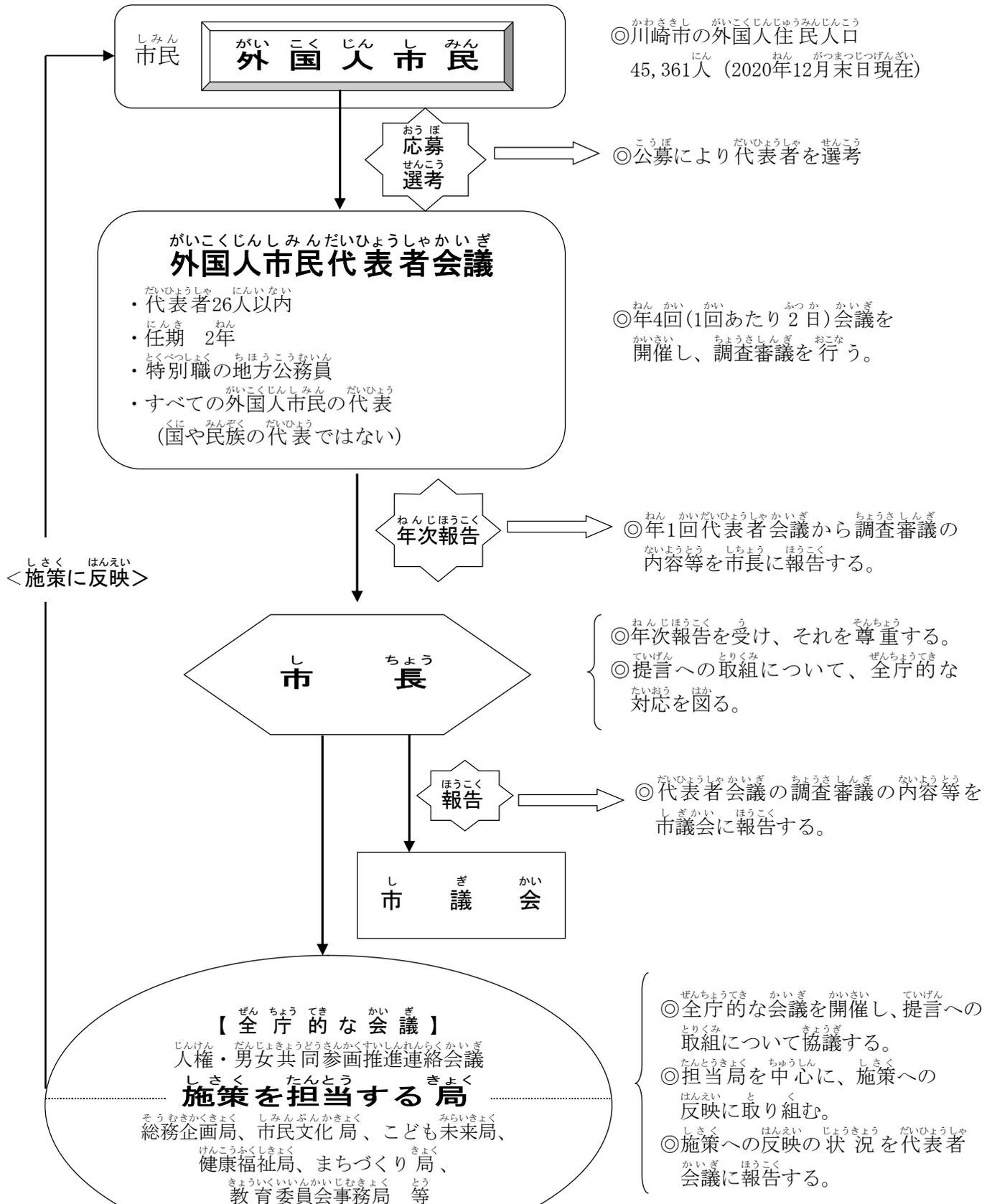
外国人を雇用する事業主等に対して、従来と同様に、ホームページや広報誌、ガイドブックでの情報提供を行った。来年度以降も引き続き取組を進める。

### ねんど 3 2020年度 B

外国人を含む労働者に対して、労働条件や相談窓口等について、従来と同様に、ホームページや広報誌、ガイドブックでの情報提供を行った。外国人労働者からの相談は、全体の1割にも満たない為、より周知を図る必要がある。

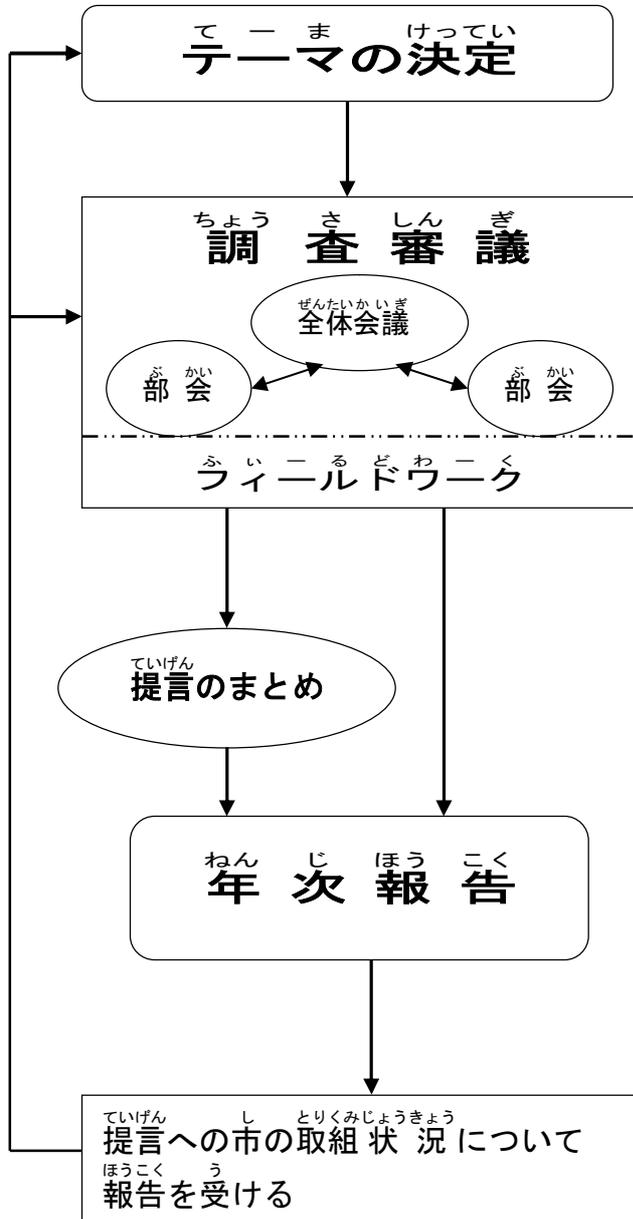
## 5 外国人市民代表者会議のしくみ

### 1 外国人市民代表者会議からの報告が施策に反映されるしくみ



2 外国人市民代表者会議の運営

会議の運営方法は、条例・運営要綱に基づき、代表者自身が決定する。



◎何を調査審議するかは会議で審議し、代表者が合意の上決定する。

◎テーマに基づき、部会を設置して調査審議することができる。

◎部会での審議結果を全体会議で報告し、代表者会議全体で確認する。

◎会議外でフィールドワーク等を実施し、調査審議に活かす。

◎調査審議された内容のうち、提言として報告できるものをまとめる。

◎市長に調査審議の内容や活動状況等を報告するとともに、意見（提言）を申し出る。

◎市長は、提言への取組について、全庁的な対応を図る。

◎市は、提言への取組状況を代表者会議に報告する。

◎取組状況を踏まえて、調査審議を進める。

[事務局] 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課

- \* 会議運営のサポート、調査審議資料及び議事録作成
- \* 関係局等との調整及び連携
- \* 他都市等の情報収集及び情報提供

6

条例・要綱・要領

川崎市外国人市民代表者会議条例

平成8年10月3日 条例第25号

(目的及び設置)

第1条 本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 代表者会議は、外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し前条の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、調査審議の対象としない。

(市長等の責務)

第3条 市長その他の執行機関は、代表者会議の運営に関し協力及び援助に努め、並びに代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。

(組織等)

第4条 代表者会議は、代表者(第3項の規定により委嘱を受けた者をいう。以下同じ。)

26人以内をもって組織する。

2 代表者は、日本の国籍を有しない者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 年齢満18年以上であること。

(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) その他市長が定める事項

3 代表者は、前項に定める者のうちから市長が委嘱する。

4 代表者は、任期を2年とし、1期に限り再任されることができる。

5 補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者の責務)

第5条 代表者は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2 代表者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 代表者会議に委員長及び副委員長各1人を置き、代表者の互選により定める。

2 委員長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 代表者会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第8条 代表者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、代表者会議の自主的な運営により、行われるものとする。

3 会議は、代表者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議が終了したときは、会議の経過等をまとめ、市長に提出しなければならない。

(会議の開催)

第9条 会議の開催は、1年に4回とし、1回あたり2日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

(資料の提出等)

第10条 代表者会議は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(報告等)

第11条 委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は委員長が代表者会議に諮って定め、その他この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(任期等の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される代表者は、第4条第4項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとし、1期に限り再任されることができる。

(会議の開催の特例)

3 平成8年度の会議の開催については、第9条第1項中「4回」とあるのは、「2回」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

しこうきじつ  
(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

けいかそち  
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の第4条第2項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民記録台帳に登録されている期間に通算する。

ふそく  
(附則)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

かわさしがいがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎうんえいようこう  
川崎市外国人市民代表者会議運営要綱

しゆし  
(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例(平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき設置される川崎市外国人市民代表者会議(以下「会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

かいぎ かいへい  
(会議の開閉)

第2条 会議の開会、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣言する。

かいぎ こうかい  
(会議の公開)

第3条 会議は原則として公開とする。ただし、出席代表者の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

かいぎ ぼうちよう  
(会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は、会議の都度定める。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を越えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

3 傍聴人が会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

かいぎ しようげんご  
(会議の使用言語)

第5条 会議は日本語を用いる。ただし、代表者が必要とするときは、通訳を同行することができる。

せいふくぎちようかいぎ  
(正副議長会議)

第6条 会議の運営については、必要に応じて正副議長会議を開催し協議する。

ぶかい せっち  
(部会の設置)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい ぶかい ぎちよう かいぎ はか せっち  
第7条 条例第7条に規定する部会は、議長が会議に諮って設置する。

ぶかい ぶかいちよう お ぶかいちよう とうがいぶかい ぞく だいひようしゃ ごせん さだ ぶかい  
2 部会には部会長を置く。部会長は、当該部会に属する代表者の互選により定め、その部会  
の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を議長に報告する。

ぶかいちよう ひつよう おう せいふくぎちようかいぎ しゅつせき  
3 部会長は、必要に応じて正副議長会議に出席することができる。

りんじ かいぎ  
(臨時の会議)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい りんじ かいぎ つぎ かくごう がいとう ばあい かいさい  
第8条 条例第9条に規定する臨時の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、開催  
することができる。

きんきゆう かいぎ しょうしゅう ひつよう ばあい  
(1) 緊急に会議の招集が必要な場合

だいひようしゃ ぶん いじよう もの かいぎ ふぎ あんけん しめ かいぎ せいきゆう  
(2) 代表者の4分の1以上の者から会議に付議する案件を示して会議の請求があるとき

かいぎ ほうこく  
(会議の報告)

だい じょう じょうれいだい じょうだい こう きてい しちょう ていしゅつ かいぎ けいかとう がいよう する できるく  
第9条 条例第8条第5項の規定により、市長に提出する会議の経過等は概要を記した摘録  
とする。

じょうれいだい じょう きてい しちょう ほうこく かいぎ がいよう ちょうさしんぎ けつかおよ いけんとう  
2 条例第11条の規定による市長への報告は、会議の概要、調査審議の結果及び意見等を  
内容とする書面により行う。

かいしよく もうしで  
(解囑の申出)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい だいひようしゃ つぎ かくごう がいとう しちょう もう で  
第10条 委員長は、代表者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長にこれを申し出  
ることができる。

じ こ つごう じしよく い し ひようめい  
(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

しんしん こしよう た じゆう しよくむ すいこう た おも  
(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと思われるとき。

しよくむじよう ぎ むいはん  
(3) 職務上の義務違反があるとき。

ほじゅう もうしで  
(補充の申出)

だい じょう だいひようしゃ けつていん しょう ばあい がいんちよう かいぎ はか ほじゅう しちょう もう で  
第11条 代表者に欠員が生じた場合、委員長は会議に諮って、その補充を市長に申し出る  
ことができる。

いにん  
(委任)

だい じょう じょう しようこう さだ ひつよう じこう かいぎ がいんちよう かいぎ はか さだ  
第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議の委員長が会議に諮って定める。

ふ そく  
(附則)

しようこう へいせい ねん がついつたち しこう  
この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

ふ そく  
(附則)

しようこう へいせい ねん がつ か しこう  
この要綱は、平成11年10月14日から施行する。

ふ そく  
(附則)

しようこう へいせい ねん がついつたち しこう  
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃせんになようこう  
川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱

しゅし  
(趣旨)

だい じょう ようこう かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ じょうれい へいせい ねんかわさきし じょうれいだい ごう いか  
第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例(平成8年川崎市条例第25号。以下  
じょうれい だい じょう きてい もと しちょう いしよく がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ  
「条例」という。)第4条の規定に基づき、市長が委嘱する外国人市民代表者会議の代表者  
いか だいひょうしゃ せんにな ひつよう じこう さだ  
(以下「代表者」という。)の選任について必要な事項を定めるものとする。  
だいひょうしゃせんこう いりん かい せっち  
(代表者選考委員会の設置)

だい じょう しちょう だいひょうしゃ せんにな かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃせんこう いりん かい  
第2条 市長は、代表者を選任するときは、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会  
いか だいひょうしゃせんこう いりん かい せっち せんこう けつか もと いしよく  
(以下「代表者選考委員会」という。)を設置し、その選考の結果に基づき委嘱するものと  
する。  
だいひょうしゃ こうせい  
(代表者の構成)

だい じょう じょうれいだい じょう もと だいひょうしゃ こうせい こくさいれんごうじんけんり じかい いりんせんしゅつ ちいきくぶん  
第3条 条例第4条に基づく代表者の構成は、国際連合人権理事会の委員選出の地域区分  
もと ちいき すく かくひとりいじょう せっち どういつ こくせき ちいき いりん せん こ  
に基づく5地域から少なくとも各1人以上とし、同一の国籍・地域の委員は、4人を超えな  
いものとする。

2 前項に規定する代表者の構成に対して、応募数が満たないとき又は応募者が選考基準を  
み つど きょうぎ  
満たさないときは、その都度協議するものとする。

だいひょうしゃ ぼしゅう  
(代表者の募集)

だい じょう だいひょうしゃ ぼしゅう こうぼ おこな  
第4条 代表者の募集は、公募により行う。

2 募集は、外国人市民代表者会議代表者応募申請書(第1号様式)により行う。

だいひょうしゃ せんこうきじゅん  
(代表者の選考基準)

だい じょう だいひょうしゃせんこう いりん かい だいひょうしゃ せんこう あ おうぼしゃ にほんご かいわ のうりよく  
第5条 代表者選考委員会は、代表者の選考に当たっては、応募者の日本語会話能力のほか、  
ぼしゅう がいこくじんしみん だいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ おうぼ しんせいしよ だい ごうようしき おこな  
市政への関心、地域や外国人相互の交流状況、共生のまちづくりについての積極性等を  
こうりよ せんこう きょうせい せつきよくせいとう  
考慮して選考する。

2 前項に定めるもののほか、代表者選考委員会は、男女の均衡、地域、年齢等について適切  
はいりよ  
な配慮をするものとする。

きじゅんび  
(基準日)

だい じょう だい じょうだい こうだい ごうおよ だい ごう きてい まん ねんおよ しない ざいじゅう ねんいじょう ようけん  
第6条 第4条第2項第1号及び第2号に規定する満18年及び市内在住1年以上の要件  
きじゅんび だいひょうしゃ にんき はじ とし がついつち  
の基準日は、代表者の任期の始まる年の4月1日とする。

いにん  
(委任)

だい じょう ようこう さだ ひつよう じこう だいひょうしゃせんこう いりん かい はか しみん ぶんか  
第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表者選考委員会に諮って、市民文化  
きょくちょう さだ  
局長が定める。

ふ 則

しこうきじつ  
(施行期日)

1 この要綱は、平成8年10月7日から施行する。

きじゅんび とくれい  
(基準日の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者の配分の基準となる外国人登録者数は、

第6条第1項の規定にかかわらず、平成8年4月1日の外国人登録者数を用い、満18歳及び市内在住1年の要件の基準日は、同条第2項の規定にかかわらず、平成8年11月1日とする。

(代表者選考委員会の任期)

3 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者選考委員会は、第3条第2項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年2月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月22日から施行する。

かわさきしがいこくじん しみん だいひょうしゃ かいぎ だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち ようりょう  
川崎市外国人市民 代表者 会議 代表者 選考委員会設置 要領

もくてきおよ せっち  
(目的及び設置)

第1条 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)の代表者を選考するため、川崎市外国人市民代表者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。  
(所掌事項)

第2条 選考委員会は、要綱に基づく代表者会議の代表者の選考を所掌する。  
(組織)

第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民文化局長
- (2) 市民文化局市民生活部長
- (3) 市民文化局人権・男女共同参画室長
- (4) 市民文化局コミュニティ推進部長
- (5) 総務企画局総務部長
- (6) 教育委員会事務局総務部長

いいんちょう  
(委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、市民文化局長をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

かいぎ  
(会議)

第5条 選考委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選考委員会は、代表者の選考にあたっては、必要に応じて外国人市民施策に関して見識を有する者の意見を聴くことができるものとする。

じむきょく  
(事務局)

第6条 選考委員会の事務局は、市民文化局に置く。

いにん  
(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

ふ そく  
附 則

この要領は、平成27年11月20日から施行する。

ふ そく  
附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

この要領は、平成29年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。



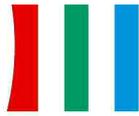
かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねんじほうこく ねんど  
川崎市外国人市民代表者会議 年次報告<2020年度>  
2021 (令和3) 年 3月

へん しゅう かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ  
編 集 川崎市外国人市民代表者会議

はっ こう かわさきししみんぶんかきょくしみんせいかつたぶんかきょうせいすいしんか  
発 行 川崎市市民文化局 市民生活部多文化共生推進課  
かわさきしかわさきくえきまえほんちょう  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2  
かわさきふろんていあびるかい  
川崎フロンティアビル9階

TEL 044-200-2846 FAX 044-200-3707

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-7-2-0-0-0-0-0-0-0.html>



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市